

枚方京田辺環境施設組合  
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書

要約書

令和2年4月

枚方京田辺環境施設組合



## はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第16条の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)」である。

# 目次

第1章 事業計画の概要	1-1
1-1 事業者の氏名及び住所	1-1
1-2 対象事業の名称	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容	1-1
1-3-1 対象事業の目的	1-1
1-3-2 対象事業の内容	1-2
(1) 対象事業の種類	1-2
(2) 対象事業の規模	1-2
(3) 対象事業実施区域の位置	1-2
(4) 対象事業実施区域の面積	1-2
(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況	1-7
(6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果	1-12
(7) 事業計画	1-13
(8) 建設施工計画	1-20
(9) 環境配慮の方針	1-21
第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況	2-1
第3章 計画段階環境配慮書の概要	3-1
3-1 計画段階環境配慮書における検討	3-1
3-2 予測及び評価の結果	3-3
3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	3-3
3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	3-4
(1) 環境影響の程度に係る評価	3-4
(2) 環境基準等との整合	3-4
3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）	3-5
3-3 総合評価	3-6
3-3-1 施設等の配置に関する総合評価	3-6
3-3-2 工作物の構造に関する総合評価	3-6
第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解	4-1
4-1 配慮書の公告及び縦覧等	4-1
4-1-1 公告	4-1
(1) 公告日	4-1
(2) 公告方法	4-1
(3) 周知方法	4-1
4-1-2 縦覧	4-1
4-1-3 意見書	4-2

(1) 意見書の提出期間 .....	4-2
(2) 意見書の提出方法 .....	4-2
(3) 意見書の提出状況 .....	4-2
4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解 .....	4-3
(1) 事業計画について .....	4-3
(2) 計画段階配慮事項の選定について .....	4-6
(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について .....	4-7
(4) その他の環境影響について .....	4-8
(5) その他 .....	4-13
4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解 .....	4-14
(1) 全般的事項 .....	4-14
(2) 個別事項 .....	4-14
第5章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解 .....	5-1
5-1 方法書の公告及び縦覧等 .....	5-1
5-1-1 公告 .....	5-1
(1) 公告日 .....	5-1
(2) 公告方法 .....	5-1
(3) 周知方法 .....	5-1
5-1-2 縦覧 .....	5-1
5-1-3 意見書 .....	5-2
(1) 意見書の提出期間 .....	5-2
(2) 意見書の提出方法 .....	5-2
(3) 意見書の提出状況 .....	5-2
5-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解 .....	5-3
(1) 事業計画の概要 .....	5-3
(2) 地域の概要 .....	5-5
(3) 計画段階環境配慮書の概要 .....	5-8
(4) 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解 .....	5-8
(5) その他（他の機関に対する意見等） .....	5-9
5-3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解 .....	5-10
(1) 全般的事項 .....	5-10
(2) 個別事項 .....	5-10
第6章 環境影響評価の項目の選定 .....	6-1
6-1 環境影響要因の抽出 .....	6-1
6-2 環境影響評価の項目の選定 .....	6-1

第7章 調査、予測及び評価の手法 .....	7-1
第8章 調査、予測及び評価の結果 .....	8-1
第9章 事後調査の内容 .....	9-1
9-1 事後調査の方針 .....	9-1
9-2 事後調査の項目の選定 .....	9-1
9-3 事後調査の手法等 .....	9-5
9-3-1 工事の実施 .....	9-5
9-3-2 土地又は工作物の存在及び供用 .....	9-6
9-3-3 まとめ .....	9-8
第10章 環境影響に係る総合的な評価 .....	10-1
第11章 その他規則で定める事項 .....	11-1
11-1 対象事業を実施するために必要な許認可等 .....	11-1
11-2 準備書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ..	11-1

## 第1章 事業計画の概要

### 1-1 事業者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合  
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 上村 崇  
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

### 1-2 対象事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

### 1-3 対象事業の目的及び内容

#### 1-3-1 対象事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の枚方市東部清掃工場（以下、「東部清掃工場」という。）と昭和63年3月稼働の枚方市立穂谷川清掃工場（以下、「穂谷川清掃工場」という。）第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などに及ぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備を行うことが喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

可燃ごみ広域処理施設の整備は、平成27年に基本合意書に基づき設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で検討を行い、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の令和7年度稼働を目指し、整備を行うものである。

### 1-3-2 対象事業の内容

#### (1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

#### (2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日 [7t/時間] × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

#### (3) 対象事業実施区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか（図 1-3.1～図 1-3.4参照）

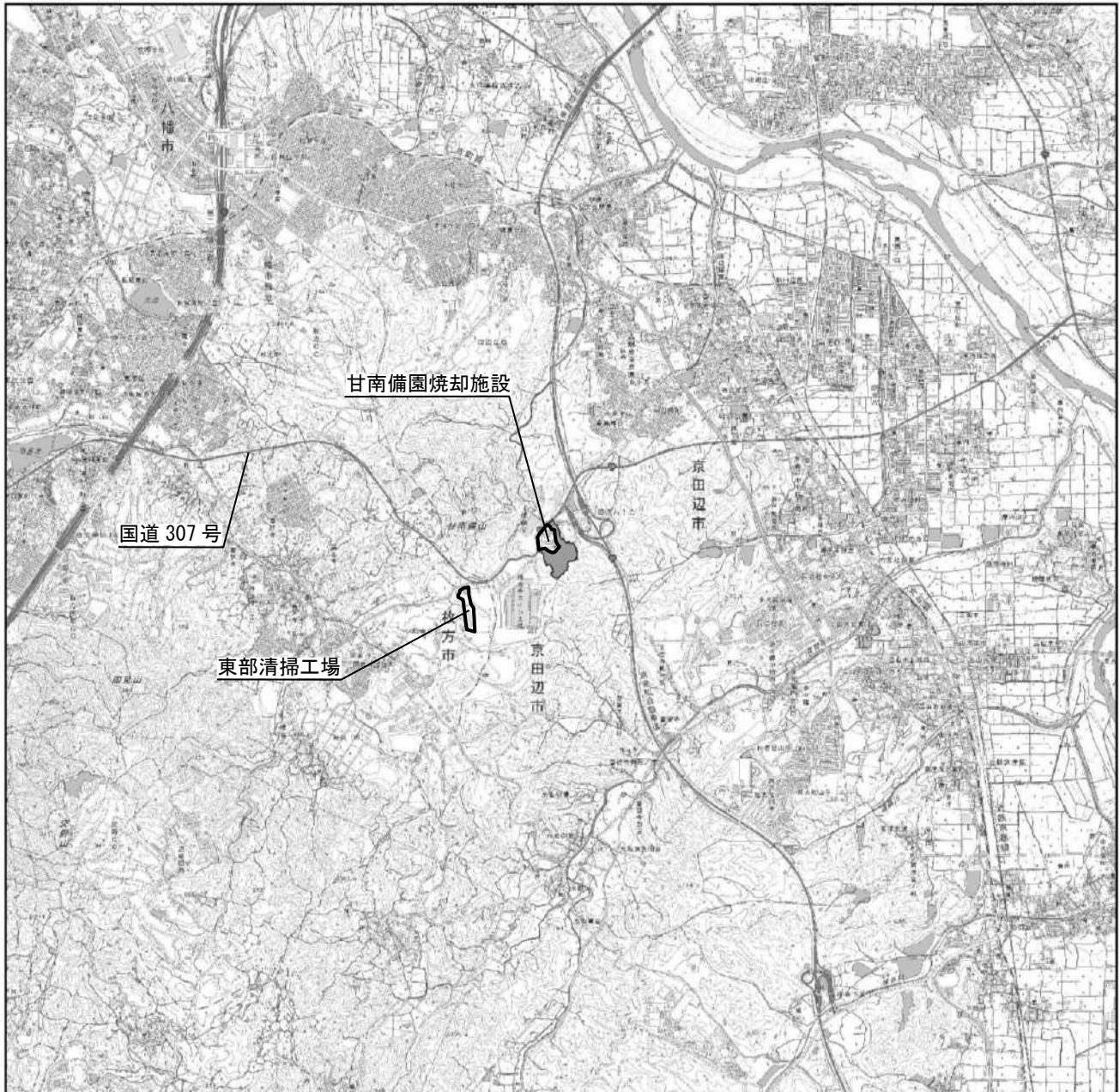
#### (4) 対象事業実施区域の面積

区域の面積：約50,600m<sup>2</sup>


（処理施設工区：約35,600m<sup>2</sup>、市道整備工区：約15,000m<sup>2</sup>）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する区域については、図 1-3.3に示す処理施設工区となるが、当該処理施設への国道307号からの進入道路として、本事業と同時期に京田辺市道が造成整備される。よって、市道整備事業は、本事業と密接な関係があることから、図 1-3.3に示す市道整備工区についても、対象事業実施区域に含めて評価を行うこととする。





凡 例

 対象事業実施区域

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

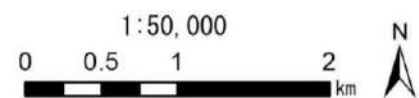


図 1-3.1 対象事業実施区域位置図 (広域)



凡 例

○ 対象事業実施区域

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

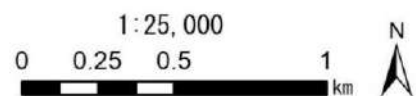





図 1-3.2 対象事業実施区域位置図 (周辺)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  処理施設工区
-  市道整備工区

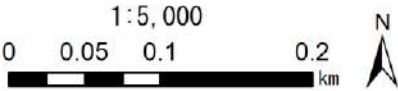
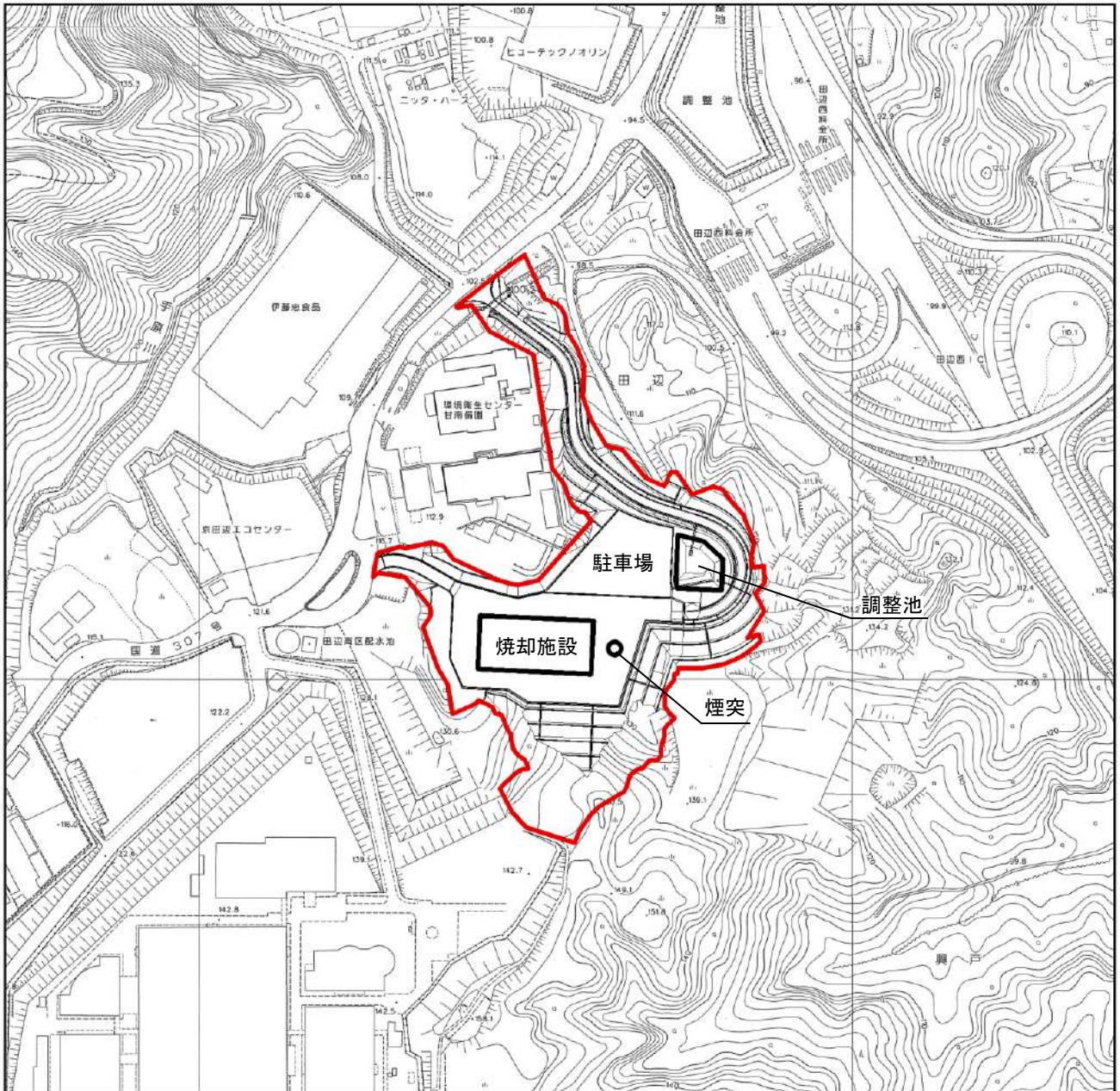


図 1-3.3 対象事業実施区域位置図 (拡大)





凡例

○ 対象事業実施区域

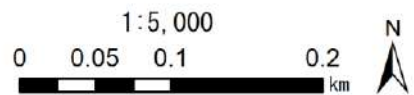


図 1-3.4 施設配置図

(5) 対象事業の位置等に係る複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」(平成9年5月28日、衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、大阪府)を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック(北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州)を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている(なお、令和元年8月に新たに広域化計画が策定され、旧計画の広域化ブロックを統合し、大阪府全体を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に柔軟に広域化・集約化を推進することとされている。)

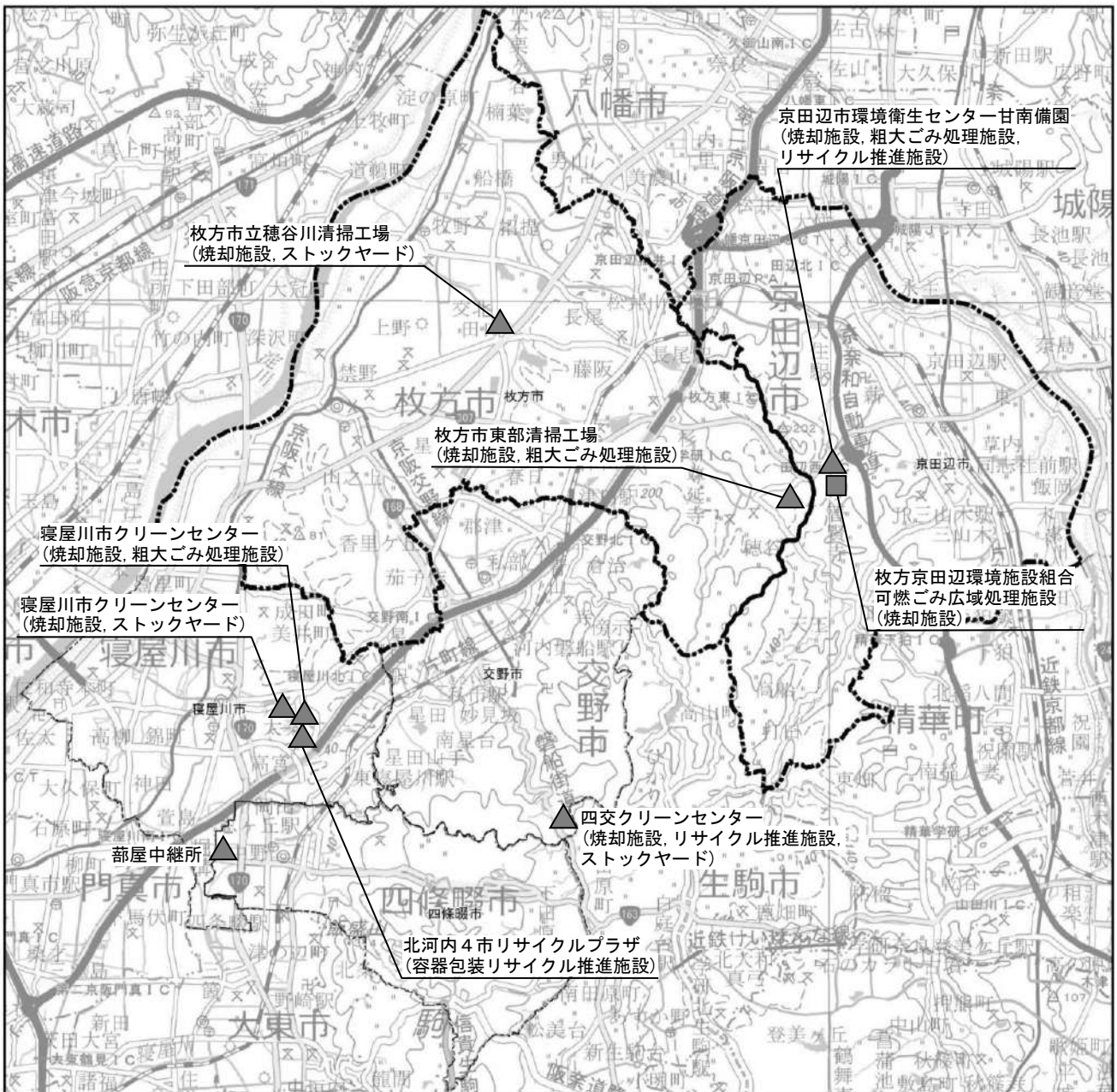
一方、京都府では、「京都府ごみ処理広域化計画」(平成11年3月、京都府)を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック(丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽)を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場(120t/日×2炉)が竣工した。

一方、京田辺市も甘南備園焼却施設(昭和61年稼働)等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、四條畷市・交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市の北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況を図1-3.5に示す。



凡 例

- ▲ 現況施設
- 予定・計画施設

「電子地形図 20 万（国土地理院）を加工して作成」

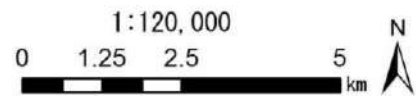


図 1-3.5 処理施設の状況図

## 2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違等が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違等が制約となり、単独処理を継続することとなった。

## 3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。



#### 4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、枚方市)、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、京田辺市)において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

枚方市では、候補地として、ごみ焼却場の都市計画決定を既に受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準(案)」(昭和35年、建設省)や「都市計画運用指針」(平成20年、国土交通省)に示された基準や条件等により検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

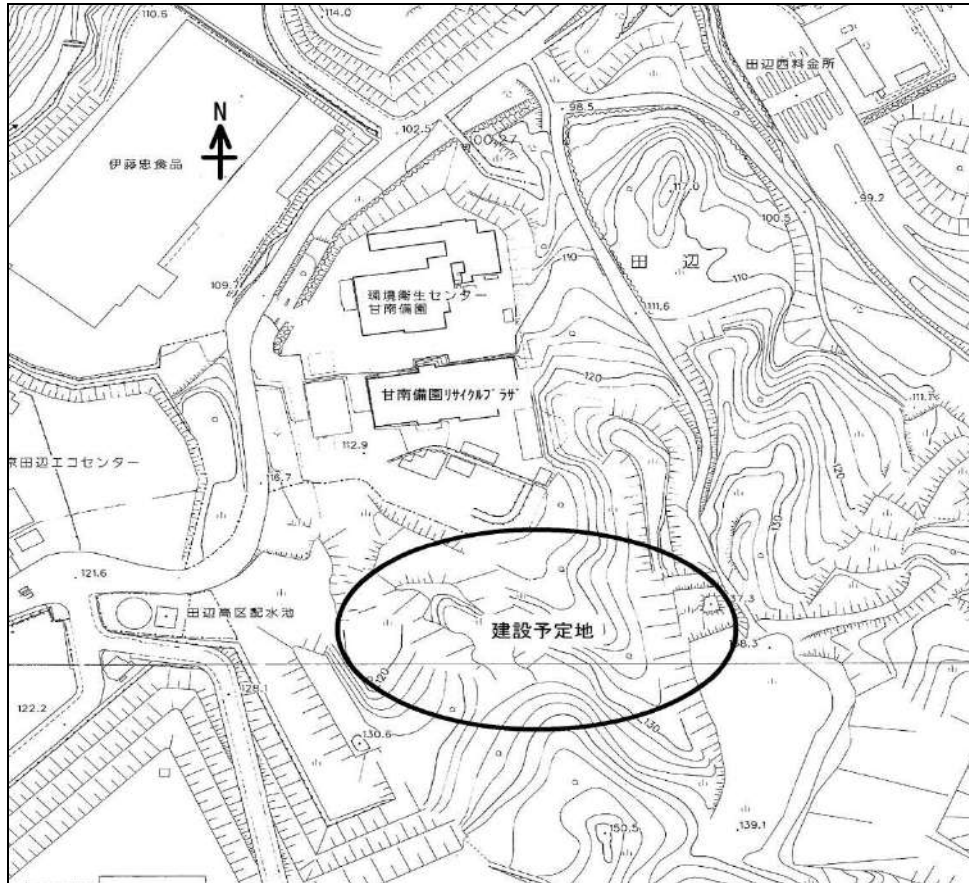
一方、京田辺市では、今まで、甘南備園の地域で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書きの許可を受け建設されたが、都市計画決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準(案)や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園の地域(拡張を含む。)が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により住民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなり、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3. 6に示す位置を選定することとした。





出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成28年3月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.6 建設予定地の位置図

#### 5) 事業が実施されるべき区域等の設定

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成29年4月10日に計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）を提出し、同年8月17日に知事意見が送付された。

配慮書においては、「4）施設位置の検討経緯」において述べたとおり、事業実施想定区域及び後の「（7）事業計画」で述べる事業の規模等は既に決まっていることから、設定可能な複数案として、表 1-3.1に示すとおり地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案及び煙突排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案をそれぞれ設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。

表 1-3.1 配慮書における複数案

区分	複数案	
造成地盤高さ	X案	地盤高さ120m
	Y案	地盤高さ115m
煙突高さ	A案	煙突高さ100m
	B案	煙突高さ59m

## (6) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があることから、地盤高さ及び煙突高さについては、以下のとおり、地盤高さ120m、煙突高さ100mとする。

### ① 地盤高さ

工事中においては、掘削土をすべて場外搬出する場合、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y案（地盤高さ115m）に比べ、X案（地盤高さ120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

配慮書手続において、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中の沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視し、掘削土量及び造成面積の少ないX案（地盤高さ120m）を採用する。

なお、施設供用時においては、地盤高さの違いに応じて接続道路を走行する関係車両から発生する温室効果ガス等の環境負荷の程度が変化することが考えられるとの指摘もあったが、X案及びY案間の地盤高さの違いによる勾配区間の延長差は約80mであることから、その差により生じる温室効果ガス発生量の差分は少ないと考える。

### ② 煙突高さ

大気質・景観への影響については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはない予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。

また、配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見もあった。

煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ100m）を採用する。

また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの2.5倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいと考えられる。

なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。

事業が実施されるべき区域（対象事業実施区域）については、図 1-3.3に示すとおりとし、配慮書における事業実施想定区域から基本的に変更はないが、京田辺市道として整備される進入道路の計画熟度の進捗等により、精度を高め、若干進入道路部分の範囲を狭めたものとした。

## (7) 事業計画

可燃ごみ広域処理施設の整備を行うために、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」(平成28年3月、枚方市・京田辺市)を策定している。

本計画は、枚方市の「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(平成21年6月)」及び同計画の次期計画である「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月)」並びに京田辺市の「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(平成23年8月)」及び同計画の次期計画である「京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年2月)」を基礎に、両市のごみ処理施設整備基本構想を踏まえて、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う施設の整備に向けて、施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項の整理を行った。

また、配慮書に対する知事意見等を考慮するとともに、住民意見に配慮し、計画地盤高さと煙突高さを決定した。

### 1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用(資源循環性)、長期にわたる安定した稼働の確保(安定稼働性)、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

#### (1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

#### (2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

#### (3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

#### (4) 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト(LCC)の低減を意識した施設とする。

## 2) 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、表 1-3.2に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.3に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.2 規模等の概要

項目	内容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 <sup>注)</sup>
施設規模（処理能力）	168t/日
計画地盤高	120m
煙突高さ	100m

注. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

表 1-3.3 施設規模

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

### 3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

#### ① 大気質

煙突排出ガスの計画目標値は、表 1-3. 4に示すとおり、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表 1-3. 4 環境保全目標 (大気質)

項目	排出基準等	計画目標値
ばいじん ( $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 ( $700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以下)	10以下
硫黄酸化物 (SOx) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NOx) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0.1以下	0.05以下
水銀 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	30以下	30以下

#### ② 水質

排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうち、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

可燃ごみ広域処理施設における下水道放流のイメージは、図 1-3. 7のとおりである。

なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例(昭和60年京田辺市条例第18号)において定められている排除下水量別の排除基準のうち、表 1-3. 5に示す排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにする。

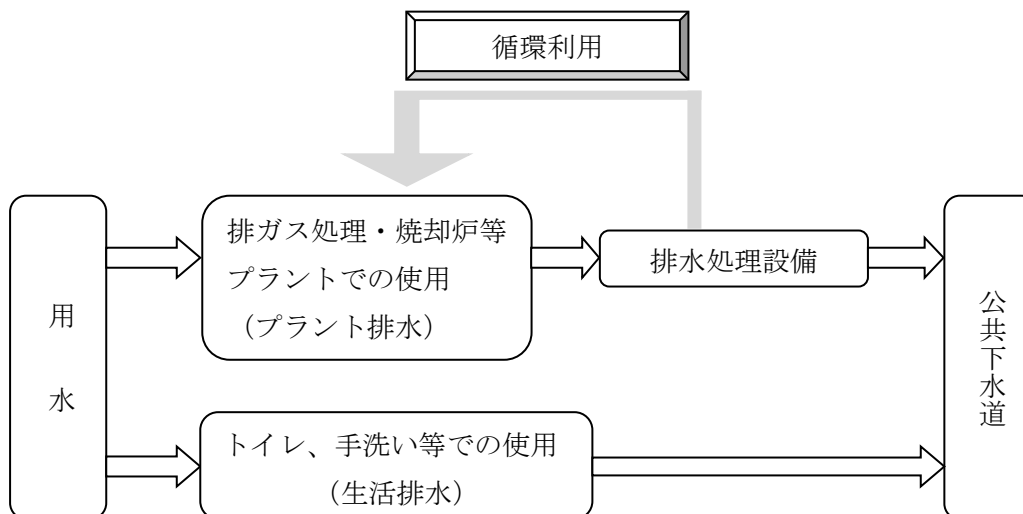


図 1-3. 7 下水道放流のイメージ

表 1-3.5 環境保全目標（水質）

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1 mg/L 以下
銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質量	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
磷含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

③ 悪臭

悪臭については、表 1-3. 6に示す悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定により定められた、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(平成21年京田辺市告示第37号)による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3. 6 環境保全目標(悪臭)

[敷地境界線](1号規制)

特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)	特定悪臭物質の種類	計画目標値(ppm)
アンモニア	1以下	イソバレラルアルデヒド	0.003以下
メチルメルカプタン	0.002以下	イソブタノール	0.9以下
硫化水素	0.02以下	酢酸エチル	3以下
硫化メチル	0.01以下	メチルイソブチルケトン	1以下
二硫化メチル	0.009以下	トルエン	10以下
トリメチルアミン	0.005以下	スチレン	0.4以下
アセトアルデヒド	0.05以下	キシレン	1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	プロピオン酸	0.03以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	ノルマル酪酸	0.001以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレラルアルデヒド	0.009以下	イソ吉草酸	0.001以下

[排出口](2号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 q : 流量 (m<sup>3</sup>/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルアルデヒド、イソバレラルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
---------------	--

[排水水](3号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$C_{Lm}=k \times Cm$$

ここで、 C<sub>Lm</sub> : 排水水中の濃度 (mg/L)

k : 係数で、下の表を参照 (mg/L)

Cm : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	2.9

#### ④ 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、表 1-3.7に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成21年京田辺市告示第31号）における第4種区域（その他の区域）の規制基準並びに振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号）における第2種区域の規制基準を環境保全目標とするとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

表 1-3.7 環境保全目標（騒音・振動）

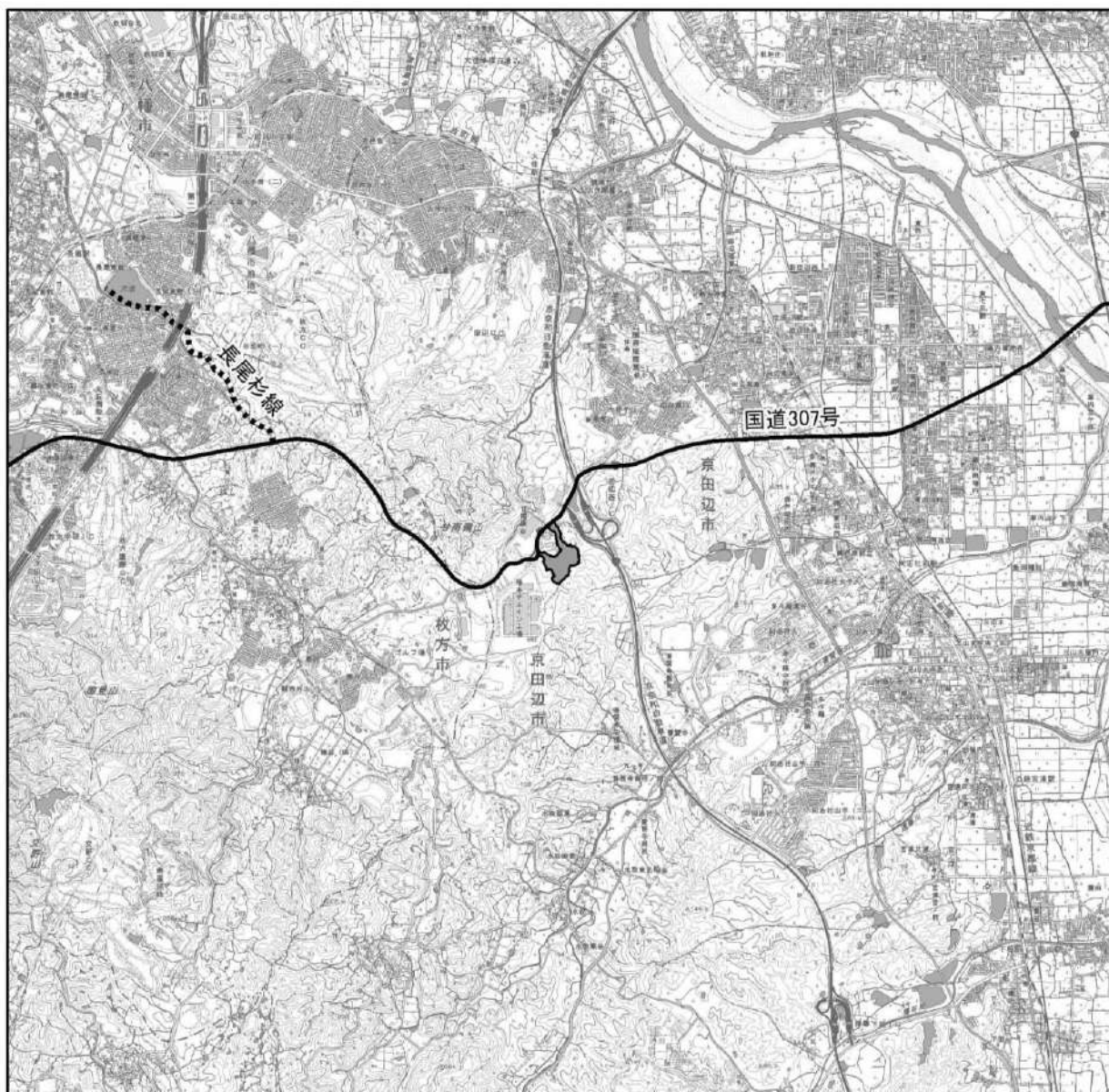
項目		計画目標値
騒音	昼間（午前8時から午後6時まで）	70dB 以下
	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後6時から午後10時まで）	60dB 以下
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB 以下
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	60dB 以下

#### 4) 関係車両の主要走行ルート計画




工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、図 1-3.8 に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画である。





凡 例

-  対象事業実施区域
-  関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）
-  関係車両の主要走行ルート（長尾杉線）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

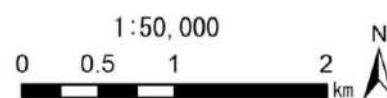


図 1-3.8 関係車両の主要走行ルート図

(8) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約2年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約5年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.8に示すとおりである。

表 1-3.8 建設施工計画

項目/期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
造成工事					
・ 土木造成					
プラント工事					
・ 設計					
・ 施設建設					
・ 試運転					

## (9) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

### 1) 生活環境

#### 【工事中】

- ・建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、粉じんの飛散防止対策として、必要に応じて散水や仮囲いを行う。工事用車両については、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、走行車両の分散に努める。
- ・「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成20年4月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成29年7月、京都府）に準じ、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行う。

#### 【供用時】

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。
- ・施設の供用に伴う排水については、生活排水は公共用水域へは放流せず下水道放流し、プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったのちに場内で循環利用し、余剰なものについてのみ下水道放流とする計画であり、排水量の低減に努めるものとする。

### 2) 自然環境

#### 【工事中】

- ・降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。
- ・周辺のオオタカの繁殖状況について事後調査を行うとともに、工事の時期や施工箇所などについて配慮し、各種、環境保全措置を実施する。

#### 【供用時】

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

### 3) 資源循環・環境負荷

#### 【工事中】

- ・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。

- ・施設的设计に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。

#### 【供用時】

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用することを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画であり、水の循環利用を図る。なお、下水道放流する際には、京田辺市公共下水道条例において定められている排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準を遵守するものとする。
- ・「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・廃棄物の運搬車両等は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。

#### 4) その他

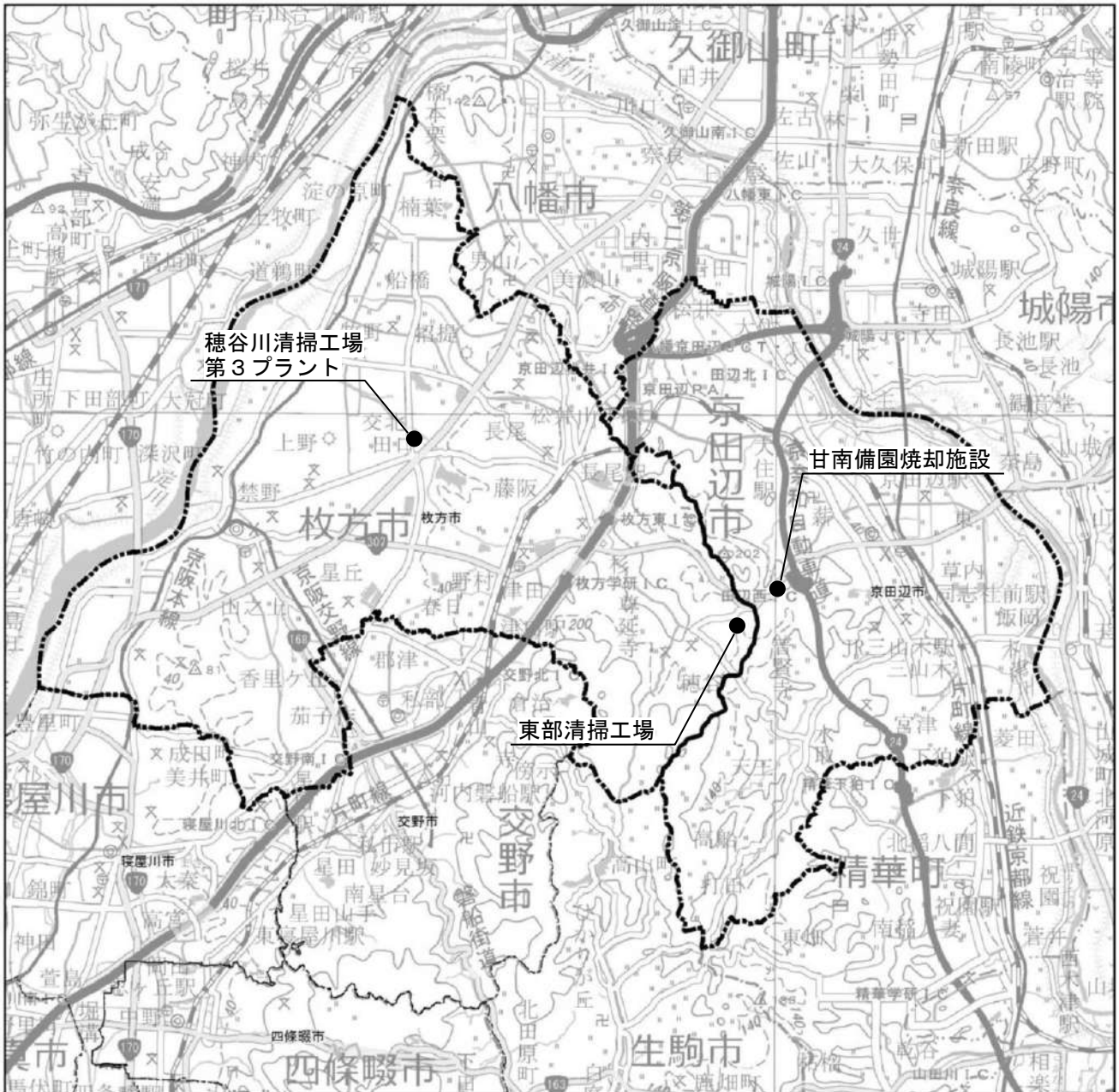
- ・施設的设计に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮する。

**【参考】**

枚方市及び京田辺市の既存の一般廃棄物焼却施設を表 1-3.9及び図 1-3.9に示す。

表 1-3.9 枚方市・京田辺市の既存の焼却施設（概要）

	枚方市		京田辺市
施設名称	穂谷川清掃工場 第3プラント	東部清掃工場	甘南備園焼却施設
所在地	大阪府枚方市田口5丁目 1番1号	大阪府枚方市大字尊延寺 2949番地	京都府京田辺市田辺ボケ谷 58番地
竣工年月	昭和63年3月	平成20年12月	昭和61年12月
処理能力	200 t / 日 (200 t × 1 炉)	【焼却】 240 t / 日 (120 t × 2 炉) 【灰溶融】 24 t / 日 × 2 基 (交互運転)	80 t / 16h (40 t × 2 炉)
処理方式	全連続式燃焼式	【焼却】 全連続式燃焼式 【灰溶融】 燃料式灰溶融	准連続式燃焼式
炉形式	ストーカ炉	【焼却】 ストーカ炉 【灰溶融】 灰溶融炉	流動床炉



凡 例

- 既存の焼却施設

「電子地形図 20 万（国土地理院）を加工して作成」

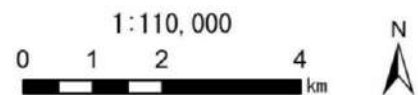


図 1-3.9 枚方市及び京田辺市の既存の焼却施設

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、対象事業実施区域の中心から半径約1.6kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）と、関連車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道307号の長尾杉線との分岐箇所までを設定した。

調査地域の概要は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1(1) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
気象	京田辺地域気象観測所での平成 26～30 年の平均値は、年平均気温が 15.7℃、年降水量が 1,605.2mm、年最多風向は東南東、年平均風速は 1.8m/秒である。平成 30 年の気象概況は、年平均気温が 15.9℃、年降水量が 1,598.0mm、年平均風速は 1.8m/秒である。
大気質	調査地域周辺では、一般環境大気測定局として田辺局（京田辺市田辺明田）及び王仁公園局（枚方市王仁公園）、第二京阪道路環境監視局として長尾局（枚方市長尾台）及び津田局（枚方市津田東町）で測定が行われている。また、最も近隣のダイオキシン類常時監視地点として、王仁公園局で平成 26 年度まで隔年で測定が行われていた。一般環境大気測定局の結果によれば、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類については環境基準を達成している。
騒音	調査地域周辺では、京田辺市 15 地点、枚方市 5 地点において自動車騒音測定を実施している。過去 4 年度の調査においては、京田辺市及び枚方市の 7 地点で環境基準を超過したが、全ての地点で要請限度値は下回っている。また、枚方市の 3 地点で環境騒音測定を行っている。3 地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。
振動	調査地域周辺において、5 地点で道路交通振動測定を実施している。全ての地点で要請限度を下回っている。
悪臭	調査地域周辺では、悪臭に係る測定は実施されていない。
水象	調査地域周辺には、淀川水系木津川、防賀川や普賢寺川など木津川の支流が流れている。
水質	調査地域周辺では、防賀川や普賢寺川、手原川、穂谷川など、京田辺市内では 20 地点、枚方市では 2 地点において水質調査が実施されている。京田辺市における健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。
水底の底質	調査地域周辺では水底の底質に係る測定は実施されていない。
地下水	調査地域周辺では、概況調査（4 地点）及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する継続監視調査（2 地点）が行われている。また、地下水質中のダイオキシンについては、枚方市により 1 地点において測定が実施されている。概況調査及び地下水質中のダイオキシン類では、全ての測定地点で環境基準を満足しているが、継続監視調査では、京田辺市では平成 28 年度調査でほう素が、枚方市では平成 28～30 年度調査で砒素が環境基準を満足していない。
土壌及び地盤	調査地域周辺の山地及び丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌、乾性褐色森林土壌が大半を占めている。調査地域東側を流れる木津川周辺の低地は中粗粒強グライ土壌、中粗粒褐色低地土壌がみられる。また、穂谷川や普賢寺川周辺には灰色低地土壌（中粗粒灰色低地土壌）が帯状に分布している。対象事業実施区域の土壌は残積性未熟土壌が大半を占めている。 調査地域における土壌中のダイオキシン類調査は、京田辺市及び枚方市による測定が実施されている。平成 21～30 年度における全 16 地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。また、調査地域周辺では地盤沈下が認められた地域はない。

表 2-1(2) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
地形及び地質	<p>調査地域周辺の地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。対象事業実施区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲まれている。なお、調査地域に活断層は分布していない。</p> <p>調査地域周辺の地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。対象事業実施区域の地質は礫が大半を占めている。</p> <p>なお、調査地域周辺における、学術上又は希少性の観点から選定した重要な地形は、浜新田の自然堤防、京阪奈丘陵、枚方の中位段丘層、地質は京田辺市甘南備山の水晶である。</p>
自然現象	<p>調査地域及びその周辺に重要な自然現象はない。</p>
動物	<p>対象事業実施区域周辺で確認されている動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は6目10科17種が確認されており、重要な種はカヤネズミやホンドキツネなど4種が確認されている。</p> <p>鳥類は15目35科93種が確認されており、重要な種はヒバリやオオヨシキリ、コシアカツバメなど30種が確認されている。</p> <p>両生類は2目7科10種が確認されており、重要な種はアカハライモリやトノサマガエルなど8種が確認されている。</p> <p>爬虫類は2目7科12種が確認されており、重要な種はニホンイシガメやジムグリやヒバカリなど8種が確認されている。</p> <p>昆虫類は17目198科1,092種が確認されており、重要な種は、ゲンジボタルやミズスマシ、ミドリシジミなど60種が確認されている。</p> <p>魚類は5目9科25種が確認されており、重要な種はドジョウやミナミメダカなど5種が確認されている。</p> <p>底生動物は16目41科68種が確認されており、重要な種はコカクツツトビケラやヌマエビなど6種が確認されている。</p>
植物	<p>対象事業実施区域周辺で植物は147科892種が確認されている。重要な種はコウホネやフサモ、カナビキソウ、コ克蘭など65種が確認されている。</p> <p>調査地域周辺の植生の状況は、平地の市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布しており、丘陵地の一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキ-コナラ群集が優占するが、山裾を中心に竹林が広く分布している。そのほか、部分的にモチツツジ-アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。</p> <p>調査地域周辺の重要な植物群落は、枚方市の「菅原神社のシイ林」と京田辺市の「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」がある。</p>
生態系	<p>調査地域周辺は、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。これらの植生を基盤として、哺乳類のアカネズミ、カヤネズミ、鳥類のホオジロ、カワラヒワ、両生類のニホンアマガエルやトノサマガエル、昆虫類のショウリョウバッタやヤマトシジミ、魚類のカワムツやミナミメダカといった小動物が生息する。さらに、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンドキツネや、鳥類のアオサギ、サシバ等が生態系の上位種として位置づけられる。そのほか、調査地域の重要な生態系として京田辺多々羅のコナラ群落及びアカマツ群落、穂谷・尊延寺及び淀川ワンド群が選定されている。</p>



表 2-1(3) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
自然的状況	景観 調査地域周辺の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵があげられる。 調査地域周辺の景観資源としては、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然 200 選に記載されている飯岡丘陵などがあげられる。
	人と自然との触れ合いの活動の場の状況 調査地域周辺には、対象事業実施区域の北側に位置する甘南備山や、西側に位置する国見山などにはハイキングコースがある。また、京田辺市野外活動センターや枚方市野外活動センターは、キャンプ場などレクリエーション施設として利用されている。そのほか、調査地域の北東を流れる木津川の河川敷には運動公園、防賀川沿いには緑道があり、その中心部にスポーツ施設を併設した防賀川公園がある。
	その他 京田辺市及び枚方市の公害苦情件数（平成 29 年度）は、京田辺市では大気汚染（17 件）、騒音（13 件）、悪臭（10 件）の順で、枚方市では騒音（45 件）、大気汚染（8 件）、振動（5 件）の順で多く、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。
社会的・文化的状況	人口 京田辺市及び枚方市の平成 30 年の人口・世帯数は、京田辺市で 69,207 人、28,871 世帯、枚方市で 403,989 人、178,811 世帯となっている。また、人口密度は京田辺市で 1,612 人/km <sup>2</sup> 、枚方市で 6,204 人/km <sup>2</sup> となっている。人口の推移は、京田辺市は平成 28 年以降増加傾向を維持しており、枚方市は平成 28 年以降減少傾向となっている。また、京田辺市及び枚方市の人口動態は、京田辺市では平成 29 年は自然動態で減少、社会動態で増加を示しており、枚方市では、平成 27 年以降、自然動態及び社会動態ともに減少している。
	産業 京田辺市及び枚方市の平成 17 年以降の 10 年間の産業別人口の総数（就業者数合計）は、京田辺市で増加しており、枚方市では減少している。京田辺市で第 3 次産業及び第 2 次産業が増加し、第 1 次産業が減少している。枚方市では、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業とも減少している。なお、平成 27 年の第 3 次産業の就業者割合は、京田辺市 68.07%、枚方市 69.98%と高い割合を占めている。
	行政区画 対象事業実施区域は京田辺市内で、枚方市境界付近に位置している。
	土地利用の状況 京田辺市及び枚方市の地目別土地面積は、京田辺市は山林及び田が占める割合が多く、枚方市は宅地の占める割合が多い。また、対象事業実施区域の現況土地利用は山林である。 調査地域周辺の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン（平成 29 年 11 月）によると、対象事業実施区域周辺は中部地域の都市型産業ゾーン及び公共公益ゾーンに位置づけられており、環境にやさしく、かつ生産性の高い工場や流通施設が集積する産業ゾーンを目指すこと、並びにごみ焼却施設の更新及び緊急輸送路の結節点（田辺西インターチェンジ）という立地特性を活かし、防災拠点とすることが示されている。また、枚方市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）によると、調査地域は東部地域に位置づけられており、便利で快適に暮らせる都市、都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市、安心安全の都市、水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくりを目指すことが示されている。
	河川並びに地下水の利用の状況 京田辺市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。 木津川水系は、木津川漁業協同組合が漁業権者であり、あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類が対象魚種になっている。
	交通の状況 調査地域周辺の交通網は、国道では、対象事業実施区域の北に国道 307 号が東西に延びるほか、対象事業実施区域の東には国道 24 号（京奈和自動車道）が南北に延びている。このほか、西側には国道 1 号（第二京阪道路）が南北に延びている。府道としては、八幡木津線や枚方山城線が南北に伸びるほか、生駒井手線が対象事業実施区域の南に延びている。さらに調査地域の北西部では交野久御山線や長尾八幡線や枚方高槻線等が集まっている。

表 2-1(4) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
交通の状況	<p>京田辺市及び枚方市の自動車保有台数総数をみると、平成 29 年度末現在、京田辺市 36,883 台、枚方市 162,706 台で、両市とも乗用車及び軽自動車の保有台数が多い。</p> <p>調査地域を通過する鉄道は、JR 学研都市線（片町線）及び近鉄京都線がある。鉄道駅は枚方市内に長尾駅、京田辺市内に松井山手駅、大住駅、同志社前駅、新田辺駅、近鉄宮津駅など 10 駅がある。</p>
学校、病院等	<p>調査地域周辺には保育所 11 施設、幼稚園 11 施設、認定こども園 1 施設、小学校 13 校、中学校 6 校、高等学校 2 校、専門学校 1 校、大学は 2 校がある。また、病院は 5 施設、社会福祉施設は 8 施設、文化施設は 9 施設ある。そのうち、環境保全について特に配慮が必要な学校等は 4 施設、社会福祉施設は 1 施設がある。</p> <p>このほか、京田辺市の薪長尾谷、田辺、枚方市の尊延寺や氷室台、杉山手などに住宅地が分布している。対象事業実施区域に隣接した住宅地はない。</p>
日照の状況	<p>対象事業実施区域の周囲は、丘陵地に位置しており、周辺にはパッチ状に工場が立地している。北側は国道 307 号、東側は京奈和自動車道と接している。周囲に高層建築物は立地していない。</p>
電波の状況	<p>調査地域周辺は大阪局と京都局によりテレビ電波が広範囲に送信されており、田辺大住や枚方尊延寺などに中継局が設置されている。</p>
社会的・廃棄物等の状況	<p>京田辺市及び枚方市の平成 29 年度のごみ総排出量は、京田辺市 18,847 t、枚方市 122,149 t で、平成 27 年度と比較して、両市とも減少している。平成 29 年度の資源化量は京田辺市 3,415 t、枚方市 24,688 t で、リサイクル率は京田辺市 18.11%、枚方市 20.21%となっている。直接焼却量は、京田辺市 14,548 t、枚方市 91,637 t となっている。</p> <p>京田辺市及び枚方市の位置する京都府及び大阪府における産業廃棄物発生量は、京都府では 4,445,000 t（平成 27 年度）、大阪府では 15,688,430 t（平成 26 年度）となっている。</p>
文化的・上水道及び下水道の整備の状況	<p>京田辺市及び枚方市の上水道の平成 29 年度の給水普及率は、京田辺市 99.5%、枚方市 100.0%となっている。また、京田辺市及び枚方市の下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市 98.4%、枚方市 96.1%、計画面積比の普及率は、京田辺市 85.9%、枚方市 65.1%となっている</p>
用途地域の指定状況	<p>調査地域周辺は都市計画区域に指定されており、一部に用途地域が指定されている。対象事業実施区域の一部は工業専用地域に指定されているが、大半は用途地域の指定がない。</p> <p>また、枚方市では平成 29 年 3 月 10 日に、東部大阪都市計画道路に係る都市計画の変更を行い、長尾杉線（東部大阪都市計画道路 3・5・210-60）の追加を決定した。</p>
土地利用計画	<p>調査地域周辺には森林地域、農業地域及び市街化調整区域等が位置している。対象事業実施区域は森林地域及び市街化調整区域である。</p>
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況	<p>【環境法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境</li> <li>○大気汚染防止法                     <p>調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。</p> </li> <li>○騒音規制法                     <p>対象事業実施区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。</p> </li> <li>○振動規制法                     <p>対象事業実施区域は、振動について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。</p> </li> <li>○悪臭防止法                     <p>調査地域は、悪臭原因物の排出を規制する地域として指定された地域内に存在する。</p> </li> </ul>

表 2-1(5) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。</p> <p>○水質汚濁防止法 調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法 調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。</p> <p>○土壌汚染対策法 調査地域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していない。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 調査地域には廃棄物が地下にある指定区域が2箇所、調査地域周辺には2箇所存在している。</p> <p>○枚方市公害防止条例 対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。</p> <p>○京田辺市地下水保全要綱 対象事業実施区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。</p> <p>●自然環境</p> <p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。</p> <p>○森林法 対象事業実施区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。</p> <p>○京田辺市緑化推進指導要綱 現在、京田辺市内では、樹木保存地は指定されていない。</p> <p>○枚方市緑化指導要綱 調査地域には保存樹木・保存樹林は存在しない。</p> <p>●土地利用</p> <p>○国土利用計画法 対象事業実施区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。</p> <p>○生産緑地法 調査地域周辺には、生産緑地が存在するが、対象事業実施区域には生産緑地地区の指定はない。</p> <p>○砂防法 調査地域の枚方市域一帯、京田辺市域の一部に砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域に砂防指定地はない。</p> <p>○地すべり等防止法 調査地域周辺には京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、調査地域に地すべり防止区域はない。</p> <p>○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 調査地域周辺では、京田辺市の天王地区等に急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、調査地域に急傾斜地崩壊危険区域はない。</p> <p>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。</p>

表 2-1(6) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p><b>【公害の防止に係る規制の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染           <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本法               <p>二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められている。</p> </li> <li>○大気汚染防止法               <p>工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（塩化水素、窒素酸化物、水銀）の排出規制が定められており、京田辺市については硫黄酸化物の指定地域に指定されている。</p> </li> <li>○京都府環境を守り育てる条例               <p>有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が本事業に適用される。</p> </li> <li>○大阪府生活環境の保全等に関する条例               <p>廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p> </li> <li>○ダイオキシン類対策特別措置法               <p>ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準、ダイオキシン類の大気排出基準が定められている。</p> </li> <li>○廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準に関する省令               <p>廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。</p> </li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律               <p>廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準が定められている。</p> </li> </ul> </li> <li>●騒音           <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本法               <p>騒音に係る環境基準が地域の類型ごと、時間の区分ごとに定められている。調査地域周辺には環境基本法に基づく地域の類型が指定された地域はあるが、対象事業実施区域はいずれの地域にも指定されていない。ただし、対象事業実施区域の一部は、幹線道路を担う道路に近接する区域の基準の適用を受ける。</p> </li> <li>○騒音規制法               <p>特定施設を設置する特定工場等における騒音に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準、自動車騒音の要請限度が定められている。調査地域には騒音規制法に基づく規制区域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。</p> </li> <li>○京都府環境を守り育てる条例               <p>特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められており、規制基準は特定工場等において発生する騒音の規制基準と同じ基準である。</p> </li> <li>○大阪府生活環境の保全等に関する条例               <p>特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p> </li> </ul> </li> <li>●振動           <ul style="list-style-type: none"> <li>○振動規制法               <p>特定施設を設置する特定工場等における振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。調査地域には振動規制法に基づく規制区域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。</p> </li> </ul> </li> </ul>

表 2-1(7) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>○京都府環境を守り育てる条例          特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動等の規制基準が定められており、規制基準は振動規制法に基づいた特定工場等において発生する振動の規制基準と同じ基準である。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例          特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められているが、対象事業実施区域は大阪府域ではないため、本条例は適用されない。</p> <p>●悪臭</p> <p>○悪臭防止法          事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭について、特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度の規制基準が定められている。また、多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による許容限度の規制基準も定められている。          調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、対象事業実施区域は京田辺市のA地域に指定されている。</p> <p>●水質</p> <p>○環境基本法          公共用水域及び地下水を対象として環境基準が定められている。          ・人の健康の保護に関する環境基準          ・生活環境の保全に関する環境基準          ・地下水の水質汚濁に係る環境基準          調査地域周辺を流れる木津川はA類型及び生物B類型に、船橋川及び穂谷川はB類型及び生物B類型に指定されている。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法          ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準が定められている。</p> <p>○水質汚濁防止法          公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。また、京都府域においては、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の範囲をより小規模な特定事業場にまで上げた上乘せ基準（水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例）、および横出し基準（京都府環境を守り育てる条例）がある。上乘せ排水基準及び横出し基準のニッケル含有量の排水基準は、本事業に適用される。          ・排水基準（有害物質に係る排水基準）          ・排水基準（生活環境に係る排水基準）          ・総量規制基準          ・地下浸透基準          そのほか、大阪府域における上乘せ基準（水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例）や、特定事業場に適用される横出し基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法          水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。</p> <p>○枚方市公害防止条例          すべての工場・事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準及び有害物質に係る地下浸透基準を定めているが、対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。</p>

表 2-1(8) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び基準の状況  社会的・文化的状況	<p>○下水道法            特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。            本事業においては、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、京田辺市の公共下水道へ放流を行う計画であり、京田辺市公共下水道条例の下水排除基準の適用を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準</li> <li>・枚方市下水道条例に基づく排除基準</li> </ul> <p>●土壌汚染</p> <p>○環境基本法            土壌汚染に係る環境基準が定められている。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法            ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。</p> <p>○土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例            土壌対策汚染法では、土壌汚染に係る区域指定の基準を定めている。            大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法における特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質としている。対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。</p> <p>●その他</p> <p>○京都府建築基準法施行条例            都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。対象事業実施区域は対象区域に該当しない。</p> <p>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律            業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に該当する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）に該当し、適用を受ける。</p>

表 2-1(9) 調査地域及びその地域の概況

項目	地域特性
<p>環境保全に関する計画等</p> <p>社会的・文化的状況</p>	<p>京都府及び大阪府、京田辺市、枚方市が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新京都府環境基本計画（平成 22 年、京都府）</li> <li>・大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 30 年、大阪府）</li> <li>・京都地域公害防止計画（平成 24 年、京都府）</li> <li>・第 9 次大阪地域公害防止計画（平成 24 年、大阪府）</li> <li>・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第 3 次〕（平成 25 年、大阪府）</li> <li>・京都府地球温暖化対策推進計画（平成 23 年、京都府）</li> <li>・大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 27 年、大阪府）</li> <li>・京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版（平成 30 年、京田辺市）</li> <li>・枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版（平成 30 年、枚方市）</li> <li>・京都府ごみ処理広域化計画（平成 11 年、京都府）</li> <li>・大阪府ごみ処理広域化計画（令和元年、大阪府）</li> <li>・京都府循環型社会形成計画（第 2 期）（平成 29 年、京都府）</li> <li>・大阪府循環型社会推進計画（平成 28 年、大阪府）</li> <li>・第 2 次京田辺市環境基本計画（平成 27 年、京田辺市）</li> <li>・第 2 次枚方市環境基本計画（平成 23 年、枚方市）</li> <li>・みどりの大阪推進計画（平成 21 年、大阪府）</li> <li>・枚方しみどりの基本計画（平成 28 年、枚方市）</li> <li>・大阪府景観計画（平成 24 年、大阪府）</li> <li>・枚方市景観計画（平成 26 年、枚方市）</li> </ul>
<p>文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況</p>	<p>京田辺市では 74 件、枚方市では 57 件の文化財が登録・指定されている。調査地域周辺には建造物や美術工芸品などの文化財が 70 件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が 171 箇所分布している。</p>





## 第3章 計画段階環境配慮書の概要

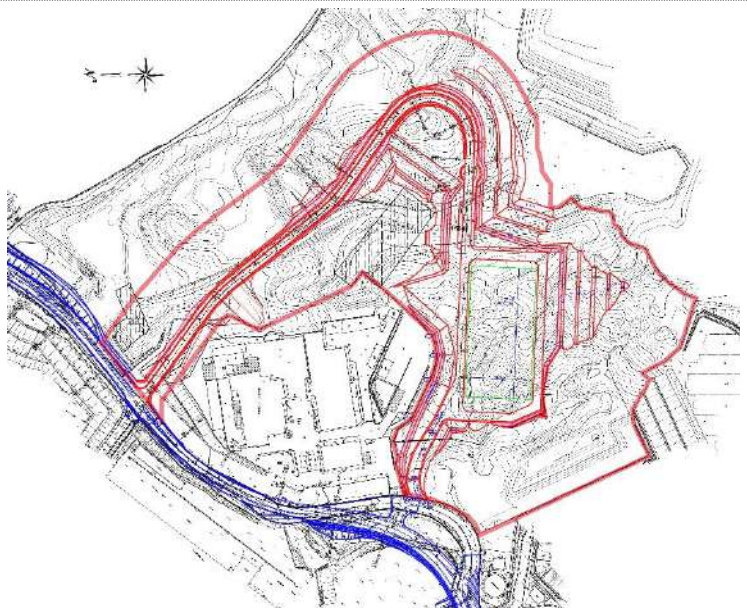
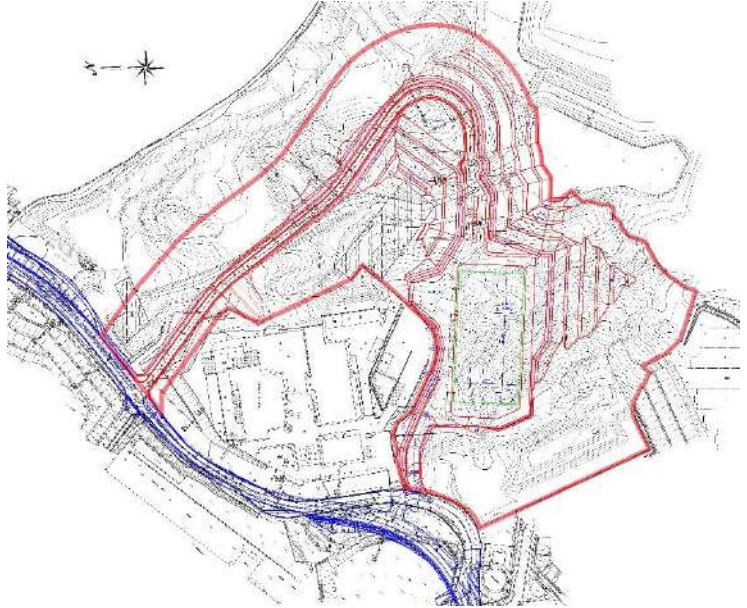
### 3-1 計画段階環境配慮書における検討

本事業は、京都府環境影響評価条例に基づき平成29年4月10日に配慮書を提出し、平成29年8月17日に知事意見が送付された。

本事業に関して事業実施想定区域の位置は既に、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されていることから、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。設定した複数案は、表 3-1.1に示すとおりである。なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第3プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定していない。

これらの複数案について、工事の実施における計画段階配慮事項として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

表 3-1.1 複数案の設定

区分	複数案		概要
施設等の配置	X案	<p>・造成箇所の計画地盤高を120mとする案</p> 	<p>造成規模の縮小に留意した案である。</p>
	Y案	<p>・造成箇所の計画地盤高を115mとする案</p> 	<p>幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。</p>
工作物の構造	A案	<p>煙突高さを100mとする案</p>	<p>近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。</p>
	B案	<p>煙突高さを59mとする案</p>	<p>全国的に採用実績の多い案である。</p>

### 3-2 予測及び評価の結果

配慮書で示した複数案に係る計画段階配慮事項の予測・評価の内容は、次に示すとおりである。

#### 3-2-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

設定した複数案における大気質・騒音・振動に対する影響の程度の評価結果は表 3-2.1に示すとおりであり、X案はY案に比べ残土等運搬車両台数が少ないことから、影響の程度は相対的に小さくなるものと評価した。

表 3-2.1 評価結果（大気質・騒音・振動）

複数案	X案（計画地盤高120m）	Y案（計画地盤高115m）
大気質・騒音・振動に対する影響の程度	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

なお、事業の実施に当たっては、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

### 3-2-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

#### （1）環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度は、表 3-2. 2に示すとおりである。これによると、全ての予測項目でB案（煙突高さ59m）のほうがA案（煙突高さ100m）より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。

表 3-2. 2 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm
	B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm
	B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m <sup>3</sup>	0.0000158mg/m <sup>3</sup>	0.023mg/m <sup>3</sup>
	B案：59m	0.023mg/m <sup>3</sup>	0.0000237mg/m <sup>3</sup>	0.023mg/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000079pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000118pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>

#### （2）環境基準等との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 3-2. 3に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準を下回ると評価される。

表 3-2. 3 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） (BG濃度+寄与濃度)	日平均値の 2%除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.005ppm	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm以下
	B案：59m	0.002ppm	0.005ppm	
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.030ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
	B案：59m	0.014ppm	0.030ppm	
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m <sup>3</sup>	0.053mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	B案：59m	0.023mg/m <sup>3</sup>	0.053mg/m <sup>3</sup>	
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>	—	年平均値が0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m <sup>3</sup>	—	

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

### 3-2-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、表 3-2.4に示すとおりであり、両案間の眺望景観への影響の程度の差は小さいものと評価した。

表 3-2.4 評価結果（景観）

複数案	A案（煙突高さ100m）	B案（煙突高さ59m）
眺望景観に対する影響の程度	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

### 3-3 総合評価

#### 3-3-1 施設等の配置に関する総合評価

施設等の配置に関する計画段階配慮事項(大気質・騒音・振動)の複数案間の評価結果は、表 3-3.1 に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、Y案(計画地盤高115m)に比べ、X案(計画地盤高120m)の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.1 総合評価(施設等の配置)

複数案	X案 (計画地盤高120m)	Y案 (計画地盤高115m)
総合評価	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。

#### 3-3-2 工作物の構造に関する総合評価

工作物の構造に関する計画段階配慮事項(大気質・景観)の複数案間の評価結果は、表 3-3.2 に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、B案(煙突高さ59m)に比べ、A案(煙突高さ100m)の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 3-3.2 総合評価(工作物の構造)

複数案	A案 (煙突高さ100m)	B案 (煙突高さ59m)
総合評価	大気質の影響は、B案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。	大気質の影響は、A案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。

## 第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

### 4-1 配慮書の公告及び縦覧等

#### 4-1-1 公告

(1) 公告日

平成29年4月25日（火）

(2) 公告方法

京都府公報 第2873号（平成29年4月25日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

#### 4-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 29 年 4 月 25 日（火）から 5 月 24 日（水）まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合事務所	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時30分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町 2 丁目 1 の 20（枚方市役所別館 6 階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町 2 の 17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘 3 丁目 13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3		

#### 4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月25日（火）から6月7日（水）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通であった。



## 4-2 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

配慮書の公告、縦覧に伴い提出された配慮書についての住民等の意見は13通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

### (1) 事業計画について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 煙突高さ		
1	<p>呼吸疾患を有する一市民の立場として、安心安全で快適な暮らしを求める観点から1環境基準および2眺望景観を踏まえて考察すると、今回の可燃ごみ広域処理施設建設に際しては環境基準を重視すべき（将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアを目指すべき）だと考えます。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、枚方東部清掃工場の煙突の高さと同じ100m以上とし、煙突の頂点は、同工場と同一以上の標高とすることが適正・適切との意見を表明いたします。</p>	<p>本施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設ですが、一方で、施設を整備するにあたっては、周辺住民の方々の健康のほか環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があると考えています。</p> <p>配慮書に示す大気質の予測結果では、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはないかと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はありますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m 枚方市東部清掃工場と同様）を採用することとしました。また、煙突の高さが十分に高くない場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われており、そのような観点からも煙突高さはB案より高いA案とした方が望ましいと考えています。</p> <p>今後の施設計画の詳細の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費と維持管理費を合わせたライフサイクルコストの削減ができるように努めます。</p> <p>また、施設の建設にあたっては、煙突排出ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。</p> <p>なお、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>
2	<p>煙突高さや風向、風速または地形（山の位置、高さ、形状）との関係で煙突からの煙の排向が定まらないなかで、ダウンウォッシュ的なことも否定できない。煙突高さをできるだけ高くして拡散希釈をはかるべき。</p>	
3	<p>可燃ごみ広域処理施設の建設に際しては、環境基準を重視すべきです。将来の環境政策を踏まえると、さらに高い環境基準値のクリアが必要と考えます。</p> <p>今回、建設される枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設の煙突の高さは、100m以上とし、煙突の頂点は、枚方市東部清掃工場以上の標高とすることが適切であります。</p>	
4	<p>市の環境に対しての影響が少しでも低くなるよう希望しております。</p> <p>現在、京田辺市の自然多き環境において、快適に生活をしているため、この良い環境を維持できることを望んでいます。安心安全な快適である暮らしを望んでおります。</p> <p>煙突の高さについて100mでご検討頂けるよう意見をお送りします。</p>	
5	<p>清掃工場建設における環境技術基準が日々向上するなかで、近くにある枚方東部清掃工場が建設されたときの諸条件や各種目標値より優位となる施設を建設すべきであると思います。今回の配慮書では排煙が放出される高さをできるだけ高い位置（枚方東部より高く）とし、排煙拡散に配慮すべき（排煙ができるだけ上昇するようにしてほしい）と思う。</p>	

No	住民等の意見	事業者の見解
6	<p>新規に建設する焼却場は、既存隣接施設に比べて、より環境に配慮した優位な施設（排煙が位置をより高くし、大気中に散らばりやすとした施設）とすべきである。</p> <p>新規施設については、最終的に排煙が出る位置（高さ）と既存隣接する枚方東部焼却場の煙突先の高さよりも高くしていただきたい。</p>	(見解は4-3頁を御覧ください。)
7	<p>費用対効果に関する記載が一切ないこと。(配慮書では、費用を考慮せず、環境に最善の配慮を尽くしているものかもしれませんが。)</p> <p>新施設に設置される煙突の高さについて、全国的に採用実績が多い59mのB案(案配慮書(P3-3))で環境基準を満たしているのであれば、B案で問題ないように感じたこと。</p> <p>以上より、施設の配置に関するX案とY案及び工作物の構造に関するA案とB案の比較において、費用対効果も考慮して案を選択していただければと思います。特に、工作物に関するA案とB案では、費用対効果においてB案が優れているのであれば、B案で十分と感じます。</p>	
8	<p>いずれの案も大きな差異がない前提の意見となりますが、要約書にある「環境基準等との整合」の中で「煙突の高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表4-2.8に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される」と記載されていますが、環境以外の要因として、例えば、費用対効果が高い案はどれか等を具体的に検討すべきだと思います。</p>	
9	<p>特に煙突における2つの案については、環境負荷と景観の点で十分に考察されていると思うのですが、大きな差と言えるものは寄与濃度のみであり、煙突を高くすればその分数値が低くなる数字であることを考慮すれば、この差もB案を採用する利点とまでは言えないと考えます。私は、専門的な知識を有するわけではありません。ですが、煙突を100mに設定するのか、59mに設定するのかでは、煙突自体が大きくなることに加え、煙突を支える基礎部分の強度等から建設費用に大きな差があるであろうと推定することは容易です。また、全国的に多く採用されているB案に対してのA案は、枚方東部清掃工場の煙突が100mである為採用されたのかもしれないのですが、何故枚方東部清掃工場の煙突が100mであるのかにも疑問を持ちます。</p> <p>ごみ処理施設配置についてのX案、Y案と煙突に関するA案、B案双方にいえることであると思いますが、環境負荷の低い案を採用することによる建設費用に言及がなされていないことに疑問を感じました。</p>	

No	住民等の意見	事業者の見解
10	<p>私たちの暮らしに必要な施設を建てるのなら、市民にとっても周辺地域の人たちにとっても、そして自然にとっても負荷が小さいものが選ばれることを切に願っています。</p> <p>煙突から出る煙の値が、いずれも環境基準よりもすごく小さくなるようなら、影響範囲が小さいほうが良いように思います。</p>	<p>煙突排ガスの最大着地濃度地点までの距離は、B案（59m案）の方が、A案（100m案）よりわずかに近くなると予測しており、いずれの案においても、環境に重大な影響は生じることではないと予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。</p> <p>なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、環境基準の達成は十分図られるものと想定されますが、本事業では、環境保全性を最優先して整備することとしていることから、寄与濃度の差異が生じる大気質の影響の低減を重視し、A案（煙突高さ：100m）を採用することとしました。</p> <p>また、施設の建設にあたっては、排ガスの自主基準値を守ることのできる適正な排ガス処理装置を設置するとともに、施設の運営においては、当該自主基準値の遵守と維持が図られるよう、維持管理を適正に行い、大気環境の保全に努めます。</p>
11	<p>煙突の高さは59mとする案と100m以上とする案があるが、大気への影響を考えると、新しい施設を設置することで大きな影響は生じないと思われまます。</p> <p>施設の近くに住む者として、新しい煙突と枚方市の煙突と2本そびえたつのは良いと思わないです。</p> <p>建設費用が安くすみ、景観にも優れている煙突高さ59mがよいと思います。</p>	<p>煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差については、A案（煙突高さ100m）とB案（煙突高さ59m）とのいずれについても重大な環境影響は生じることではないと予測されましたが、環境保全性重視の観点から、より寄与濃度の低いA案を採用することとします。</p> <p>景観への影響の観点については、予測対象とした既存文献等より抽出した主要な眺望点からの眺望景観の変化については、大きな差はないと予測しています。</p>
12	<p>配慮書に示されている煙突の高さはできるだけ低い方がいいです。</p> <p>計画地の隣に、京田辺市の焼却場、甘南備園がありますが、これ以上の性能の施設ができるのであれば、大気に大きな影響はないので、少しでも施設が景観になじむようにしてほしいです。</p>	<p>なお、方法書段階以降においては、今後の詳細な施設計画等を踏まえつつ、配慮書で対象とした主要な眺望点に加え、不特定多数の人が行き交うその他の場所等からの煙突の見え方等についても検討したうえで、景観影響の低減に努めます。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
② 広域処理		
13	京田辺市では市民に十分な説明がありません。ごみ広域化については住民に十分な説明をして下さい。	<p>ごみ処理の広域化については、国における平成9年の「ごみ処理広域化計画について」(平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を受けて、平成11年3月には大阪府及び京都府の両府において、ごみ処理広域化計画が策定されました。</p> <p>枚方市及び京田辺市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。</p> <p>なお、本可燃ごみ広域処理施設の建設にあたっては、周辺住民及び環境保全の配慮が必要な施設等への配慮も含め、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価を適切に実施し、必要な環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>
14	<p>配慮書P2-82、83</p> <p>環境保全について配慮が必要な施設、学校、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、保健医療施設、文化施設、診療所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、こども発達支援センター、京田辺市総ての施設です。</p> <p>ごみ施設は絶対必要なものですが、何故枚方市民のものまで京田辺市で引き受けなければならないのですか。</p> <p>少し費用が安くなる。それでは納得できません。</p>	
15	<p>配慮書P2-165</p> <p>京都府ごみ処理広域化計画の概要も大阪府の概要も各ブロックを示しながら突然大阪ブロックが京都に入ってくるのは納得できません。</p> <p>広域化が大切なのは理解しますが、このような市民を無視したやり方はおかしい。</p>	
16	<p>配慮書P2-166</p> <p>京都府循環型社会計画の概要を記載されているなら、何故大阪府のごみを受け入れなければならないのか？</p> <p>しっかり京都府は京都府民を守ってください。</p>	

(2) 計画段階配慮事項の選定について

No	住民等の意見	事業者の見解
17	<p>配慮書P3-3</p> <p>計画段階配慮事項の選定について</p> <p>本事業における計画配慮事項の選定にあたって事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、この文章はまったく京田辺市のことを考えていない。</p> <p>自然、子供、市民、文化、文化財総てに影響を与えます。</p>	<p>現時点において、工事の実施と施設の存在及び供用の観点で、環境に及ぼす影響の可能性について検討した結果、適切な環境配慮により影響の低減に努めることなどより、重大な影響は回避できるものと考えています。従って、配慮書においては、計画段階でできる限り環境への配慮を行う観点から、設定する複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定し、調査、予測及び評価を実施したものです。</p> <p>なお、方法書以降の手続きにおいては、影響の程度を客観的に示しつつ、周辺住民の安心・理解を得ることなどにも留意し、配慮書で選定した項目以外の項目も対象に、適切な項目の選定と調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討すること等により、環境保全に努めます。</p>

(3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
18	<p>設定されている複数案のそれぞれに差異があることは理解できますが、その差異がどの程度のものかイメージしにくい印象を受けました。特に煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度に関する評価結果では、「全ての予測項目でB案のほうがA案より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。」と記載されていますが、差異があるのかないかかわりにくい印象を受けました。</p>	<p>煙突排ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、A案（煙突高さ 100m）とB案（煙突高さ 59m）とのいずれについても重大な影響は生じることはないとして予測されましたが、複数案間の影響の差異については、B案に比べ、A案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価しています。</p> <p>なお、いずれの案についても、煙突からの負荷濃度は、地域の基礎濃度であるバックグラウンド濃度に比して非常に小さいと予測しており、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計した将来濃度はいずれの案も同程度となります。</p> <p>今後の環境影響評価手続きで作成する図書においては、できる限り内容を分かり易く示すよう努めます。</p>
② 景観		
19	<p>配慮書 P4-24</p> <p>この写真では煙突は視認されないとありますが、煙突は2本見えることとなります。</p> <p>あるところから、ちょっと写したらこうなりますと枚方はいっています。</p>	<p>配慮書 P4-24 の写真撮影の時期は、平成 29 年年 2 月に行っており、一年を通して最も落葉している木が多い時期であり、樹木による遮蔽が最小であると考えます。このような状況のもと、当該眺望点で行ったフォトモンタージュでは、常緑樹と煙突位置が重なるため煙突は視認されないと評価しました。</p> <p>なお、方法書段階以降においては、不特定多数の人が行き交うその他の場所からの煙突の見え方等についても調査、予測及び評価を行います。</p>

(4) その他の環境影響について

No	住民等の意見	事業者の見解
① 大気質		
20	<p>枚方東部清掃工場建設の時、恒風があるので枚方住民には被害がないと説明されたのでひどくショックを受け印象に残っている。</p> <p>80mの煙突を100mにして、京田辺市へ総て送ると説明された。その時気象庁に問い合わせをした。</p>	<p>配慮書における煙突排ガスの予測は、既存の気象測定データ等を用いて行ったものですが、方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域における気象状況等の詳細な調査を行ったうえで、詳細な影響予測を改めて実施し、十分な影響の検証及び必要な環境保全措置の検討を行います。</p> <p>なお、排ガスによる植物への影響については、配慮書に示した予測結果では、施設から排出される排ガスにより増加する寄与濃度は、最大でも現況の大気中に含まれるバックグラウンド濃度の1/100程度と十分に小さく、バックグラウンド濃度と寄与濃度を合計しても現況の濃度とほぼ変わらないと予測されることから、施設稼働により植物への新たな影響が生じることはないと考えています。</p>
21	<p>配慮書 P2-72</p> <p>京田辺市では、山林、田が土地利用として多く近隣農家として茶畑、野菜づくりがさかんです。その自然のものにふりそそぐ0.00・・・といわれても困ります。</p> <p>枚方市民のごみは当然枚方市民の考えで処理して下さい。</p> <p>ナスやお茶は京田辺市の特産品です。</p> <p>農家の人はこわいのでいえないとおっしゃいます。</p>	
22	<p>配慮書 P2-5</p> <p>図 2.2.2 気象観測所位置図にあるように京田辺地域観測所は城陽市に近い位置にあります。</p> <p>事業実施地とはまったく別の位置です。事業予定地ではかるべきです。</p>	
② 騒音		
23	<p>配慮書 P2-15</p> <p>自動車騒音及び環境騒音測定位置図をみても意味不明。ほとんどの事業予定の車がどう通るかを見ることが大切です。</p>	<p>配慮書の第2章については、既存の文献資料等を用いて事業実施想定区域の周辺の環境がどのようになっているかを把握することが目的となっています。このため、本事業の関係車両の走行しない場所についても、騒音の状況を取りまとめています。</p> <p>なお、本事業の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に京田辺市及び枚方市を結ぶ国道 307 号を走行する計画であり、その先においては、車両台数は分散されることが考えられることから、方法書以降の手続きにおいては、事業による負荷が大きくなる前記の区間を対象に、詳細な調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。</p>
③ 水環境		
24	<p>建設予定地における雨水は、建設予定地から見て国道 307 号手前に沿って存する水路に流出し東側（京田辺市外方面）に向かって流れ天神川を経て一級河川の木津川へ注ぎこむ。</p> <p>開発に伴う治水対策事務処理マニュアルに準じ雨水貯留施設が必要です。</p> <p>京田辺市では、お茶、ナス、農作物等に影響があります。十分に市民に説明する必要があります。</p>	<p>建設予定地では、造成に伴い裸地が生ずることから、開発行為を行う際には、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル（案）」（平成 20 年 4 月、京都府）及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」（平成 29 年 7 月、京都府）に基づき、調整池等を設置するなどにより、適切な雨水対策を行います。</p> <p>また、方法書以降の手続きにおいて、降雨時の濁水による影響を評価項目として選定し、調査、予測及び評価、並びに環境の保全及び創造のための措置の検討を行うこととしています。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
25	<p>配慮書 P2-23</p> <p>公共下水道を使用するのは全部京田辺市側です。公共下水道料はどこが利用料を支払うのですか。</p> <p>放出した時の水質の状況 PH、SS、BOD、COD、大腸菌群数、全窒素、全リン、亜鉛など水質の状況など、国か京都府か京田辺市か？などあたりまえに影響を受ける京田辺市がしっかりしてもらわないと困ります。</p> <p>京田辺市はそんなのはかれない。組合が料金を支払うのとちがうか？京田辺市側は下水は流したらいい。大量の下水がどう流れるかも知ろうともしない人々に京都の自然が守れるのでしょうか。</p>	<p>施設から発生するプラント排水については場内で循環利用することを基本とし、余剰分と生活排水のみを下水道放流とする計画です。下水道への放流にあたっては、排水処理設備において適切な処理を行い、排除基準を遵守します。</p> <p>また、下水道へ導水することに係る利用料については、枚方市及び京田辺市の両市で構成している枚方京田辺環境施設組合として支払うことになるため、京田辺市のみの負担となることはありません。</p>
26	<p>配慮書 P2-74</p> <p>京田辺市松井ヶ丘ではまだ上水は地下水のみでまかっています。自然に降る雨は地下水となり京田辺市民の口に入ります。</p> <p>豊かな自然が残る京田辺市民としては、行政の方々しっかり考えて下さい。</p>	<p>京田辺市松井ヶ丘地区における上水道の水源地は、地下水を基本としつつ、一部京都府営水道で賄われています。</p> <p>なお、施設の設置、稼働にあたっては、水質汚濁防止法の規定に基づき地下水汚染を生じさせない対策を講じます。</p>
27	<p>配慮書 P2-99</p> <p>地下水保全要綱、これについては京都府が管轄とありますが、きちんと調べてくれるのですか。何という課が調べるのですか？</p>	<p>京田辺市では、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全等のため、京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年 12 月 30 日京田辺市告示第 114 号）を定め、一定の規模の地下水採取者に対して届出及び定期的な報告を義務付けています。この所管は、京田辺市環境課となります。</p>
④ 地形・地質		
28	<p>建設予定地の地質は田辺礫層（O<sub>6</sub>）に相当する地すべり地です。</p>	<p>建設予定地の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。</p>
29	<p>配慮書 P2-36</p> <p>活断層データベースによると調査地域に活断層は分布していないとあるが、活断層よりもっと怖いといわれる撓曲（とう曲）がある。</p>	<p>撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」（平成 3 年）によると、建設予定地周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布していますが、事業実施想定区域内には、それらは分布していません。</p>
30	<p>配慮書 P2-114</p> <p>事業実施区域は土砂災害警戒区域です。</p>	<p>事業実施想定区域の一部は、平成 28 年 3 月 28 日付けで京都府より土砂災害警戒区域（田辺 2（新こ 1005-2）及び田辺 3（新こ 1005））として土砂災害警戒区域の指定を受けています。ただし、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、住民の方が土砂災害のおそれのある箇所を確認し、災害への備えや警戒避難に役立てるために公表されているものであり、法的な規制はありません。</p> <p>このため、開発の制限や開発時の許可等は必要ありませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めます。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
⑤ 自然環境		
31	<p>配慮書 P1-15 自然環境について この点が最大の問題点です。 木津川流域は希少植物、魚、蝶とまだ豊かな緑や自然が残り残さねばならない特別な地域です。 枚方市のように早くひらけた地域では、まだ住民自身が転入者が多くその良さに気づいていません。しっかり住民に説明することが大切です。 京都府の絶滅危惧種もあります。</p>	<p>配慮書においては、既存の文献資料等により動植物の分布情報を整理しましたが、方法書以降の手続きにおいては、現地における詳細な調査を行い、希少な動植物の分布状況も十分に把握したうえで、影響の予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します</p>
32	<p>配慮書 P2-36 動植物の生息又は生育及び生態の状況 これほど多くの動植物が生育しているところは、京都府内では少なくなった。何故このことをしっかり京田辺市民、京都府民は考えて下さらないのでしょうか？ 失った自然は何億円出しても取り戻す事はできません。京都で生まれ京都で育った私はやっぱり緑豊かな自然を大切にしていきたい。</p>	
33	<p>配慮書 P105 図 2-2.31 保安林 ほとんどが京田辺市です。どれだけ京田辺市には自然が残っているか。京田辺市役所の方々には京田辺市を守ってください。京都府職員の方々には京都府民を守ってください。</p>	
34	<p>配慮書 P2-167 京田辺市は望ましい環境像を描きながら、現実には自然の破壊が続いている。現在、他市町村と違って人口増が続く京田辺市は山々が切りさかれ建築が進み、どんどん自然破壊が続いています。道路にはゴミのポイ捨てなど、緑の山々、木々破壊が耐えられない。</p>	
35	<p>甘南備山生活環境保全林について 甘南備山は市街地から近く豊かな自然条件にめぐまれていることから京都府において昭和62年（1987）から生活環境保全林業が甘南備山84ヘクタール全域を対象とし、その内25.6ヘクタールを整備区域として多種類の木々をゾーンごとに植林し、管理道路や林内遊歩道、防火貯水池など整備し豊かな木々や植物、花、野鳥、昆虫など京都府民、京田辺市民、他市の人々から愛されている生活保全林です。お正月など列が続くにぎわいです。 そのような所に巨大なごみ施設はいりません。</p>	<p>生活環境保全林は、林野庁の治山事業の一環で指定されているものであり、事業実施想定区域近傍では、甘南備山が指定されています。 事業実施想定区域は甘南備山の範囲に含まれておらず、当該保全林の伐採等を行うことはありません。ただし、事業実施想定区域は、甘南備山の近傍に位置することから、方法書以降の手続きにおいては、植物、動物、生態系及び人と自然との触れ合い活動の場を評価項目として選定し、現地における調査を行ったうえで予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します</p>



No	住民等の意見	事業者の見解
⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場		
36	<p>配慮書 P 2-65 人と自然の触れ合い活動の場 開発がすでに終わりに近づいた枚方市と京田辺市では自然との触れ合いの場は違います。人口やっと 6 万 8 千の市と、すでに 40 万人の枚方市ではまったく異なります。少し残っている京田辺市甘南備山周辺を京田辺市民、京都府民、周辺市民の自然の触れ合いの場として残して下さい。お正月には初のぼりとして列が続く市民の触れ合いの場です。</p>	<p>既存文献資料によると、事業実施想定区域の近傍では、ハイキングコース等を有する甘南備山等が分布していますが、本事業の実施により、それらの人と自然の触れ合い活動の場を改変することはありません。</p> <p>方法書以降の手続きにおいては、人と自然の触れ合い活動の場も評価項目として選定し、調査、予測及び評価並びに環境の保全及び創造のための措置を検討します。</p>
⑦ 文化財		
37	<p>配慮書 P 2-173~174 文化財及び埋蔵文化包蔵の状況 文化財保護法及び埋蔵文化包蔵の状況 京田辺市では多数文化財がある数えきれない遺跡もある。 教育総務室、文化振興室など対応がない。まだ考えられてもいない。問題と考えていない。</p>	<p>既存文献資料によると、事業実施想定区域においては文化財及び周知の埋蔵文化財は存在していないため、これらを改変することはないと本事業の実施により影響が生じることはないと考えています。</p> <p>なお、事業の実施にあたり、工事中に埋蔵文化財が確認された場合等においては、文化財保護法に基づき、適切な記録及び保存を行います。</p>
⑧ 廃棄物等		
38	<p>配慮書 P 2-101 図 2-2.29 廃棄物が地下にある区域、青印点 以前、京田辺市側に流出しているとして問題になりましたが市民に十分な説明もなく、うやむやになったように思っています。 現在はどうなっているのですか。説明してください。</p>	<p>意見で言及されている場所は、配慮書 P. 2-101 の図に示す NO. 4 の箇所、元下水道汚泥処分地であると思われます。当該箇所は、安全対策工事完了後の平成 18 年 4 月に、枚方市元下水汚泥処分地安全対策委員会から「処分地の現状は、周辺環境に悪影響を及ぼすものではないと言える。以上の現状から判断する限り、今後の対応については通常の廃棄物処分場跡地と同様の管理を行うことで差し支えないと考えられる。」と枚方市へ最終報告されています。</p> <p>その結果を踏まえ、枚方市では、当該地の管理を継続して行っていくとともに、上部利用として平成 27 年から枚方市東部公園を開設されています。</p>

No	住民等の意見	事業者の見解
⑨	温室効果ガス等	
39	<p>配慮書 P 1-10</p> <p>資源循環性余力な電力を電力会社に売却とあるが現在電力を買うところはない。</p>	<p>既存の枚方市東部清掃工場では、開設時は余剰電力を関西電力に売却していましたが、電力自由化以降、現在は競争入札により他の電力会社に売却しています。このように、可燃ごみ広域処理施設においても、余剰電力の売却は可能と考えています。</p>
40	<p>配慮書 P 2-162</p> <p>京都府地球温暖化対策推進計画によれば、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 40%削減するとしています。京都府地球温暖化対策室によると、平成 32 年度までに平成 2 年と比べて 25%を削減するのを目標にしているが、26 年度では 15%しか削減できていません。</p> <p>できていない上に枚方市 40 万人分のごみを燃やすとなると京都府としては責任を果たせません。自分の課だけでなく京都府全体を考えた仕事をしてほしい。枚方市の横暴です。</p>	<p>一般廃棄物の焼却処分を広域で行っている場合は、市町村の処理量ごとで排出量を推計するとされており、温室効果ガスの排出量を処理場の立地ではなく、発生源の市町村に帰属させるため、枚方市分が京都府地球温暖化対策推進計画に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>なお、本施設については、ごみの焼却時に発生する熱を利用して、発電を行う計画であり、両市のごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に貢献することができると考えています。</p>

(5) その他

No	住民等の意見	事業者の見解
41	<p>平成 28 年 5 月 31 日付け総務大臣からの許可を受けたとあるが、情報公開ではほとんど枚方側の考えで京田辺市住民の声は後に少しだけ。住民はほとんど知らない。</p>	<p>京田辺市及び枚方市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」(平成 26 年 12 月)を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。</p> <p>それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成 28 年 5 月 31 日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。</p> <p>組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の見解も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。</p>
42	<p>配慮書 P 1-12 国道 307 号、700m 京田辺市側を走ることになるが、その整備費等の負担額などない。 国道であるが、整備等は京田辺市がするといっている。まわりの自然状態などダンプが走り続けることの自然破壊が心配。どう配慮するのか？</p>	<p>本事業の工事車両や廃棄物運搬車両等の走行による道路沿道環境への影響については、方法書以降の手続きにおいて、詳細な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を検討していきます。</p> <p>なお、現在国道 307 号で行われている線形改良工事については、京田辺市ではなく、京都府が実施しています。</p>

### 4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解

京都府環境影響評価条例第7条の6第3項の規定により、配慮書についての知事意見が平成29年8月17日に事業者に送付された。

以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

#### (1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定し、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定すること。また、煙突高さは、住民意見にも十分に配慮した上で、以下に述べる大気質及び景観に関する事項を考慮して決定すること。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載すること。	造成地盤高さは、工事中の影響だけでなく、参考として施設稼働時の影響も考慮して決定します。また、煙突高さは住民意見に配慮し、大気質及び景観への影響を考慮して決定します。なお、これらの決定に係る経緯については、方法書において詳細に記載します。

#### (2) 個別事項

##### 1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響にも十分考慮し、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味して適切に調査等を行うこと。	施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値ほか、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても予測評価を行います。また、近隣で稼働中である枚方市東部清掃工場の影響も加味できるよう調査等を行います。
本事業により、地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加が考えられるが、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷もあることから、全体としての負荷量の変化にも着目して評価を行うこと。	地域において処理する廃棄物が増加することに伴う環境負荷の増加と、焼却施設の性能が向上することにより削減される環境負荷を考慮し、準備書において必要に応じ全体としての負荷量の変化にも着目した評価を行います。

##### 2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道307号において、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間があることから、工事用車両による影響だけでなく、施設関係車両による騒音・振動の影響についても、適切に調査等を行うこと。	騒音の調査地点は、「道路に面する地域」の環境基準を達成していない区間を考慮し、主要な車両走行ルートとなる国道307号に調査地点を設定して、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振動の影響について調査等を行います。

##### 3) 水質

知事の意見	事業者の見解
工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。	工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分については生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。

#### 4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査で、動物、植物の重要種が確認されており、また事業実施想定区域に近接して鳥獣保護区が存在することから、現況調査を実施するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めること。	平成5年及び平成10～11年の枚方市東部清掃工場建設時の調査などの地域の動植物調査結果や、事業実施想定区域に近接する鳥獣保護区に留意して現況調査を実施します。また、必要に応じ、専門家等からの助言も踏まえ、事業に伴う環境影響をできる限り低減するよう努めます。

#### 5) 景観

知事の意見	事業者の見解
煙突及び建物の景観については、遠い眺望点からの評価だけにとどまらず、近景についても適切な地点を選定し、調査等を行うこと。なお、国見山からの眺望については、明確に視認できる地点が存在することから、適切な地点を再調査した上で、予測及び評価を行うこと。	煙突及び建物の景観については、国道307号沿道などの近景のほか、人々が日常的に利用している場等を調査地点として選定し、調査等を行います。 国見山からの眺望については、視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は指標を下回ります。また、眺望地点はハイキングコースでは無く、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます(図4-3.1及び図4-3.2参照)。
建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定するとともに、敷地内の緑化も十分検討すること。	建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観との調和に留意して決定します。 また、敷地内の緑化も検討します。

#### 6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。	ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関して予測及び評価を行います。 また、計画の検討にあたっては実行可能な最大限の排出抑制策を検討のうえ、焼却に伴う熱を利用した発電等の温室効果ガスの排出抑制の状況も含め予測及び評価を行います。

■ 国見山からの眺望について（参考）

国見山からの眺望については、図 4-3.1に示すとおり視認できる地点の眺望に鉄塔が含まれ新施設煙突は目立ちにくく、仰角の変化は0.1度であり指標の18度を下回ります。

また、国見山から視認できる眺望地点は、図 4-3.2に示すとおりハイキングコースから分岐した、鉄塔管理通路であることから、眺望景観への影響は小さいものと考えます。



2017年9月写真撮影

図 4-3.1 眺望景観の変化の予測結果（国見山）



出典：電子国土web（国土地理院）

図 4-3.2 国見山から視認できる眺望地点

## 第5章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

### 5-1 方法書の公告及び縦覧等

#### 5-1-1 公告

(1) 公告日

平成30年2月2日（金）

(2) 公告方法

京都府公報 第2951号（平成30年2月2日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

#### 5-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 5-1.1に示すとおりである。

表 5-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 30 年 2 月 2 日（金）から 3 月 1 日（木）まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町 2 丁目 1 の 20（枚方市役所別館 6 階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町 2 の 17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘 3 丁目 13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	

### 5-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月2日（金）から3月15日（木）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課指導担当」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通であった。



## 5-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書の公告、縦覧に伴い提出された方法書についての住民等の意見は1通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

### (1) 事業計画の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	平成30年3月12日枚方京田辺環境施設組合は京田辺市役所3階305号室で第1回可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会を開きました。京田辺市民には何にも説明もありませんでした。私は洛南タイムス社で記事を見つけて出席し、事業の選定委員会を傍聴しました。総ての議事が終わった時に委員長に選定された方が、「今日の状況からみていつかどこかで災害のことをきちんと書いておかねばなりませんね」といわれたことがやっばりという思いでした。この地アチラ谷（甘南備台）、ボケ谷のことは京都府民としては、よく知っている地すべり地で又とう曲（活断層）も多いところです。京田辺市住民には、ほとんど説明もなく知らせることもなく大きな事業がどんどん進んでいくことが心配です。	枚方京田辺環境施設組合では、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」を設置しております。平成30年3月12日に傍聴されたのは、同委員会の1回目の委員会でした。 また、ご意見にありました地すべり地形等については、準備書p4-9No.28及びNo.29事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布していませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めてまいります。 今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供をいたします。
2	枚方市が東部清掃工場を稼働させてから平成11年11月11日文書にもあるが（京都側にも配慮する。）何ら事後調査もせず東部清掃工場のまわり200m程度の事後調査のみでそれを京田辺市環境課へ提出しているのは不誠実としかいいようがない。Aの花がかれたから移植したという文言もみた。約5000ページほどの情報公開してもらっています。	枚方市東部清掃工場に係る環境影響評価の事後調査については、枚方市が大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査（平成16年～平成26年）を行い、その結果を大阪府に提出されています。 今後、環境影響評価を進めるに当たっては、その結果も活用いたします。
3	「総務大臣からの許可を受けた」となぜかおっしゃるがその文章も情報公開をやつとの思いで出して頂いたがほとんど枚方市のいい分ばかりである。	京田辺市及び枚方市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月）を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。 それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。 組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の意見も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。
4	市道整備区についてもこれは京田辺市にあるのだから京田辺市が勝手にすると説明されているが、このことについても、どこまでが市道でどこが府道で、どこが国道かは普通の人間ではわからない。 説明会では「ボケ谷」としか説明されていない。甘南備台も入る。その地域を正しく説明しなければならないと思う。	市道整備工区と処理施設工区の範囲については、準備書p1-5の図1-3.3に、市道の線形は準備書p1-6の図1-3.4にお示ししています。

No.	住民等の意見	事業者の見解
5	<p>図 1-3.4 の赤い線内が環境アセスメントの対象では環境アセスメントの意味がない。</p> <p>恒風あり、全部京田辺市が環境影響を受ける。同志社大学あたりが、バックグラウンド濃度が高くなるという文章を出している。</p>	<p>図 1-3.4 の赤い線は、本事業を行う範囲を示したもので、環境影響評価を実施すべきとして設定した調査地域は準備書 p2-1 から p2-3 にお示ししています。</p> <p>また、京田辺地域気象観測所の風配図は準備書 p2-4 の図 2-2.1 にお示すとおり、全方向に風は吹いていますが、風向・風速の現況調査を踏まえ、本事業実施に伴う大気質への影響について予測及び評価を行い、その結果を準備書 p7-34 から p7-99 にお示しました。</p>
6	<p>図 1-3.5 の図によると枚方東部清掃工場と同じ位置に立つことにより 100m の煙突が並ぶ。その図も影像をかえて住民に示すのはおかしい。</p>	<p>図 1-3.5 は、近隣も含めた処理施設の既存施設と計画施設の状況を示した図です。また、既存施設の煙突などと併せたフォトモンタージュによる景観予測は、準備書 p7-339 から p7-343 にお示しました。</p>
7	<p>1-10 施設位置の検討経緯</p> <p>下から 3 行目住民合意と文言があるが住民はほとんど知らない。地域にプラゴミの集め方など市役所から説明にこられたが、この話は何らしなくて、質問した時は「その話は、今、しないで下さい。」といわれた。近年はずっと、ごみ減量化の話で住民は必死に活動していた。</p>	<p>ごみ処理施設整備基本構想は、京都府京田辺市及び大阪府枚方市でそれぞれ策定されてきたものであり、その過程で、基本構想案を公表し、パブリックコメントを行い、住民意見を考慮して策定されております。</p> <p>また、ごみ減量化施策については、構成市のごみ処理基本計画に示されております。</p>
8	<p>東部清掃工場＋穂谷川清掃工場＋甘南備園＋全枚方市の分を燃やして京田辺市側へ煙突排気ガスを出しては、いくら厳しい値を設定してもらっても 0 には絶対なりません。この部分を京田辺市市民に十分説明する必要があります。</p>	<p>一例としてダイオキシン類でみると既存施設の甘南備園焼却施設の法令基準 <math>5 \text{ ng-TEQ/m}^3</math> に対し、本事業では自主基準値 <math>0.05 \text{ ng-TEQ/m}^3</math> を設定しております。また、本施設の供用開始に伴い、現在の甘南備園焼却施設は稼働を停止することにしてあります。</p> <p>こうしたことから、全体として現在よりも環境への負荷が小さくなるものと考えております。</p>
9	<p>簡単に下水道放流といわれますが下水道を管理するのは京田辺市の下水道です。</p> <p>平成 30 年度の下水道使用料や管理がどうなっているのか、まだ農業が主体となっている京田辺市市民としては、その点も費用や安全をきちんと市民に示して下さい。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としております。</p> <p>なお、下水道使用料や管理のご意見につきましては、関係機関へお伝えいたします。</p>
10	<p>この施設の近くにはまだ住民が多く住まわれている様子がありませんが、数々の小規模施設が建ちならびまさに、てしまの様になります。私たち京田辺市市民はあまり行かないかもしれませんが、大型ダンプが走りまわり普通の車が走れない時もあります。(事故も京都府で一番多い。)</p>	<p>施設利用車両や工事用車両の走行に際しては、安全運転を徹底いたします。また、走行時間帯を検討し、渋滞への影響を軽減できるよう車両の分散に努めてまいります。</p>
11	<p>騒音、振動も含めて大変こわいと思っています。</p>	<p>工事中の建設機械及び工事用車両並びに供用後の施設稼働及び施設利用車両については、低騒音・低振動機器の導入や車両の分散等に努めてまいります。</p> <p>なお、対象事業実施区域周辺及び主要走行ルートにおいて、現況調査、予測及び評価を行った結果は準備書 p7-100 から p7-195 にお示しました。</p>
12	<p>関係車両の主要走行ルートとして、国道 307 号を 700m 京田辺市域を走ると説明されていますが、京田辺市道を整備する計画とありますが、市道の整備は全部京田辺市道や。誰が支払う税金でまかなうのですか。もう少し京田辺市のことを考えて欲しい。</p>	<p>本事業と同時期に整備される道路は、公共の用に供される道路であり、京田辺市が市道として整備するものです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
13	1-12 動物、植物、生態系への地域景観と調和するよう配慮するとあるが、絶対に自然環境、動物、植物をつぶしてよい環境が生まれるわけがありません。一度つぶした自然は2度ともどりません。口にチャックして枚方市側の言い分だけをきくのはやっぱり悲しいです。	本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事業影響をできる限り低減する旨を準備書 p7-229 から p7-327 にお示しました。
14	焼却に伴う熱を利用して発電を行い、施設内で消費する電力を賄うとともに余剰電力を売却するとありますがプロにたずねたところ売電までいかないといわれた。 東部清掃工場の売電はいくらぐらいですか。	枚方市東部清掃工場では、平成 27 年度は 29,862MWh 発電し、そのうち、14,954MWh を売電されております。

## (2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
15	2-1 煙突排出ガスによる大気質の影響が想定する範囲を示していますが、ここに記されていることは本当ですか。京田辺市では、同志社大学のあたりが一番バックグラウンド濃度が高いという文章が情報公開されています。(全京田辺に影響あり)	煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される範囲については、計画段階環境配慮書で既存文献から予測した結果です。現況調査、予測及び評価を行った結果については、準備書 p7-1 から p7-99 にお示しました。
16	図 2-2.3 大気環境測定位置図について この位置点について、緑、ピンク、オレンジの点の一般的な意味がよくわからない。バランス良くされている様にしか思えない。 しっかり説明してほしい。(住民と市と業者といていながら住民には説明がない。)	図 2-2.3 の緑の点は、大気汚染防止法に基づき京都府又は枚方市がその地域の一般的な大気環境を常時、測定するために設置している「一般環境大気測定局」です。 ピンクの点は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、枚方市がその地域の一般的なダイオキシン類の大気濃度を測定するための地点です。 オレンジの点は、第二京阪道路による道路沿道地域の環境を監視するために枚方市が設置している「第二京阪道路監視局」です。
17	2-11 微小粒子状物質 王仁公園、田辺、長尾、津田の位置を示した根拠を教えてください。(住民主体はどうなったのですか)	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が設置している浮遊粒子状物質測定局は、田辺、王仁公園、長尾及び津田であったことから表 2-2.10 にお示したものです。 なお、微小粒子状物質測定局は、田辺及び王仁公園の 2 局です。
18	図 2-2.4 自動車騒音測定は何を説明するものですか。きちんと説明してほしい。騒音については、ずいぶんこまったことがあります。常時監視地点があるのはわかりますが、この青いポイントの意味がわからない。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている自動車騒音の測定位置をお示したものです。地点番号と測定場所は準備書 p2-16 の表 2-2.13 及び p2-19 の図 2-2.4 に示します。
19	2-17 この緑の点についても、ごみ焼却場との関係がどうあるのですか。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている道路交通振動の測定位置をお示したものです。これらの情報は、ごみ焼却場の周辺における地域特性を把握するために整理したものです。

No.	住民等の意見	事業者の見解
20	<p>2-19 河川</p> <p>河川については、当然、高いところから低いところに流れるのはあたりまえで、この位置にごみ焼却場をつくれば水はすべて下流に流れる。あまりにもひどい話したと思う。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としております。</p> <p>また、雨水については、プラント排水等、可燃ごみを処理する過程で発生する排水とは分離し、河川へ放流します。</p> <p>このことから、処理水が河川に流出することはありません。</p>
21	<p>2-33 地盤の状況</p> <p>京田辺市では地盤沈下の測定はない、とあるが京田辺市では地すべり地が多くある。これはきちんと災害地名という本にもものっている。報道もされている。</p>	<p>京田辺市では、地盤沈下の測定地点がないという事実を記載したものです。</p> <p>また、地すべり地形については No.1 の事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布しておりません。</p>
22	<p>2-34 地質について</p> <p>京都府の地震被害想定調査では、京田辺市とくに大きな揺れを生じさせる地震として「生駒断層」「木津川断層」を挙げている。市内大半が震度6、大住・薪の東部は震度7、市内西南部の府境丘陵地はほぼ震度6弱（事業者選定委員会の委員長になった方はこの点は認識されている。）</p> <p>対象事業実施区域の地質は礫が大半、その通りです。</p>	<p>「生駒断層」や「木津川断層」の活動による震度予想については、京田辺市地域防災計画や枚方市地域防災計画等で承知しております。</p> <p>本事業で建設する建築物については、大阪府枚方市及び京都府京田辺市が策定した可燃ごみ広域処理施設整備基本計画において「官庁施設の総合耐震計画基準において『大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。』とされている耐震安全性の分類がⅡ類とする建築物を適用して設計を行う」としております。</p> <p>なお、東日本大震災や熊本地震において、ごみ焼却施設においても被害を受けておりますが、建物が倒壊するような被害はないと聞いております。</p>
23	<p>2-38</p> <p>京田辺市ではこの地に示されるように重要な動植物がいっぱいあります。このページではきちんと示されているなら、私達は絶対にまもりたいものです。</p> <p>東部清掃工場をつくる時には私たちのところにはないといってうめたて地にされていたのはよく覚えています、10年前と現在では同じです。</p> <p>何故この計画が市民に知られない内につくられたのか、こまります。</p>	<p>本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事業影響をできる限り低減する旨を準備書にお示しました。なお、東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、安全対策工事が完了し、現在、枚方市東部公園として市民に開放されております。</p> <p>また、本事業計画については、その経過を第1章でも記載しておりますが、p4-13 No. 41 の事業者の見解のとおり、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントを行い、住民意見も踏まえながら事業を進めてきました。今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供をさせていただきます。</p>
24	<p>2-71 景観及び人自然との触れあいの活動状況</p> <p>京田辺市は甘南備山を中心として、お正月の山のぼりをはじめ自然の散歩道として自然のふれあいを近隣の人々としても楽しんでいきます。枚方のように70年早くひらかれた町ではなく、やっと20年の市政のまちです。お茶、山いも、なすなど自然豊かなまちです。大切に守りたいものです。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場を評価項目として選定し、現況調査、予測及び評価を行った結果を準備書 p7-345 から p7-365 にお示しました。</p>
25	<p>2-81 2) 将来の土地利用計画</p> <p>これを読む限りまったく枚方市のいいぶんのみです。他人のことを考えない自分たちのまちは高い位置にあり利点のみ強調されている。</p>	<p>将来の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン及び枚方市都市計画マスタープランに記載されている調査地域周辺に関連する内容をお示したものです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
26	2-91 この施設をつくることによって京田辺市の全学校、全保育施設、全幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、児童発達支援センター、有料老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、児童発達支援センター、全図書館、中部住民センターに配慮を要するとありますが、どう配慮すればよいのか。きちんと報道しない限り誰も声をあげません、あげられません。京田辺市の誰がこのことに声をあげるのですか。 特に配慮が必要とするものとして、京田辺市同志社大学キャンパス（一番濃度が高い）、社会福祉法人みみづく保育園、薪幼稚園、薪小学校、京都府立こども発達支援センターがあげられていることは市役所の方々はどう考えておられるか、訴える方々がわからない。京田辺市教育委員会にも話しをしましたが。	本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、その結果を準備書にお示しました。各種の環境保全措置を行うことにより、配慮を必要とする施設への影響をできる限り低減するよう努めてまいります。
27	2-97 電波はどうされるのですか。	地上デジタル放送の電波は、大阪局（生駒山）及び京都局（比叡山）からの電波到来がありますが、近傍に住居等の保全対象がないため、環境影響評価項目に電波障害は選定しておりません。
28	2-107 この図によって×と○にかかわるときちんと説明する必要がある。文化財がいっぱいある。それも住民に知らせること。	p2-107 の表 2-2.76 については、対象事業実施区域及び調査地域内における法令等に基づく地域・区域等の指定の有無を示し、p2-108 以降でその内容を説明しております。 なお、本事業を実施するに当たり、必要な措置を講ずる必要があるものについては、適切に対応いたします。
29	2-111 やっぱり枚方市はこの位置に廃棄物を地下にしていた。本当に今安全なのか。すごくこわい。	東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、準備書 p4-11 No. 38 の事業者の見解のとおりです。
30	2-112 鳥獣保護はつukれないのではないか。	対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に該当し、鳥獣保護区には指定されていません。 なお、鳥獣保護区であっても建築物の制限を受けません。
31	2-127 生活環境保全に関して大阪府域ではあるが、ここは大阪府域ではない。やっぱり枚方市のことしか考えていない。	p2-125 以降の公害の防止に係る規制の状況には、調査地域に適用される規制を掲載しております。 調査地域は、京都府域と大阪府域に跨るため、京都府域に係る規制基準と、大阪府域に係る規制基準を掲載しております。
32	2-159 ダイオキシン類による水質の汚濁 まず東部清掃工場の結果、京田辺市側がどうなったかをきちんと示し、そしてその後の検査をするのが大切ではありませんか。	枚方市東部清掃工場では、プラント排水は、全て排水処理した後、一部再利用して残りを枚方市公共下水道へ放流しており、ダイオキシン類の公共下水道中の濃度は、平成 29 年上半期では 0.00052pg-TEQ/L（排除基準：10pg-TEQ/L）でした。
33	2-174 この焼却場は公営だといいいながら時によって京都府の環境基本計画を出したり、時には大阪府の環境基本計画を出したりあまりにも勝手すぎる。	調査地域は、京都府域と大阪府域に跨っており、京都府と大阪府の環境保全に関する計画等との整合を図る必要があることから、両府の基本計画等を掲載しております。

No.	住民等の意見	事業者の見解
34	2-178 地球温暖化の意見書は京田辺市では日程が変更された。市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策をより一層推進するためにと表現しているが京都と大阪で考えねばならないのに京都府京田辺市で大阪のごみを燃やす計画を出されるのがおかしいです。	準備書 p4-12 No. 40 の事業者の見解のとおり、一般廃棄物の焼却処分を広域で行う場合は、温室効果ガスの排出量を市町村の処理量ごとで推計することになります。
35	2-182～183 京都府の考え方やり方、大阪府の考え方やり方がまったくことなるのに大阪府のごみを受け入れることが納得できない。	京都府循環型社会形成計画と大阪府循環型社会推進計画は、いずれも環境への負荷をできる限り低減し、循環型社会を実現していくための方策であることに異なる点はないと認識しております。
36	2-188 豊かな自然や歴史をまもるのは京都府も大阪府も同じです。このページでも枚方市の勝手です。	調査地域に関係している景観計画を参考として掲載しております。
37	2-191、192 このページにあるように京田辺市にはどれだけ多くの国宝はじめ史跡文化財環境保全地区等々いっぱいあります。どう守っていくか。全市民で考えねばならないのにこのことを知る人も少なく情報を公開されないのが悲しいです。 2-194、195 京田辺市教育委員会が口をとざさないでほしい。	対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要となるものは存在しないため、環境影響評価項目として選定していません。 なお、一般に文化財や埋蔵文化財は、文化財保護法等関係法令に基づいて適切に記録・保存されるものと考えております。

### (3) 計画段階環境配慮書の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
38	3-2 煙突の高さ 100m と 50m の比較については、11 年前枚方市が説明された 100m にしたらより遠くへ濃度をとばす。 枚方市へは迷惑をかけないと説明されたことを思い出す。 本当の説明を住民にすべき。そして煙突が 2 本並ぶ複合汚染を示して下さい。	大気質の現況調査は、甘南備園焼却施設及び枚方市東部清掃工場が稼働している中で、調査を行いました。調査の結果に本事業による影響を加えて予測及び評価を実施し、これらを準備書 p7-1 から p7-99 にお示しました。

### (4) 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

No.	住民等の意見	事業者の見解
39	4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解 事業者は誰ですか。もう決定されているのですか。 平成 29 年 8 月 17 日に事業者に送付されたとありますが、平成 30 年 3 月 12 日に事業者の説明されたのを市民が傍聴しましたがどの事業者がこの見解を示したのか住民にはわかりません。このあと会議では非公開とおっしゃいましたが総て住民はかやの外で事業が進められるのはおかしい。 民主主義の国ですか。住民ははじかれた。	配慮書についての知事意見に対する見解を示した事業者とは「枚方京田辺環境施設組合」です。 一方、平成 30 年 3 月 12 日に傍聴されたのは「第 1 回枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」であり、第 2 回以降の委員会は、事業者選定に関する審議を進めるため、「事業者等の正当な利益を害する恐れ」や「意思形成を適正又は公正に行うことに支障が生じる恐れ」があることから、委員会設置条例第 6 条第 5 項に基づき、委員会を非公開としたものです。ただし、委員会の概要については、組合ホームページなどによる情報提供をさせていただきます。

(5) その他（他の機関に対する意見等）

No.	住民等の意見	事業者の見解
40	2-83 京田辺市では京都府の水道事業により府営水を購入しているが本来ならば地下水だけでまかなえるということも 36 年前転入していたことを教えてもらい木津川源流まで見に行った。この頁でもきちんと書かれている。しかしそれを知る人は少ない。もっと京田辺の人々が真実を知らねばならない。京都府として考えてほしい（京都府営水もしっかりかっています。）。	いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。
41	2-103 都市計画については枚方市ではきちんとできているそうですが、京田辺市では、ボケ谷とアチラ谷のみがまだできていず、申し出書を出して3月 17 日にするといってられますが、それに対してどう判断されるかわからない。こわい。	いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。

### 5-3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第13条の規定により、方法書についての知事意見が平成30年7月4日に事業者に送付された。以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

#### (1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
<p>本事業では、可燃ごみ広域処理施設の配置や構造、設備の仕様、工事計画、運営計画などの事業特性の詳細は今後選定される民間事業者により決定されることになるため、その決定によって環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細をあらかじめ定めた上で環境影響評価を実施すること。</p> <p>環境影響評価の実施までに定まらない事業特性の詳細については、各環境影響要因及び環境要素の区分ごと、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。</p>	<p>可燃ごみ広域処理施設の配置や事業計画の一部は、今後選定される民間事業者の決定によって環境影響が変化することから、環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細を予め考慮したうえで、過小評価とならないよう、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施しております。</p>
<p>今後、詳細な事業計画の策定や現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切に環境影響評価を実施すること。</p>	<p>詳細な事業計画の策定や現地調査の結果、方法書段階からの新たな環境影響要因はみられないため、選定した項目及び手法の見直しなどは行っておりません。</p>
<p>事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるものとし、その結果を準備書の事業計画の環境配慮の方針、環境の保全及び創造のための措置としてとりまとめを行いました。</p>
<p>環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行う等、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、京都府環境影響評価条例にしたがって、準備書の公告・縦覧、住民説明会を開催するなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めてまいります。</p>

#### (2) 個別事項

##### 1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
<p>水銀を含め大気汚染に係る項目については、適切な排出ガス処理施設などの保全措置を検討し、できる限りの排出削減に努めること。</p>	<p>大気汚染に係る項目については、関係法令による排出基準や枚方市東部清掃工場の基準値と同等若しくは厳しい値を自主基準値として定め、排出削減に努めた計画としました。</p>
<p>現況調査は、地域の風向や風速などの気象条件を踏まえて、適切に実施すること。</p>	<p>大気質及び気象調査は、地域の風向や風速や地形を考慮した気象条件が把握できるよう、調査地点及び調査時期を設定しました。</p>
<p>枚方市東部清掃工場の影響を加味して予測を行うに当たって、影響が最も大きくなる状況を適切に説明できる手法を検討し、準備書に適切に示すこと。</p>	<p>枚方市東部清掃工場及び京田辺市甘南備園の影響を加味して予測を行うことができるよう、大気質調査に関しては、これらの施設が通常運転している状況で測定を行い、大気質の予測ではこれをバックグラウンド濃度として設定しました。</p>
<p>評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。</p>	<p>大気質の予測では、現況からの濃度変化を把握できるよう、バックグラウンド濃度に対する新施設による寄与濃度についても予測を行い、準備書p7-69からp7-82にお示ししました。</p>



## 2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道 307 号において、工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音レベルの悪化を低減するため、走行時間やルートの分散化などの対策を関係市とともに検討すること。	国道 307 号等の沿道民家への工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音影響を低減するため、環境配慮事項等を検討しました。なお、長尾杉線の整備により、関連車両のルートの分散化が図れるものと考えます。

## 3) 水質

知事の意見	事業者の見解
排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。	排ガス処理方法は決まっておりませんが、有害物質を含む排水が発生する場合には、建物内に設置する排水処理設備で適切に処理を行い循環利用を図るとともに、余剰な処理水は下水道放流することで、場外への飛散・流出を防止します。

## 4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
動物（猛禽類を除く）及び植物の調査については、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定するとともに、必要に応じて、調査範囲の拡大及び追加調査を実施すること。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルート把握するとともに、そのルートを分断するなどの影響が想定される場合は、必要な保全措置を実施すること。	動植物調査においては、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定しました。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルート把握しております。事業実施区域及びその周辺における重要種の生息・生育状況については、準備書に記載のとおりです。
事業実施区域及びその周辺において、重要種の生息（営巣）・生育が確認された場合には、必要な対策について十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。	現地調査の結果、事業実施区域及びその周辺における重要種の生息（営巣）・生育が確認されました。その結果については、準備書に記載のとおりです。事業影響が及ぶ可能性がある種については、環境の保全及び創造のための措置を検討し、この内容を準備書に記載しました。
近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること。また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載すること。	オオタカを含む猛禽類に関しては2繁殖期を含む周年調査を行いました。その結果、オオタカの繁殖行動が確認され、追加調査・環境の保全及び創造のための措置の検討が必要となったため、オオタカ保全専門家会議を設置し、専門家による助言を踏まえて環境の保全及び創造のための措置を検討し、その内容を準備書に記載しました。
事業により影響を受ける自然環境については、現地調査の結果を踏まえ、事業地内の緑化の推進をはじめ、実行可能な最大限の保全措置を検討し、総合的に評価を行うこと。	自然環境への影響を回避・低減するため、既存緑地の確保や事業地内の緑化を行うほか、実行可能な最大限の環境の保全及び創造のための措置を検討するとともに、措置を確認するための事後調査について、準備書に記載しました。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
<p>当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものとし、景観予測に当たっては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に分かりやすく示すこと。</p>	<p>当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものいたします。景観予測に当たっては、フォトモンタージュを作成し住民に分かりやすく整理し、準備書に記載しました。</p>

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
<p>枚方市立穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画を踏まえて、排出量の低減を関係市とともに検討すること。</p>	<p>穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、枚方市内の施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、この影響について予測評価を行いました。一方で、施設の更新により施設の稼働による温室効果ガス削減排出量の低減が見込まれるため、これについても準備書に記載しました。</p>

## 第6章 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、以下のとおりとした。

### 6-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施（以下、「工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下、「供用時」という。）において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表 6-1.1に示す。

表 6-1.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事中	造成等の工事による一時的な影響	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。また、造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）の一時的発生がある。
	建設機械の稼働	造成工事や工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用の資材及び建設機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、一時的に裸地面の発生があり、降雨時に対象事業実施区域外へ濁水が流出する可能性がある。
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	新たに造成後の土地及び工作物が出現する。
	施設の稼働	ごみ焼却施設が稼働する。
	施設利用車両の運行	廃棄物の運搬車両等、ごみ焼却施設の施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

### 6-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 6-2.1に示す。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の14項目である。

表 6-2.1(1) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事中			供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄					●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれる二酸化硫黄による大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分は非常に少ないため、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。	
			浮遊粒子状物質	●	●			●	●	工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。	
			一酸化炭素								一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況である。また、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に含まれる一酸化炭素も少なく、大気質への影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
			窒素酸化物	●	●			●	●		工事中に、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれる窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。
			ダイオキシン類					●			供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれるダイオキシン類による大気質への影響を検討するため選定する。
			光化学オキシダント								光化学オキシダントは窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物は、窒素酸化物の項において選定している。
			ベンゼン								施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少なく（1%以下）、また、全国的に環境基準は達成されている状況であることから選定しない。
			トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン								本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定しない。

表 6-2.1(2) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由		
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	有害物質 (塩化水素、水銀)							●		供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている主な有害物質の中では塩化水素及び水銀による大気質への影響を検討するため選定する。	
			粉じん	●									工事中の造成工事に伴い一時的に裸地面が出現し、粉じんの発生が考えられることから選定する。
		騒音及び超低周波音	騒音		●	●				●	●		工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び工事用車両の運行に伴う道路交通騒音、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場騒音及び施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
			超低周波音							●			供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場からの超低周波音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
		振動	振動		●	●				●	●		工事中に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動及び工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時に、施設の稼働に伴う工場・事業場振動及び施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の発生があることから、その影響を検討するため選定する。
		悪臭	悪臭							●			供用時に、施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設からの漏洩により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため選定する。
	水環境	水質	水質汚濁										排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
			水の濁り (浮遊物質 量(SS))				●						工事中の造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため選定する。
		底質	底質汚染										排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、また、地下への浸透防止対策により、地下浸透しないことから、選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。
		地下水及び水位	地下水の水質	地下水の水質									
	地下水の水位		地下水の水位										

表 6-2.1(3) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		環境要素の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象	●								工事の実施に伴い、造成等による地形の改変を行うことから選定する。
		地盤	地盤沈下									本事業では通常時に地下水の揚水を行わないことから選定しない。
		土壌	土壌汚染	●								対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には、工事に伴い周辺への影響が生じる可能性があることから、選定する。
	その他の環境	日照障害										供用時に対象事業実施区域内に新たな工作物が出現するものの、近傍に住居等の保全対象がないことから選定しない。
電波障害												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種・注目すべき生息地	● ●				● ●					工事の実施及び供用時の工作物の存在等に伴い対象事業実施区域及びその周辺の動物・植物の生息・生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があると、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があるので選定する。 なお、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、排出ガス中の大気汚染物質の濃度は十分低いものと想定され、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていないことから、植物生育環境としての土壌については選定しない。
	植物	重要な種及び群落	●				●					
		植物生育環境としての土壌										
生態系	地域を特徴づける生態系	● ●				● ●						
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●					供用時に、対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、その影響を検討するため選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			●		● ● ●					工事中の工事用車両の運行及び供用時の工作物の存在、施設の稼働並びに施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから選定する。

表 6-2.1(4) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由			
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生		
環境要素の区分	予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物	●						●	工事中にはがれき類や廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴う焼却残さ等の廃棄物が発生することから選定する。	
			建設工事に伴う副産物(残土等)	●								工事中には残土が発生することから選定する。
		温室効果ガス等	温室効果ガス(二酸化炭素等)		●	●			●	●		工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時には施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから選定する。
			オゾン層破壊物質(フロン等)									
歴史的・文化的景観の調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観									対象事業実施区域には歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観の保全が必要なものは存在しないため選定しない。	
		文化財、天然記念物等									対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。	
	埋蔵文化財包蔵地										対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。	





## 第7章 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、調査手法を表 7-1、予測及び評価の手法を表 7-2に示すとおりとした。また、現地調査地点をまとめたものを図 7-1に示す。

表 7-1(1) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
大気質	既存資料調査	「京都府環境白書」(京都府)、「京都府大気常時監視情報」(京都府)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
	一般環境大気質	降下ばいじん	サンプリング分析 ダストジャーによる捕集法、重量法(測定高さ:地上2~5m)	対象事業実施区域 : 1地点	4季各30日間(1検体/月)
		二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	ステーション設置による自動連続測定 溶液導電率法又は紫外線蛍光法(測定高さ:地上1.5m)	対象事業実施区域及び その周辺: 5地点	対象事業実施区域: 通年(1時間値測定)
		浮遊粒子状物質(SPM)	ベータ線吸収法(測定高さ:地上3m)		
		窒素酸化物(NO <sub>x</sub> : NO, NO <sub>2</sub> )	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法(測定高さ: 地上1.5m)	対象事業実施区域及び その周辺: 5地点	周辺4地点: 4季各7日間 (1時間値測定)
			サンプリング分析(簡易測定) PTIO法(測定高さ:地上1.5m)		
		ダイオキシン類	サンプリング分析(簡易測定) ハイボリウム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計 による方法(測定高さ:地上3m)	対象事業実施区域及び その周辺: 5地点	4季各7日間連続測定 (1検体)
		塩化水素(HCl)	濾紙捕集後、イオンクロマトグラフ法(測定高さ:地上1.5m)		
	水銀(Hg)	金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法(測定高さ:地上1.5m)			
	沿道大気質	浮遊粒子状物質(SPM)	ステーション設置による自動連続測定 ベータ線吸収法(測定高さ:地上3m)	搬入路沿道: 2地点	4季各7日間 (1時間値測定)
	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> : NO, NO <sub>2</sub> )	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ:地上1.5m)			
気象	既存資料調査	「気象統計情報」(気象庁)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
	地上気象	風向・風速	ステーション設置による自動連続測定 風車型風型風向風速計 (測定高さ:地上約10m)	対象事業実施区域	1年間連続(毎時10分間)
				対象事業実施区域周辺 : 7地点	4季各30日間(毎時10分間)
				搬入路沿道: 2地点	4季各7日間(毎時10分間)
		日射量	全天日射計(測定高さ:地上約3m)	対象事業実施区域	1年間連続(毎時10分間)
		放射収支量	放射収支計(測定高さ:地上1.5m)		
	気温・湿度	隔測温湿度計(測定高さ:地上1.5m)		1年間連続(毎正時値)	
高層気象	風向・風速	現地観測		4季各7日間 (8回/日: 3時間毎)	
	気温	GPSゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)			

表 7-1(2) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
騒音	既存資料調査	「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度	
	騒音の状況	環境騒音	現地実測(騒音計で測定)	対象事業実施区域： 2回(平日・休日) 各24時間	
		道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に規定する日本工業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	1地点 搬入路沿道： 2地点	2回(平日・休日) 各24時間
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道： 2地点	2回(道路交通騒音と同時、平日・休日) 各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
		道路構造、道路の位置、路面状況	現地踏査		
超低周波音の状況	超低周波音(G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル)	現地実測(低周波音圧レベル計で測定) 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に規定する方法	対象事業実施区域： 1地点	2回(平日・休日) 各24時間	
振動	既存資料調査	「京都府環境白書」(京都府)、「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府環境農林水産部)、「環境データ集」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺及び周辺道路	最新年度	
	振動の状況	環境振動	現地実測(振動計で測定)	対象事業実施区域： 1地点	2回(平日・休日) 各24時間
		道路交通振動	「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に規定する方法、日本工業規格 Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	搬入路沿道：2地点	2回(平日・休日) 各24時間
	地盤の状況	地盤卓越振動数	現地実測 振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析(大型車10台程度測定)	搬入路沿道：2地点	1回
	道路の沿道等の状況	交通量	現地実測 車種別*にカウンターで計測 *大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、ごみ収集車	搬入路沿道：2地点	2回(道路交通振動と同時、平日・休日) 各24時間
		走行速度	一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
道路構造、道路の位置、路面状況		現地踏査			

表 7-1(3) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
悪臭	既存資料調査	「京都府環境白書」(京都府)、「ひらかたの環境」(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
	悪臭の状況	特定悪臭物質濃度(22物質)	サンプリング分析 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)	対象事業実施区域 : 1地点	2回(夏季、冬季)
		臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)	対象事業実施区域及び周辺 : 5地点	
	気象の状況	気温、湿度、風向、風速、天候	現地実測 (簡易風向風速計、温湿度計による測定)		
水質	既存資料調査	「京都府環境白書」(京都府)、「ひらかたの環境」(枚方市)、「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度	
	水質汚濁物質の濃度等の状況	降雨時の濁水(SS)	サンプリング分析	対象事業実施区域周辺 : 雨水排水地点1地点	降雨時2回
		天候、水温、色、透視度、濁度	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法(付表9浮遊物質(SS)の測定方法)等		
	水象の状況	流量	現地実測(サンプリング測定) (日本工業規格 K0094「工場用水・工場排水の試料採取方法」の8.流量の測定に規定する方法)		
土質の状況	土壌の沈降特性	サンプリング分析 日本工業規格 M 0201「選炭排水試験方法」の12.土壌沈降試験に基づく測定	対象事業実施区域	1回	
重要な地形・地質及び自然現象	既存資料調査	「土地分類基本調査(地形分類図)」、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、空中写真(国土地理院)、ボーリング柱状図等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期	
土壌汚染	既存資料調査	過去の空中写真、土地登記簿、ボーリング柱状図等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間	

表 7-1(4) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等	
動物	既存資料調査	「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)」、「京都府鳥類目録2016」(日本野鳥の会京都支部)、「大阪府鳥類目録2016」(日本野鳥の会大阪支部)等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期	
	陸生動物	哺乳類	目撃調査、フィールドサイン法、トラップ法	対象事業実施区域及びその周辺約200m	4季(春季、夏季、秋季、冬季)
		鳥類	ラインセンサス法、定点記録法		
		猛禽類	定点記録法	対象事業実施区域及びその周辺約1,000m	1 繁殖期目(1~8月) 非繁殖期(9月~12月) 2 繁殖期目(2月~7月)
		両生類、爬虫類	現地確認調査	対象事業実施区域及びその周辺約200m	3季(春季、夏季、秋季)
		昆虫類	任意採取調査、トラップ採集調査(ライト・トラップ法、ベイト・トラップ法)		
	水生動物	魚類	直接観察調査、採取による調査(モンドリ法、投網法、タモ網法等)		4季(春季、夏季、秋季、冬季)
底生動物		定量採取調査、定性採取調査			
植物	既存資料調査	「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)等を対象に収集整理	対象事業実施区域及びその周辺	既存資料の対象時期	
	水生植物・植生	植物相の状況	対象事業実施区域及びその周辺約200m	3季(春季、夏季、秋季)	
		植生の状況		1季(春季)	
生態系	既存資料調査	「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)、「大阪府レッドリスト2014」(大阪府)、「枚方ふるさといきもの調査報告書」(枚方市)、「枚方市ごみ処理施設(仮称)第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」(枚方市)、「東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価書(枚方市)」、「京都府鳥類目録2016」(日本野鳥の会京都支部)、「大阪府鳥類目録2016」(日本野鳥の会大阪支部)等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	既存資料の対象時期	
	動植物その他の自然環境に係る概況	既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	対象事業実施区域及びその周辺約200m	動物及び植物の調査期間と同様	
	複数の注目種等の生態、他の動物相との相互関係又は生息・生育環境の状況				

表 7-1(5) 調査の手法

調査項目		調査手法	調査地域・地点	調査期間等
景観	既存資料調査	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	主要な眺望景観の状況	現地踏査、写真撮影	対象事業実施区域周辺 ： 5 地点	2 季（着葉季、落葉季）
人と自然との活動の場の触れ合い	既存資料調査	京都府ホームページ、京田辺市ホームページ、枚方市ホームページ等を対象に収集整理	対象事業実施区域周辺	最新年度
	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	利用人数・利用目的を目視及び聞き取りにより確認する	対象事業実施区域周辺 ： 2 地点	秋季 2 回（平日及び休日）
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況、利用環境等	踏査し、施設の整備状況（枚方市東部公園）、ハイキングルート及び付帯施設の整備状況（甘南備山）を確認する		

表 7-2(1) 予測及び評価の手法

予測項目		予測の基本的な手法		予測地域・地点	予測対象時期等	評価		
大気質	工事中	造成工事	粉じん	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	対象事業実施区域周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているか、環境の保全及び創造についての配慮が適切になされているか、国または府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価。	
		建設機械の稼働	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	対象事業実施区域周辺の概ね1km四方の範囲	工事の実施による環境影響が最大となる工事開始後6～17ヶ月目		
		工事用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点	工事の実施による環境影響が最大となる、大気質への影響が大きい大型車両の年間台数が最も多くなる工事開始後32～43ヶ月目		
	供用時	煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値及び1時間値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施） [1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域を中心とした4kmの範囲 ：最大着地濃度地点及び一般環境大気質の調査地点 煙突より風下方向に6kmの範囲	事業活動が定常状態となる時期		
			ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値	[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）	対象事業実施区域を中心とした4kmの範囲 ：最大着地濃度地点及び一般環境大気質の調査地点			
		塩化水素濃度の1時間値	[1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	煙突より風下方向に6kmの範囲				
	施設利用車両の運行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点	事業活動が定常状態となる時期			
	騒音	工事中	建設機械の稼働	建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年、本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	対象事業実施区域の敷地境界及び敷地境界の周辺100m：騒音レベルが最大となる地点		周辺環境への影響が大きくなると想定される工事開始27ヶ月目
			工事用車両の運行	道路交通騒音（等価騒音レベル）	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」（平成26年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点		工事用車両の走行台数が最大となる工事開始後32ヶ月目
		供用時	施設の稼働	工場事業場騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）	「環境アセスメントの技術」（平成11年、（社）環境情報科学センター）に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式による数値計算	対象事業実施区域の敷地境界及び敷地境界の周辺100m：騒音レベルが最大となる地点		施設の稼働が定常となる時期
施設利用車両の運行			道路交通騒音（等価騒音レベル）	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」（平成26年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点	施設利用車両の走行台数が定常となる時期		

表 7-2(2) 予測及び評価の手法

予測項目			予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等	評価	
超低周波音	供用時	施設の稼働	低周波音圧レベル	類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	環境影響が実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているか、環境の保全及び創造についての配慮が適切になされているかを評価。
		建設機械の稼働	建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域の敷地境界及び敷地境界の周辺100m；振動レベルが最大となる地点	周辺環境への影響が大きくなると想定される工事開始27ヶ月目	
振動	工事中	工事用車両の運行	道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示された振動の伝搬計算式による数値計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点	工事用車両の走行台数が最大となる工事開始後32ヶ月目	いるか、国または府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価。
		施設の稼働	工場事業場振動（振動レベル80%レンジ上端値）	振動の伝搬計算式による数値計算	対象事業実施区域の敷地境界及び敷地境界の周辺100m；振動レベルが最大となる地点	施設の稼働が定常となる時期	
	供用時	施設利用車両の運行	道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示された振動の伝搬計算式による数値計算	現地調査地点と同様の搬入路沿道2地点	施設利用車両の走行台数が定常となる時期	
		煙突排ガス	臭気指数	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	対象事業実施区域周辺：最大着地濃度地点	事業活動が定常状態となる時期	
悪臭	供用時	施設からの悪臭原因物の漏洩	「悪臭防止法」に定める特定悪臭物質濃度（22物質）、臭気指数	類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づく定性的な予測	対象事業実施区域の敷地境界		
		雨水の排水	降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））	沈降理論式による予測	沈砂設備出口及び沈砂設備からの排水を放流する地点	工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期	
地形及び地質	工事中	造成等の工事による一時的な影響	重要な地形・地質及び自然現象	事業計画の内容を踏まえ、重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の 変更の程度について予測	対象事業実施区域	造成等の工事による一時的な影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているか、環境の保全及び創造についての配慮が適切になされているかを評価。
土壌	工事中	造成等の工事による一時的な影響	土壌汚染	土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の 変更やそれに伴う影響の程度等を把握する	対象事業実施区域及びその周辺	工事の実施による環境影響が最大となる時期（土砂の移動等により影響が生じる時期）	環境影響が実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているか、環境の保全及び創造についての配慮が適切になされているかを評価。

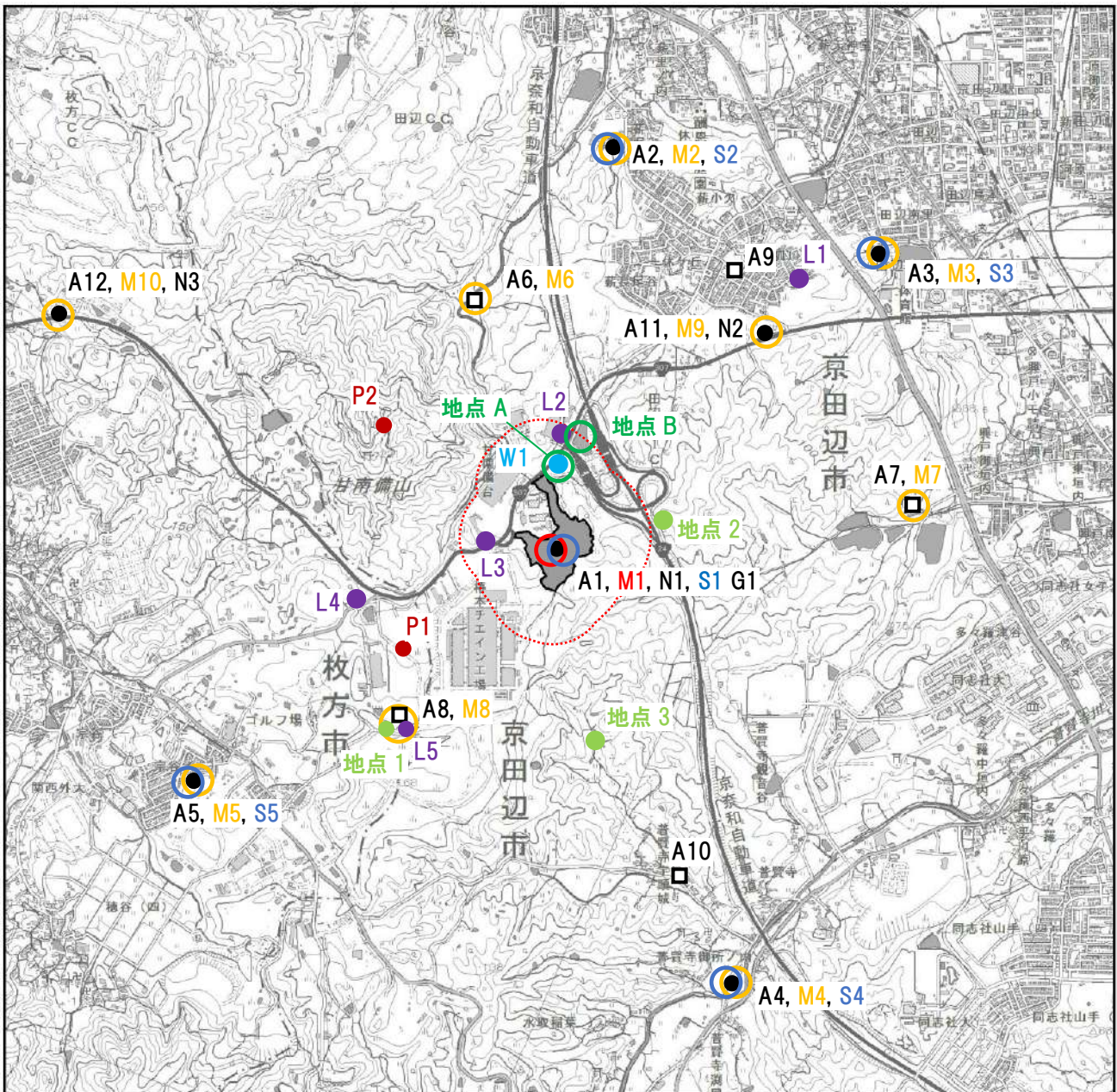


表 7-2(3) 予測及び評価の手法

予測項目			予測の基本的な手法		予測地域・地点	予測対象時期等	評価
動物	工事中	造成等の工事 建設機械の稼働	注目すべき動物	文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、注目すべき動物に対する直接的影響及び間接的影響について予測	現地調査の調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	環境影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適切になされているかを評価。
	供用時	土地及び工作物の存在 施設の稼働					
植物	工事中	造成等の工事	注目すべき植物	文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、注目すべき植物に対する直接的影響及び間接的影響について予測	現地調査の調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
	供用時	土地及び工作物の存在					
生態系	工事中	造成等の工事 建設機械の稼働	注目種	文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に、注目種(上位性・典型性の視点から生態系を特徴づける生物種)に対する直接的影響及び間接的影響について予測	現地調査の調査地域と同様	工事の実施による環境影響が最大となる時期	
	供用時	土地及び工作物の存在 施設の稼働					
景観	供用時	土地及び工作物の存在	眺望景観の変化	事業計画に基づき景観予測図(フォトモンタージュ)を作成し、その眺望景観の変化を予測	対象事業実施区域周辺 : 現地調査を実施した主要な眺望点5地点	新たな工作物の完成後	環境影響が実行可能な範囲内のできる限り回避
人と自然との触れ合いの活動の場	工事中	工事用車両の運行	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境	事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測	対象事業実施区域周辺 : 現地調査を実施した2地点	工事用車両の運行による環境影響が最大となる時期	又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適切になされているか、国または府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価。
	供用時	土地及び工作物の存在 施設の稼働				新たな工作物の完成後	
		施設利用車両の運行				事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物等	工事中	造成等の工事	廃棄物の種類、発生量	事業計画及び類似事例に基づき、工事に伴う残土及び廃棄物等の種類ごとの発生の状況を把握し予測	対象事業実施区域	工事期間全体	
	供用時	廃棄物の発生					事業計画及び類似事例に基づき、施設の稼働に伴う焼却灰等の廃棄物の種類ごとの発生の状況を把握し予測

表 7-2(4) 予測及び評価の手法

予測項目		予測の基本的な手法		予測地域・地点	予測対象時期等	評価
温室効果ガス等	工事中 建設機械の稼働及び工事用車両の運行	温室効果ガス等（二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素）の排出量	事業計画に基づき、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を算定し予測。算定は、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.4」に示された方法に準じて行った。	対象事業実施区域及びその周辺	工事期間	環境影響が実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適切になされているか、国または府等による環境の保全及び創造に関する施策によって基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合が図られているかを評価。
	供用時 施設の稼働及び施設利用車両の運行		施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を算定し予測		施設の稼働が定常状態となる時期	



凡例

- (grey) : 対象事業実施区域
- (black) : 一般環境大気質 (A1~A5)
  - 〔 降下ばいじん : A1  
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、  
ダイオキシン類、塩化水素、水銀 : A1~A5 〕
- (yellow) : 沿道大気質 (A11, A12)
  - 〔 浮遊粒子状物質、窒素酸化物 〕
- (black) : 窒素酸化物 (サンプリング分析) (A6~A10)
- (red) : 気象 (地上気象・高層気象) (M1)
- (yellow) : 気象 (地上気象 (風向・風速のみ)) (M2~M10)
- (black) : 環境騒音・振動、超低周波音 (N1)
  - 道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、交通量、走行速度 (N2, N3)
- (blue) : 悪臭 (S1~S5)
  - 〔 特定悪臭物質濃度 : S1  
臭気指数 : S1~S5 〕
- (blue) : 水質 (SS、濁度、透視度、流量) (W1)
- (black) : 土壌沈降試験 (G1)
- (red dashed) : 動物・植物・生態系
  - 〔 ● (green) 魚類、底生動物 (地点 A、地点 B)  
● (green) 猛禽類 (地点 1~地点 3) 〕
- (purple) : 景観 (L1~L5)
- (red) : 人と自然との触れ合いの活動の場 (P1、P2)

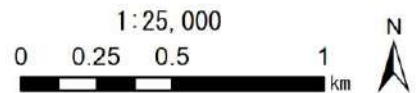


図 7-1 現地調査地点 (まとめ)



## 第8章 調査、予測及び評価の結果

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目である。各環境要素の調査、予測及び評価の結果及び環境の保全及び創造のための措置の概要は、表 8-1.1～表 8-1.45に示すとおりである。

表 8-1.1 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要						
大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん	(1) 調査の結果						
		①一般環境大気質						
		対象事業実施区域内及びその周辺において、平成30年4月から平成31年3月にかけて一般環境大気質を対象にして現地調査（A1：1年間、A2～A10：4季・1週間/季）を実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。いずれの物質も環境基準値等を下回っていた。						
			測定結果（年平均値）					環境基準値等
		項目	A1 京田辺市 田辺ボケ 谷地内	A2 薪小学校	A3 田辺公園	A4 普賢寺 浄水場	A5 宗谷公園	
		二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.04
		二酸化窒素 (ppm)	0.008	0.008	0.009	0.007	0.009	0.04～ 0.06
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.018	0.025	0.018	0.019	0.10
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.010	0.013	0.010	0.012	0.015	0.6
		塩化水素 (ppm)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02 注1
水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.0046	0.0017	0.0017	0.0017	0.0019	0.04 注2		
降下ばいじん (t・km <sup>2</sup> /月)	2.35	—	—	—	—	—		
注1. 「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出量の改定等について」に示された指針値。 注2. 「今後の大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された指針値。 注3. 調査地点は図7-1を参照。								
	測定結果（年平均値）					環境基準値		
項目	A6 薪斧窪	A7 興戸酒屋 神社公園	A8 枚方市 東部公園	A9 一休ヶ丘 第3公園	A10 普賢寺 宇頭城			
二酸化窒素 (ppm)	0.008	0.021	0.009	0.012	0.007	0.04～ 0.06		
注1. A6～A10地点は、PTIO法によるサンプリング分析を行った調査地点である。 注2. 調査地点は図7-1を参照。								
②沿道環境大気質								
対象事業実施区域の周辺道路において、平成30年5月から平成31年2月にかけて沿道大気質を対象にして現地調査（4季・1週間/季）を実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。いずれの物質も環境基準値を下回っていた。								
	測定結果（年平均値）				環境基準値			
項目	A11 田辺低区配水池		A12 氷室低区配水場					
二酸化窒素 (ppm)	0.017		0.018		0.04～ 0.06			
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017		0.020		0.10			
注. 調査地点は図7-1を参照。								
③気象								
対象事業実施区域及びその周辺において、平成30年4月から平成31年3月にかけて地上気象の現地調査（対象事業実施区域：1年間、対象事業実施区域の周辺：4季・1週間/季）を実施した。対象事業実施区域での年間を通じた最多風向は西、平均風速は1.2m/秒であった。								

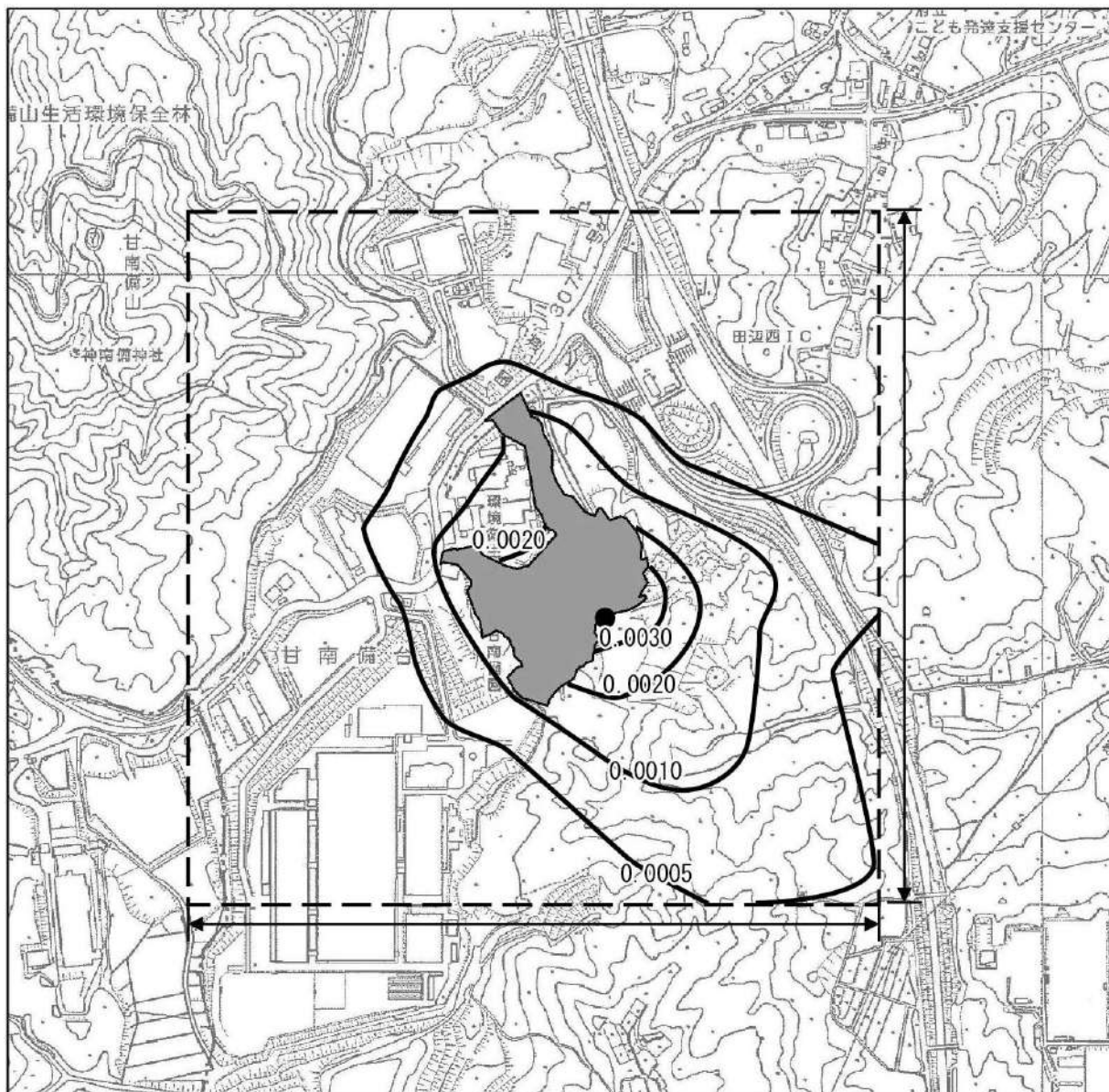
表 8-1.2 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要							
(続き) 大気質	(続き) 二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 ダイオキシン類、 塩化水素、 水銀、 降下ばいじん	(2) 予測の結果 <b>【工事の実施】</b> ① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、工事区域内の裸地面から飛散する粉じんの影響を検討した。その結果、対象事業実施区域において、粉じんの飛散が考えられる風力階級4以上（風速5.5m/秒以上）の風が吹いた時間数は年間11時間（出現頻度0.1%）であり、日数は年間4日（出現頻度1.1%）であった。季節としては夏季と秋季にのみ出現している。							
		② 工事中の建設機械の稼働 気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響を予測した。その結果（概要）は次表のとおりである。 ・長期平均濃度（年平均値） <span style="float:right">予測地点：最大着地濃度地点（敷地境界）</span>							
				建設機械寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	環境濃度 (C) = (A) + (B)	寄与率 (%) (A) / (C)		
		二酸化窒素 (ppm)		0.0039	0.008	0.0119	32.8%		
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		0.0006	0.017	0.0176	3.4%		
		注：最大着地濃度地点は図 8-1.1 を参照。							
		③ 工事中の工事用車両の運行 気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、工事用車両の運行に伴う排出ガスの影響を予測した。その結果（概要）は次表のとおりである。 ・長期平均濃度（年平均値） <span style="float:right">予測地点：沿道大気質現地調査地点と同様の2地点</span>							
		予測地点	項目	工事用車両寄与濃度 (A)	一般車両寄与濃度 (B)	バックグラウンド濃度 (C)	環境濃度 (A+B+C)	寄与率 (A/(A+B+C)) × 100	
		A11	北側	二酸化窒素 (ppm)	0.000025	0.002396	0.008	0.010421	0.24%
				南側	0.000030	0.002612	0.008	0.010642	0.28%
南側	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		0.000002	0.000161	0.019	0.019163	0.01%		
	北側		0.000002	0.000175	0.019	0.019177	0.01%		
A12	北側	二酸化窒素 (ppm)	0.000024	0.002048	0.008	0.010072	0.24%		
		南側	0.000026	0.002089	0.008	0.010115	0.26%		
	南側	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000002	0.000139	0.019	0.019141	0.01%		
		北側	0.000002	0.000141	0.019	0.019143	0.01%		
注：予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。									
<b>【供用時】</b> ① 供用時の施設の稼働 気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響を予測した。その結果（概要）は次表のとおりである。 ・長期平均濃度（年平均値） <span style="float:right">予測地点：最大着地濃度地点<sup>註</sup></span>									
		煙突排出ガス寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	環境濃度 (C) = (A) + (B)	寄与率 (%) (A) / (C)				
二酸化硫黄 (ppm)		0.000025	0.002	0.002025	1.2				
二酸化窒素 (ppm)		0.000014	0.009	0.009014	0.2				
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		0.000025	0.025	0.025025	0.1				
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		0.000125	0.015	0.015125	0.8				
水銀 (μg/m <sup>3</sup> )		0.000075	0.0046	0.004675	1.6				
注1. 二酸化窒素の最大着地濃度地点は煙突から東に1,050m、そのほかの項目は950mの位置である。									
注2. 最大着地濃度地点は図 8-1.2 を参照。									






表 8-1.3 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要					
(続き) 大気質	(続き) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん	・短期平均濃度（1時間値） 一般的な気象条件時		予測地点：最大着地濃度地点			
		項目	煙突排出ガス 寄与濃度 (A)	バックグラ ウンド濃度 (B)	環境濃度 = (A) + (B)	最大着地濃度 出現距離 (m)	
		二酸化硫黄 (ppm)	0.00037	0.072	0.07237	730	
		二酸化窒素 (ppm)	0.00021	0.051	0.05121	750	
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00037	0.113	0.11337	730	
		塩化水素 (ppm)	0.00037	0.001	0.00137	730	
		・短期平均濃度（1時間値） 上層逆転層出現時		予測地点：最大着地濃度地点			
		項目	煙突排出ガス 寄与濃度 (A)	バックグラ ウンド濃度 (B)	環境濃度 = (A) + (B)	最大着地濃度 出現距離 (m)	
		二酸化硫黄 (ppm)	0.00042	0.072	0.07242	820	
		二酸化窒素 (ppm)	0.00024	0.051	0.05124	870	
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00042	0.113	0.11342	820	
		塩化水素 (ppm)	0.00042	0.001	0.00142	820	
		・短期平均濃度（1時間値） ダウンウォッシュ時		予測地点：最大着地濃度地点			
		項目	煙突排出ガス 寄与濃度 (A)	バックグラ ウンド濃度 (B)	環境濃度 = (A) + (B)	最大着地濃度 出現距離 (m)	
		二酸化硫黄 (ppm)	0.00007	0.072	0.07207	1,190	
		二酸化窒素 (ppm)	0.00005	0.051	0.05105	1,380	
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00007	0.113	0.11307	1,190	
		塩化水素 (ppm)	0.00007	0.001	0.00107	1,190	
		・短期平均濃度（1時間値） 接地逆転層崩壊時		予測地点：最大着地濃度地点			
		項目	煙突排出ガス 寄与濃度 (A)	バックグラ ウンド濃度 (B)	環境濃度 = (A) + (B)	最大着地濃度 出現距離 (m)	
二酸化硫黄 (ppm)	0.00179	0.072	0.07379	480			
二酸化窒素 (ppm)	0.00088	0.051	0.05188	480			
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00179	0.113	0.11479	480			
塩化水素 (ppm)	0.00179	0.001	0.00279	480			
②供用時の施設利用車両の運行							
気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、施設利用車両の運行に伴う排出ガスの影響を予測した。その結果（概要）は次表のとおりである。							
・長期平均濃度（年平均値）		予測地点：沿道大気質現地調査地点と同様の2地点					
予測地点	項目	施設利用車 両寄与濃度 (A)	一般車両 寄与濃度 (B)	バックグラ ウンド濃度 (C)	環境濃度 (A+B+C)	寄与率 (A/(A+B+C))×100	
A11	北側 南側	二酸化窒素 (ppm)	0.000016	0.001511	0.008	0.009527	0.17%
			0.000018	0.001659	0.008	0.009677	0.19%
	北側 南側	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000001	0.000081	0.019	0.019082	0.01%
			0.000001	0.000088	0.019	0.019089	0.01%
A12	北側 南側	二酸化窒素 (ppm)	0.000048	0.001279	0.008	0.009327	0.51%
			0.000053	0.001309	0.008	0.009362	0.57%
	北側 南側	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000003	0.000069	0.019	0.019072	0.02%
			0.000003	0.000071	0.019	0.019074	0.02%
注. 予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。							





凡 例

-  対象事業実施区域
-  予測範囲 (対象事業実施区域周辺 1 km 四方)
-  等濃度線 (ppm)
-  最大着地濃度地点 (0.0039ppm)
-  煙源

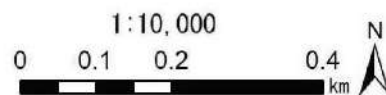
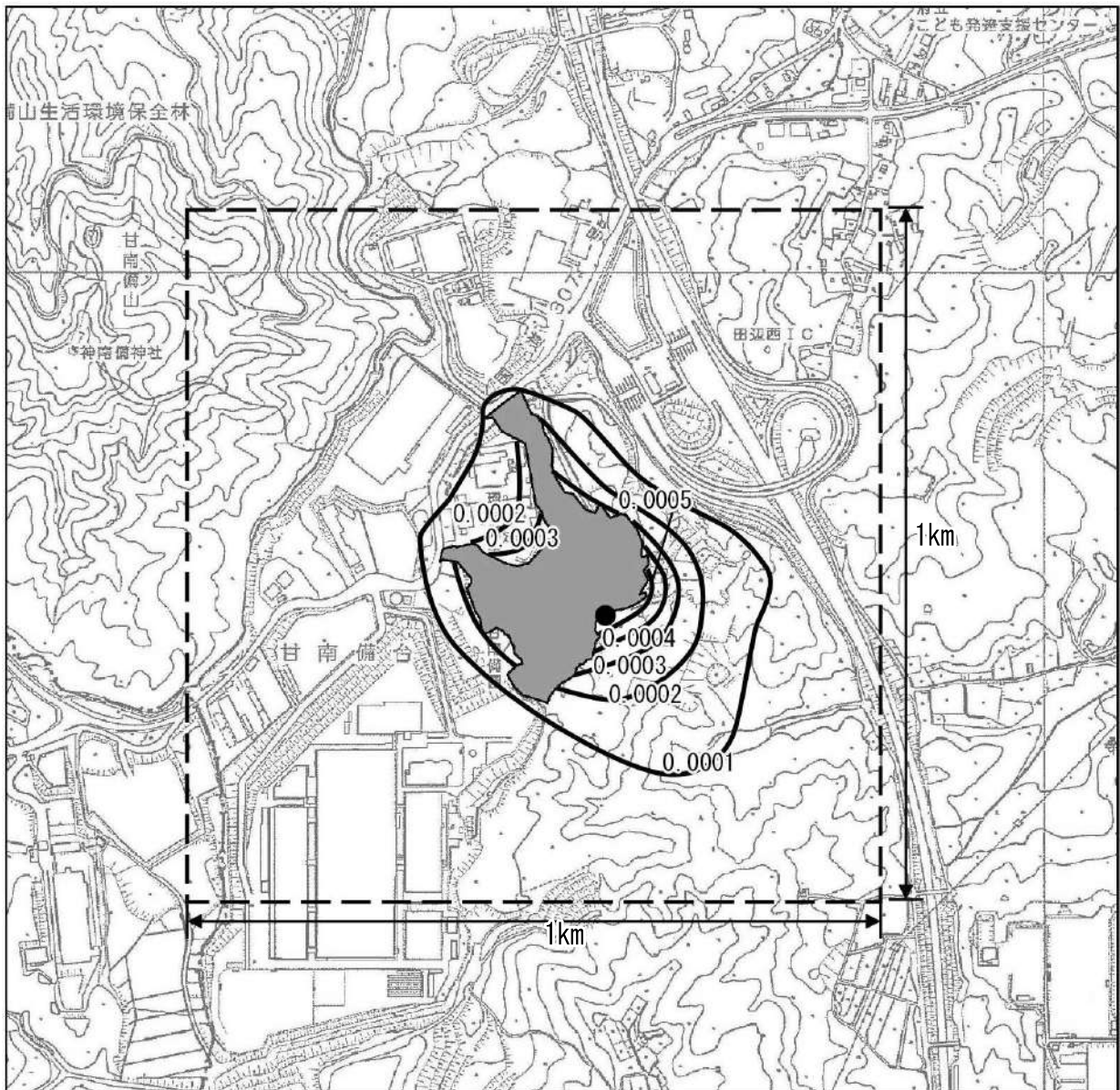






図 8-1.1(1) 建設機械の稼働に伴う大気質予測結果 (二酸化窒素)



凡例

-  対象事業実施区域
-  予測範囲（対象事業実施区域周辺 1 km 四方）
-  等濃度線（ $\text{mg}/\text{m}^3$ ）
-  最大着地濃度地点（ $0.0006\text{mg}/\text{m}^3$ ）

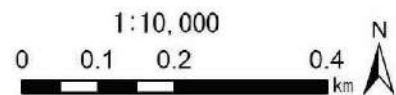





図 8-1.1(2) 建設機械の稼働に伴う大気質予測結果（浮遊粒子状物質）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  等濃度線 (ppm)
-  最大着地濃度地点 (0.000025ppm)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

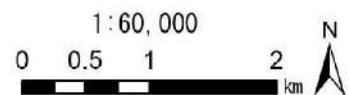





図 8-1.2(1) 煙突排出ガスによる二酸化硫黄濃度予測結果 (年平均値)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  等濃度線 (ppm)
-  最大着地濃度地点 (0.000014ppm)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

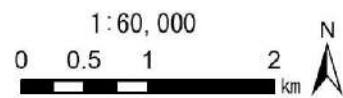





図 8-1.2(2) 煙突排出ガスによる二酸化窒素濃度予測結果 (年平均値)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  等濃度線 (mg/m<sup>3</sup>)
-  最大着地濃度地点 (0.000025mg/m<sup>3</sup>)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

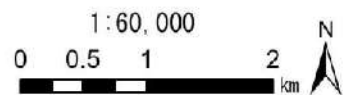
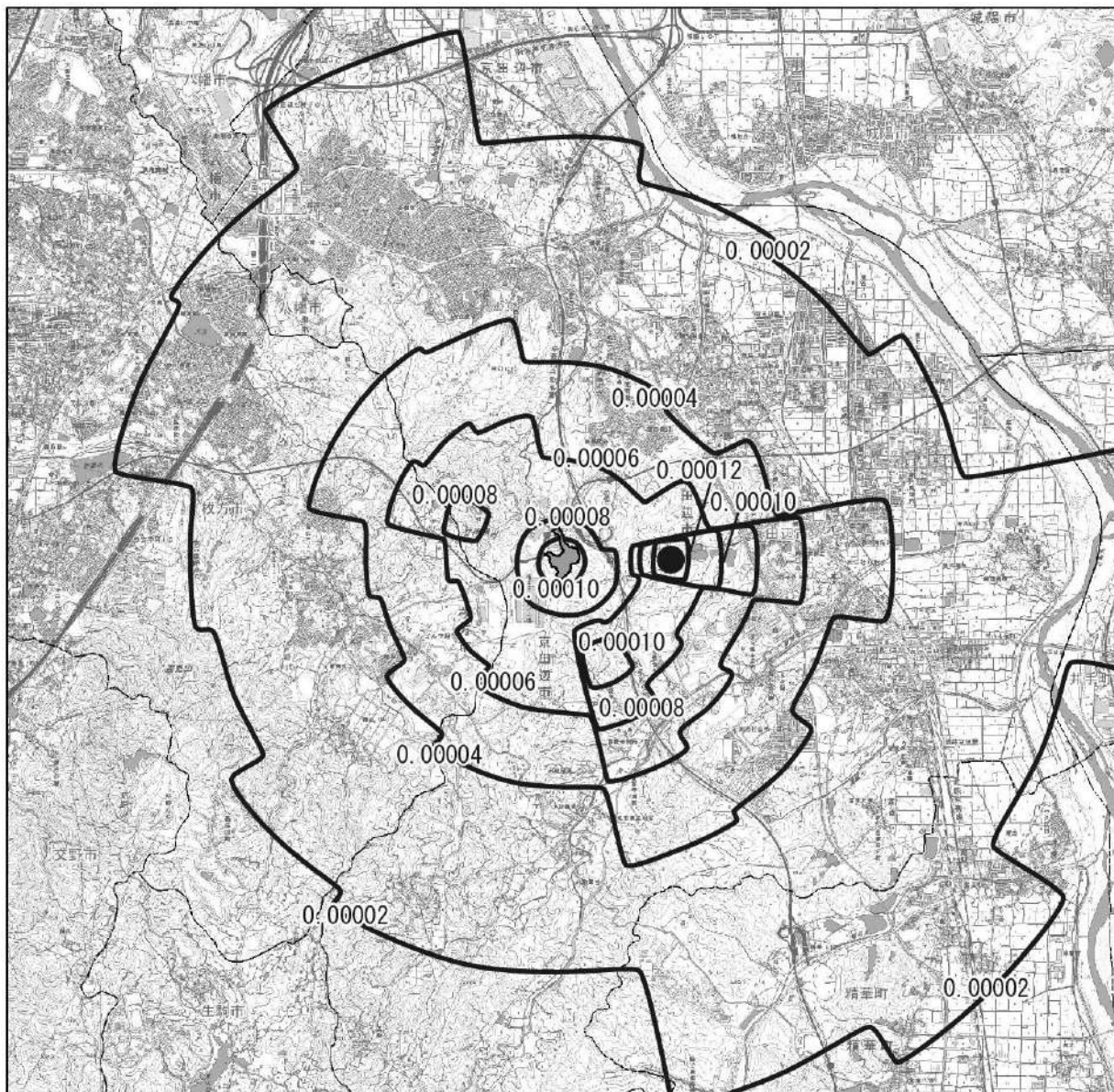





図 8-1.2(3) 煙突排出ガスによる浮遊粒子状物質濃度予測結果 (年平均値)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  等濃度線 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)
-  最大着地濃度地点 (0.000125pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

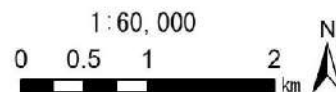
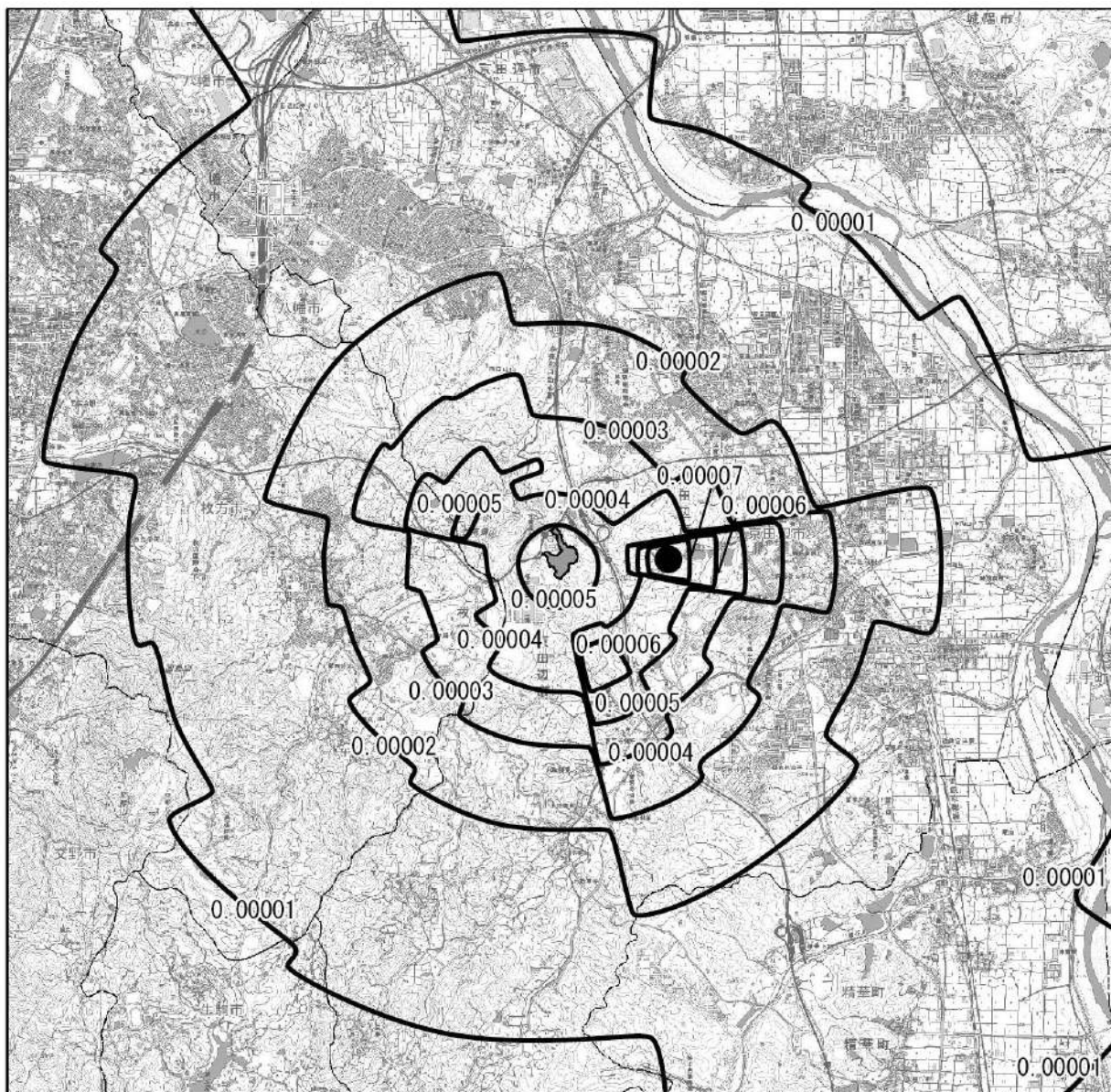





図 8-1.2(4) 煙突排出ガスによるダイオキシン類濃度予測結果 (年平均値)





凡 例

-  対象事業実施区域
-  等濃度線 (μg/m<sup>3</sup>)
-  最大着地濃度地点 (0.000075μg/m<sup>3</sup>)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

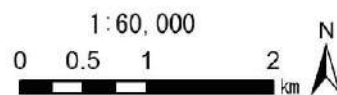


図 8-1.2(5) 煙突排出ガスによる水銀濃度予測結果 (年平均値)

表 8-1.4 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																										
(続き) 大気質	(続き) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>予測結果によれば、造成等の工事に伴う粉じんが発生すると考えられるビューフォート風力階級で風力階級4以上（風速5.5m/秒以上）の時間数は年間11時間で出現頻度は0.1%、日数は年間4日で出現頻度は1.1%であり、影響の程度は小さいものとする。</p> <p>なお、造成等の工事による粉じん対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、造成等の工事に伴う粉じんの環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>② 工事中の建設機械の稼働</p> <p>予測結果によれば、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与の程度は、年平均値について、最大で、二酸化窒素濃度が0.0039ppm、浮遊粒子状物質が0.0006mg/m<sup>3</sup>であり、環境影響の程度が小さいものとする。</p> <p>なお、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準との整合性が図られている。</p> <p style="text-align: right;">予測地点：最大着地濃度地点（敷地境界）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値等</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td style="text-align: center;">0.0119</td> <td style="text-align: center;">0.027</td> <td>日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td style="text-align: center;">0.0176</td> <td style="text-align: center;">0.040</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目	年平均値	日平均値の年間98%値等	環境保全目標値	二酸化窒素 (ppm)	0.0119	0.027	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0176	0.040	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下												
		項目	年平均値	日平均値の年間98%値等	環境保全目標値																							
二酸化窒素 (ppm)	0.0119	0.027	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下																									
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0176	0.040	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																									
<p>③ 工事中の工事用車両の運行</p> <p>予測結果によれば、工事用車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の最大値は、A11地点においては、二酸化窒素濃度が0.000030ppm、浮遊粒子状物質が0.000002mg/m<sup>3</sup>、A12地点においては、二酸化窒素濃度が0.000026ppm、浮遊粒子状物質が0.000002mg/m<sup>3</sup>、であり、環境影響の程度が小さいものとする。</p> <p>なお、工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、工事用車両の運行による大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>工事用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準との整合性が図られている。</p> <p>・二酸化窒素（年平均値）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">環境濃度 (ppm)</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A11</td> <td style="text-align: center;">0.010642</td> <td style="text-align: center;">0.024</td> <td rowspan="2">日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>A12</td> <td style="text-align: center;">0.010115</td> <td style="text-align: center;">0.024</td> </tr> </tbody> </table> <p>注．予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p> <p>・浮遊粒子状物質（年平均値）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">環境濃度 (mg/m<sup>3</sup>)</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A11</td> <td style="text-align: center;">0.019177</td> <td style="text-align: center;">0.060</td> <td rowspan="2">日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>A12</td> <td style="text-align: center;">0.019143</td> <td style="text-align: center;">0.060</td> </tr> </tbody> </table> <p>注．予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>			予測地点	環境濃度 (ppm)		環境保全目標値	年平均値	日平均値の年間98%値	A11	0.010642	0.024	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	A12	0.010115	0.024	予測地点	環境濃度 (mg/m <sup>3</sup> )		環境保全目標値	年平均値	日平均値の2%除外値	A11	0.019177	0.060	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	A12	0.019143	0.060
予測地点	環境濃度 (ppm)			環境保全目標値																								
	年平均値	日平均値の年間98%値																										
A11	0.010642	0.024	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下																									
A12	0.010115	0.024																										
予測地点	環境濃度 (mg/m <sup>3</sup> )		環境保全目標値																									
	年平均値	日平均値の2%除外値																										
A11	0.019177	0.060	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																									
A12	0.019143	0.060																										



表 8-1.5 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要			
(続き) 大気質  (続き) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん	<b>【供用時】</b> ①供用時の施設の稼働 予測結果によれば、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀及び塩化水素の寄与の程度は、年平均値については、最大で二酸化硫黄で0.000025ppm、二酸化窒素で0.000014ppm、浮遊粒子状物質で0.000025 mg/m <sup>3</sup> 、ダイオキシン類で0.000125pg-TEQ/m <sup>3</sup> 、水銀で0.000075 μg/m <sup>3</sup> であり、1時間値については、最大となる接地逆転層崩壊時においても、二酸化硫黄で0.00143ppm、二酸化窒素で0.00174ppm、浮遊粒子状物質で0.00143mg/m <sup>3</sup> 、塩化水素で0.00143ppmであり、環境影響の程度が小さいものとする。 なお、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀及び塩化水素対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、ダイオキシン類濃度、水銀濃度及び塩化水素濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準との整合性は図られている。 ・長期的評価（年平均値）	予測地点：最大着地濃度地点 <sup>注</sup>			
		項目	年平均値	日平均値の年間98%値等	環境保全目標値
		二酸化硫黄 (ppm)	0.002025	0.006	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
		二酸化窒素 (ppm)	0.009014	0.022	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.025025	0.055	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.015125	—	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
		水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.004675	—	0.04μg/m <sup>3</sup> 以下
		注. 二酸化窒素の最大着地濃度地点は煙突から東に1,050m、そのほかの項目は950mの位置である。			
		・短期的評価（年平均値）			
				予測地点：最大着地濃度地点	
	項目	最大着地濃度出現距離 (m)	環境濃度	環境保全目標値	
	二酸化硫黄 (ppm)	一般的な気象条件時	730	0.07237	0.1ppm以下
		上層逆転層出現時	820	0.07242	
		ダウンウォッシュ発生時	1,190	0.07207	
		接地逆転層崩壊時	480	0.07379	
	二酸化窒素 (ppm)	一般的な気象条件時	750	0.05121	0.1~0.2ppm以下
		上層逆転層出現時	870	0.05124	
		ダウンウォッシュ発生時	1,380	0.05105	
		接地逆転層崩壊時	480	0.05188	
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	一般的な気象条件時	730	0.11337	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
		上層逆転層出現時	820	0.11342	
		ダウンウォッシュ発生時	1,190	0.11307	
		接地逆転層崩壊時	480	0.11479	
	塩化水素 (ppm)	一般的な気象条件時	730	0.00137	0.02ppm以下
		上層逆転層出現時	820	0.00142	
		ダウンウォッシュ発生時	1,190	0.00107	
		接地逆転層崩壊時	480	0.00279	

表 8-1.6 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要															
(続き) 大気質  (続き) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん	②供用時の施設利用車両の運行	予測結果によれば、施設利用車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の最大値は、A11 地点においては、二酸化窒素濃度が 0.000018ppm、浮遊粒子状物質が 0.000001mg/m <sup>3</sup> 、A12 地点においては、二酸化窒素濃度が 0.000053ppm、浮遊粒子状物質が 0.000003mg/m <sup>3</sup> であり、環境影響の程度が小さいものとする。														
	なお、供用時における施設利用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設利用車両の運行による大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。	施設利用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準との整合性が図られている。														
	・二酸化窒素（年平均値）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">環境濃度（ppm）</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の年間98%値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A11</td> <td>0.009677</td> <td>0.023</td> <td rowspan="2">日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>A12</td> <td>0.009362</td> <td>0.023</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	環境濃度（ppm）		環境保全目標値	年平均値	日平均値の年間98%値	A11	0.009677	0.023	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	A12	0.009362	0.023
	予測地点	環境濃度（ppm）			環境保全目標値											
		年平均値	日平均値の年間98%値													
	A11	0.009677	0.023	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下												
	A12	0.009362	0.023													
	注. 予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。	・浮遊粒子状物質（年平均値）														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">環境濃度（mg/m<sup>3</sup>）</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値の2%除外値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A11</td> <td>0.019089</td> <td>0.060</td> <td rowspan="2">日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>A12</td> <td>0.019074</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境濃度（mg/m <sup>3</sup> ）		環境保全目標値	年平均値	日平均値の2%除外値	A11	0.019089	0.060	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	A12	0.019074	0.060	注. 予測地点は図7-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。	
	予測地点		環境濃度（mg/m <sup>3</sup> ）			環境保全目標値										
年平均値		日平均値の2%除外値														
A11	0.019089	0.060	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下													
A12	0.019074	0.060														
(4)環境の保全及び創造のための措置	【工事の実施】															
①工事中の造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、適宜、散水を行う。</li> <li>・造成法面を緑化し、裸地面積を減少させる。</li> <li>・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。</li> <li>・残土の運搬を行う場合には、必要に応じてシートで被覆を行い、また、車両のタイヤ又は車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行する。</li> </ul>															
②工事中の建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等により施工する。</li> <li>・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス性能の低下を防止する。</li> </ul>															
③工事中の工事用車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。</li> <li>・工事用車両のエコドライブの指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排出ガス性能の低下を防止する。</li> </ul>															

表 8-1.7 調査等の結果

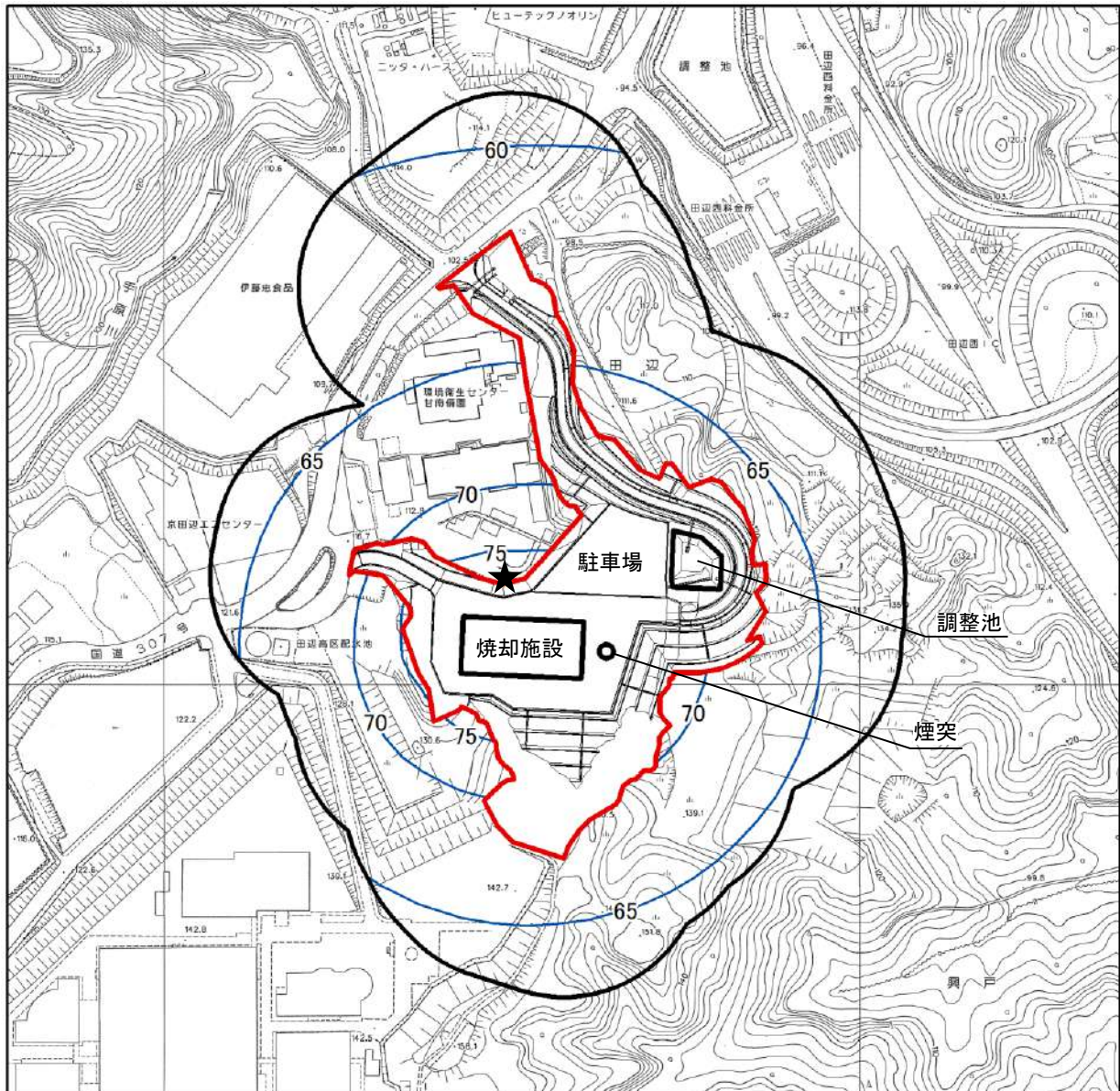
環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 大気質</p> <p>(続き) 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、降下ばいじん</p>	<p>【供用時】</p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。</li> <li>・ ダイオキシン類は、燃焼管理と排ガスの温度管理等による発生抑制とバグフィルタ等による排出抑制を行う。</li> <li>・ ばいじんは、バグフィルタによって捕集する。</li> <li>・ 硫黄酸化物及び塩化水素は、有害ガス除去設備によって吸着除去する。</li> <li>・ 窒素酸化物は、燃焼管理による発生抑制と触媒脱硝設備によって分解除去する。</li> </ul> <p>②供用時の施設利用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。</li> <li>・ 施設利用車両のエコドライブの指導を徹底する。</li> <li>・ 施設利用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排出ガス性能の低下を防止する。</li> </ul>

表 8-1.8 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要							
騒音	騒音レベル	(1)調査の結果							
		①環境騒音 対象事業実施区域において、平成 31 年 2 月及び 3 月に環境騒音を対象にした現地調査を平日及び休日の計 2 日間（各 24 時間）実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。調査地点の等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）は、参考値とした環境基準を昼夜ともに満足していた。							
		単位：dB							
		調査地点	調査日	時間区分	環境基準 (参考値)	$L_{Aeq}$	$L_{A5}$	$L_{A50}$	$L_{A95}$
		N 1 (京田辺市田辺ボケ谷地内)	平日	昼間	55	40	43	38	35
				夜間	45	32	34	29	26
			休日	昼間	55	42	45	38	34
				夜間	45	33	36	31	29
		注1. 基準時間帯平均は、 $L_{Aeq}$ はエネルギー平均、その他は算術平均により算出した。 注2. 昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時を示す。 注3. 対象事業実施区域は、環境基準の類型指定がされていないため、参考としてB類型の環境基準を記載した。 注4. 調査地点は図7-1を参照。							
		②道路交通騒音 工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道において、平成 31 年 2 月及び 3 月に道路交通騒音を対象にした現地調査を平日及び休日の計 2 日間（各 24 時間）実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。N 2 では、平日及び休日の昼夜での等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）が環境基準を超過していた。また、N 3 では、平日及び休日の夜間で環境基準を超過していた。							
		単位：dB							
		調査地点	調査日	時間区分	環境基準	$L_{Aeq}$	$L_{A5}$	$L_{A50}$	$L_{A95}$
		N 2 (田辺低区配水池)	平日	昼間	70	72	78	68	53
				夜間	65	69	76	56	38
			休日	昼間	70	71	77	66	49
				夜間	65	66	72	50	35
		N 3 (氷室低区配水場)	平日	昼間	70	70	76	65	48
				夜間	65	68	75	57	42
			休日	昼間	70	69	75	63	48
				夜間	65	66	73	53	44
		注 1. 基準時間帯平均は、 $L_{Aeq}$ はエネルギー平均、その他は算術平均により算出した。 注 2. 昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時を示す。 注 3. N 2 及び N 3 は幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準となっている。 注 4. 調査地点は図 7-1 を参照。							

表 8-1.9 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要				
(続き) 騒音	(続き) 騒音レベル	(2) 予測の結果				
		【工事の実施】				
		① 工事中の建設機械の稼働				
		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果 ( $L_{A5}$ ) は、敷地境界における騒音レベルの最大値で、焼却施設の北側で 79dB であり、規制基準を下回るものと予測する。				
		単位：dB				
		敷地境界の最大レベル		規制基準		
		79		85 以下		
		注 1. 規制基準：特定建設作業における騒音の基準				
		注 2. 敷地境界の騒音レベル最大地点は図 8-1.3 を参照。				
		② 工事中の工事用車両の運行				
工事用車両の運行に伴う道路交通騒音の予測結果 ( $L_{Aeq}$ ) は、N 2 では 72.3dB、N 3 では 70.4dB と環境基準を超過しているが、工事用車両による現況の騒音レベルからの増加量は 1 dB 未満となっている。						
単位：dB						
予測地点		時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>
N 2 (田辺低区配水池)		昼間	72	72.3	0.3	70
N 3 (氷室低区配水場)		昼間	70	70.4	0.4	70
注 1. N 2 及び N 3 は、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を基準値とした。						
注 2. 昼間は 6 時～22 時を示す。						
注 3. 予測地点は図 7-1 を参照 (予測地点は調査地点と同一)。						
【供用時】						
① 供用時の施設の稼働						
施設の稼働に伴う工場騒音の予測結果 ( $L_{A5}$ ) は、敷地境界における騒音レベルの最大値で、焼却施設の南側において 54dB であり、規制基準値を下回るものと予測する。						
単位：dB						
施設	地点	予測結果	規制基準 (第 4 種区域)			
			昼間 8 時～18 時	朝 6 時～8 時 夕 18 時～22 時	夜間 22 時～翌 6 時	
焼却施設 (24 時間の値)	最大地点	54	70 以下	60 以下	55 以下	
注 1. 規制基準：特定工場等において発生する騒音の規制基準						
注 2. 敷地境界の騒音レベル最大地点は図 8-1.4 を参照。						
② 供用時の施設利用車両の運行						
施設利用車両の運行に伴う道路交通騒音の予測結果 ( $L_{Aeq}$ ) は、N 2 では 72.1dB、N 3 では 70.4dB と環境基準を超過しているが、施設利用車両による現況の騒音レベルからの増加量は 1 dB 未満となっている。						
単位：dB						
予測地点		時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>
N 2 (田辺低区配水池)		昼間	72	72.1	0.1	70
N 3 (氷室低区配水場)		昼間	70	70.4	0.4	70
注 1. N 2 及び N 3 は幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を基準値に設定した。						
注 2. 昼間は 6 時～22 時を示す。						
注 3. 予測地点は図 7-1 を参照 (予測地点は調査地点と同一)。						



- 凡 例
- 対象事業実施区域
  - 予測範囲 (100m)
  - ★ 騒音レベル最大値点
  - 等騒音レベル線 (dB)

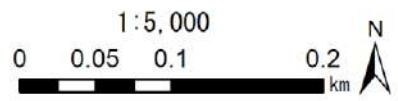
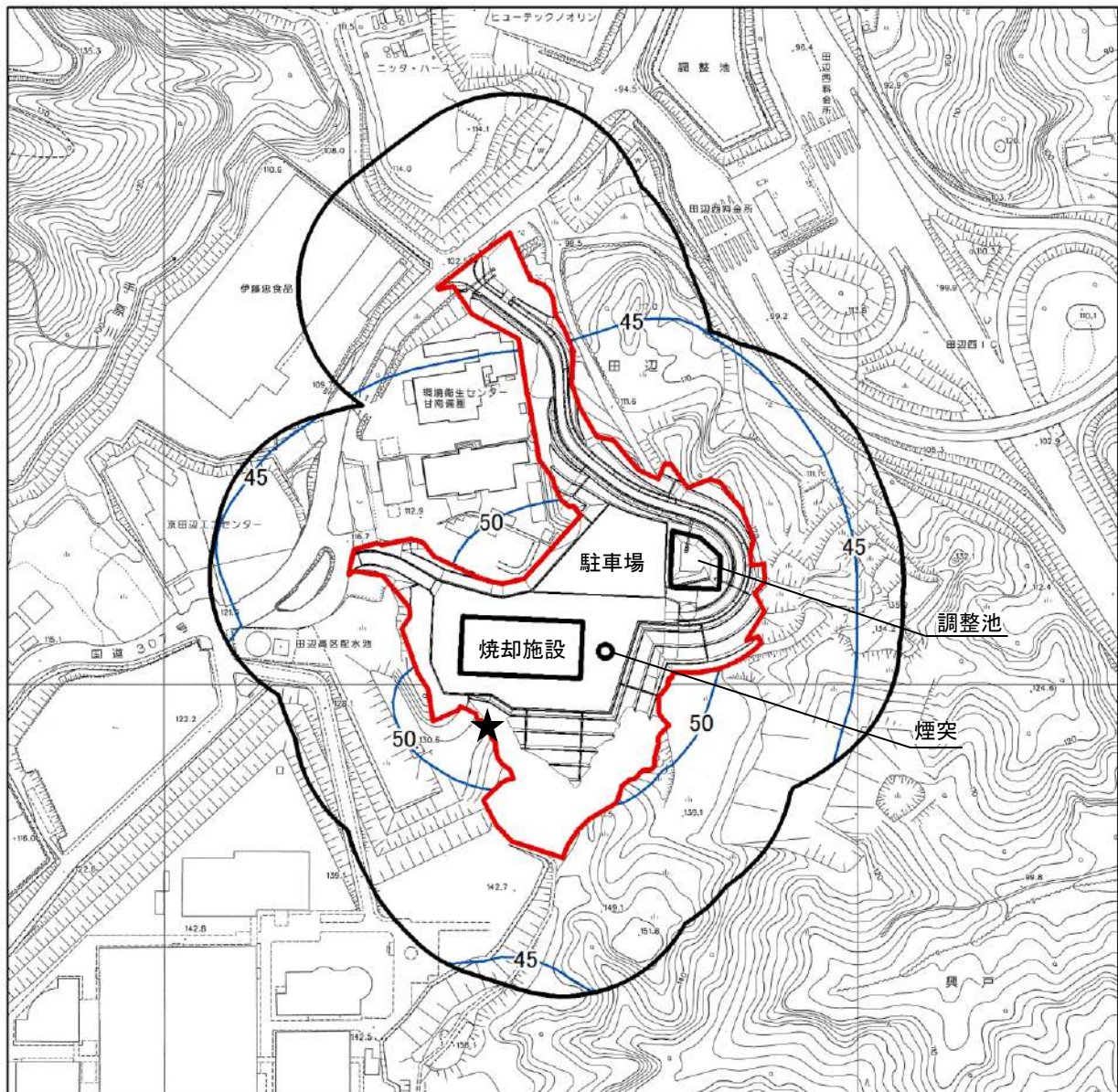


図 8-1.3 建設機械の稼働による騒音の予測結果 (L<sub>A5</sub>)





- 凡 例
- 対象事業実施区域
  - 予測範囲 (100m)
  - ★ 騒音レベル最大値点
  - 等騒音レベル線 (dB)

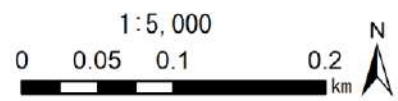


図 8-1.4 施設の稼働に伴う騒音の予測結果

表 8-1.10 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 騒音</p>	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の建設機械の稼働</p> <p>本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、建設機械の稼働に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果（<math>L_{A5}</math>）は、敷地境界において最大で 79dB であり、特定建設作業に伴う騒音の規制基準（85dB）以下であると予測する。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>② 工事中の工事用車両の運行</p> <p>予測地点は環境基準と比較した場合、現況でも N 2、N 3 における道路交通騒音は環境基準と同等または環境基準を上回っているが、工事用車両の運行に伴う騒音レベルの増加は、予測を行った 2 地点とも 1 dB 未満の増加になるものと予測する。</p> <p>なお、工事用車両の運行に伴う騒音対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、工事用車両の運行に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>工事用車両の運行に伴う騒音レベルの予測結果は、N 2 が 72.3dB、N 3 が 70.4dB であり、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準と比較すると、現況で基準値と同等または基準値を上回っている両地点において、増加量は 1 dB 未満であり、現況とほとんど変わらないと予測する。</p> <p>また、本事業では(4)に示すような環境保全措置を講じることで環境影響の回避・低減に努める計画である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の運行に伴う騒音の環境影響は、地域住民の日常生活において支障が無いものと評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の施設の稼働</p> <p>本事業では、施設の稼働に伴う騒音対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設の稼働に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う工場・事業場騒音レベルは、敷地境界において最大 54dB で、規制基準値以下と予測する。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>② 供用時の施設利用車両の運行</p> <p>予測地点は環境基準と比較した場合、現況でも N 2、N 3 における道路交通騒音は環境基準と同等または環境基準を上回っているが、施設利用車両の運行に伴う騒音レベルの増加は、予測を行った 2 地点とも 1 dB 未満の増加になるものと予測する。</p> <p>なお、施設利用車両の運行に伴う騒音対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設利用車両の運行に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>施設利用車両の運行に伴う騒音レベルの予測結果は、N 2 が 72.1dB、N 3 が 70.4dB であり、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準と比較すると、現況で基準値と同等または基準値を上回っている両地点において、増加量は 1 dB 未満であり、現況とほとんど変わらないと予測する。</p> <p>また、本事業では(4)に示すような環境保全措置を講じることで環境影響の回避・低減に努める計画である。</p> <p>以上のことから、施設利用車両の運行に伴う騒音の環境影響は、地域住民の日常生活において支障が無いものと評価する。</p>



表 8-1.11 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 騒音	(続き) 騒音レベル	<p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。</li> <li>・早朝、夜間及び日曜・祝日の作業は、原則として行わない。なお、やむを得ず作業を行う場合には、その作業日数および作業箇所を必要最小限に抑え、周辺への騒音の影響を軽減する。</li> <li>・対象事業実施区域の周辺に必要に応じて工事用仮囲いを設け、周辺への騒音の影響を軽減する。</li> <li>・工事に伴う騒音をできる限り低減するため、低騒音となる施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音型の建設機械の採用に努める。</li> <li>・固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。</li> <li>・建設機械は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> </ul> <p>②工事中の工事用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。</li> <li>・工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は建屋内に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施す。</li> <li>・開口部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音対策を施す。</li> </ul> <p>②供用時の施設利用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。</li> <li>・ゴミ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努めるよう関係機関に要請する。</li> <li>・ゴミ収集車等が集中しないよう適切な運行管理を行い、車両の分散に努めるよう関係機関に要請する。</li> </ul>

表 8-1.12 調査等の結果

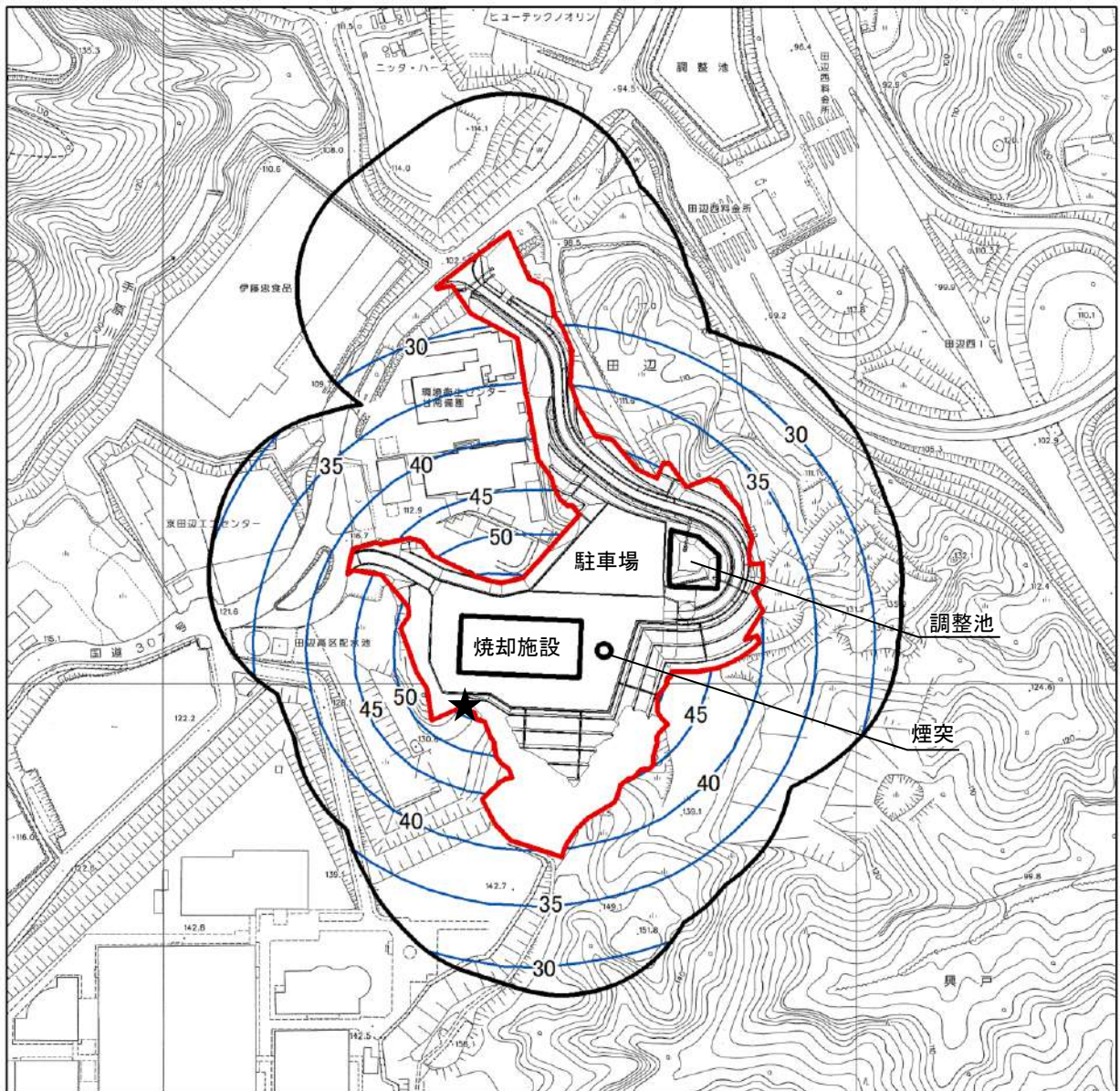
環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																														
超低周波音	低周波音	<p>(1)調査の結果</p> <p>対象事業実施区域において、平成 31 年 2 月及び 3 月に低周波音を対象にした現地調査を平日及び休日の計 2 日間（各 24 時間）実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。調査地点の低周波音（L<sub>G5</sub>、L<sub>50</sub>）は、参考値を下回っていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">G 特性音圧レベル (dB)</th> </tr> <tr> <th>L<sub>G5</sub></th> <th>L<sub>50</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>平均値</td> <td>67</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>(24 時間)</td> <td>64</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td colspan="2">参考値</td> <td>100</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. L<sub>G5</sub>：G特性90%レンジ、L<sub>50</sub>：平坦特性中央値  注2. 平均値は算術平均  注3. 低周波音については国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていないが、参考値として、以下の値を設定した。  L<sub>G5</sub>：ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベルとして、1～20HzのG特性5%時間率音圧レベルL<sub>G5</sub>で100dB  L<sub>50</sub>：一般環境中に存在する低周波音圧レベルとして、1～80Hzの50%時間率レベルL<sub>50</sub>で90dB</p> <p>(2)予測の結果</p> <p>【供用時】</p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は、類似施設において、G特性音圧レベルはL<sub>G5</sub>で77～91dB、L<sub>50</sub>で74～80dBであり、各参考値を下回っていることから、新施設においても参考値を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査地点</th> <th>G 特性音圧レベル L<sub>G5</sub></th> <th>低周波音圧レベル L<sub>50</sub> (平坦特性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">類似施設 (東部清掃工場)</td> <td>地点①</td> <td>85</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>地点②</td> <td>85</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>地点③</td> <td>82</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>地点④</td> <td>77</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>地点⑤</td> <td>78</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>地点⑥</td> <td>91</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td colspan="2">参考値</td> <td>100</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. L<sub>G5</sub>：G特性90%レンジ、L<sub>50</sub>：平坦特性中央値  注2. 平均値は算術平均  注3. 低周波音については国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていないが、参考値として、以下の値を設定した。  L<sub>G5</sub>：ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベルとして、1～20HzのG特性5%時間率音圧レベルL<sub>G5</sub>で100dB  L<sub>50</sub>：一般環境中に存在する低周波音圧レベルとして、1～80Hzの50%時間率レベルL<sub>50</sub>で90dB</p> <p>(3)評価の結果</p> <p>【供用時】</p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <p>本事業では、施設の稼働に伴う低周波音対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設の稼働に伴う低周波音の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音のG特性音圧レベルの予測結果（類似施設における低周波音圧レベル調査結果）はL<sub>G5</sub>で77～91dB、L<sub>50</sub>で74～80dBであり、各参考値を下回っていることから、新施設においても環境保全目標値を下回ると予測する。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p>【供用時】</p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備機器類は、低騒音・低振動型機器の採用に努め、低周波音の発生強度を極力低減する。</li> <li>・低周波音の発生源となる送風機、タービン、発電機、可燃性粗大ごみ処理装置などは、建屋内への配置を基本とし、開口部は極力閉じた状態で稼働する。</li> <li>・設備機器の整備、点検を徹底する。</li> <li>・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。</li> </ul>		時間区分	時間	G 特性音圧レベル (dB)		L <sub>G5</sub>	L <sub>50</sub>	平日	平均値	67	60	休日	(24 時間)	64	58	参考値		100	90	調査地点		G 特性音圧レベル L <sub>G5</sub>	低周波音圧レベル L <sub>50</sub> (平坦特性)	類似施設 (東部清掃工場)	地点①	85	80	地点②	85	80	地点③	82	77	地点④	77	74	地点⑤	78	74	地点⑥	91	75	参考値		100	90
	時間区分	時間	G 特性音圧レベル (dB)																																													
L <sub>G5</sub>			L <sub>50</sub>																																													
平日	平均値	67	60																																													
休日	(24 時間)	64	58																																													
参考値		100	90																																													
調査地点		G 特性音圧レベル L <sub>G5</sub>	低周波音圧レベル L <sub>50</sub> (平坦特性)																																													
類似施設 (東部清掃工場)	地点①	85	80																																													
	地点②	85	80																																													
	地点③	82	77																																													
	地点④	77	74																																													
	地点⑤	78	74																																													
	地点⑥	91	75																																													
参考値		100	90																																													

表 8-1.13 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																																																								
振動	振動レベル	<p>(1)調査の結果</p> <p>①環境振動</p> <p>対象事業実施区域において、平成 31 年 2 月及び 3 月に環境振動を対象にした現地調査を平日及び休日の計 2 日間（各 24 時間）実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査日</th> <th>時間区分</th> <th>L<sub>10</sub></th> <th>L<sub>50</sub></th> <th>L<sub>90</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">N 1 (京田辺市田辺ボケ谷地内)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 基準時間帯平均は、算術平均により算出した。  注2. 昼間は 8 時～19 時、夜間は 19 時～翌 8 時を示す。  注3. 調査地点は図 7-1 を参照。</p> <p>②沿道環境振動</p> <p>工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道において、平成 31 年 2 月及び 3 月に道路交通振動を対象にした現地調査（各 24 時間）を実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。調査地点の振動レベル（L<sub>10</sub>）は、要請限度を昼夜ともに下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査日</th> <th>時間区分</th> <th>要請限度<sup>注3</sup> (L<sub>10</sub>)</th> <th>L<sub>10</sub></th> <th>L<sub>50</sub></th> <th>L<sub>90</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">N 2 (田辺低区配水池)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">N 3 (氷室低区配水場)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休日</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 基準時間帯平均は、算術平均により算出した。  注 2. 昼間は 8 時～19 時、夜間は 19 時～翌 8 時を示す。  注 3. N 3 は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の第一種区域に指定されており、N 2 については、要請限度は適用されないが、土地利用状況等を考慮して、N 3 と同様に第一種区域の要請限度を参考に記載した。  注 4. 調査地点は図 7-1 を参照。</p> <p>③地盤卓越振動数</p> <p>工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道において、平成 31 年 2 月及び 3 月に地盤卓越振動数を対象にして現地調査を実施した。その調査の結果（概要）は次表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地盤卓越振動数 (Hz)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N 2 (田辺低区配水池)</td> <td style="text-align: center;">18.8</td> </tr> <tr> <td>N 3 (氷室低区配水場)</td> <td style="text-align: center;">52.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注. 調査地点は図 7-1 を参照。</p>					調査地点	調査日	時間区分	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	N 1 (京田辺市田辺ボケ谷地内)	平日	昼間	14	12	10	夜間	11	10	8	休日	昼間	12	10	9	夜間	10	8	7	調査地点	調査日	時間区分	要請限度 <sup>注3</sup> (L <sub>10</sub> )	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	N 2 (田辺低区配水池)	平日	昼間	65	51	38	25	夜間	60	46	27	15	休日	昼間	65	45	33	22	夜間	60	38	22	16	N 3 (氷室低区配水場)	平日	昼間	65	41	27	14	夜間	60	37	22	16	休日	昼間	65	37	24	16	夜間	60	32	19	16	調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)	N 2 (田辺低区配水池)	18.8	N 3 (氷室低区配水場)	52.6
		調査地点	調査日	時間区分	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>																																																																																			
N 1 (京田辺市田辺ボケ谷地内)	平日	昼間	14	12	10																																																																																					
		夜間	11	10	8																																																																																					
	休日	昼間	12	10	9																																																																																					
		夜間	10	8	7																																																																																					
調査地点	調査日	時間区分	要請限度 <sup>注3</sup> (L <sub>10</sub> )	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>																																																																																				
N 2 (田辺低区配水池)	平日	昼間	65	51	38	25																																																																																				
		夜間	60	46	27	15																																																																																				
	休日	昼間	65	45	33	22																																																																																				
		夜間	60	38	22	16																																																																																				
N 3 (氷室低区配水場)	平日	昼間	65	41	27	14																																																																																				
		夜間	60	37	22	16																																																																																				
	休日	昼間	65	37	24	16																																																																																				
		夜間	60	32	19	16																																																																																				
調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)																																																																																									
N 2 (田辺低区配水池)	18.8																																																																																									
N 3 (氷室低区配水場)	52.6																																																																																									

表 8-1.14 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																		
(続き) 振動	(続き) 振動レベル	(2) 予測の結果 <b>【工事の実施】</b> ① 工事中の建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果 (L <sub>10</sub> ) は、敷地境界における振動レベルの最大値で、焼却施設の南側で 57dB であり、規制基準を下回るものと予測する。 <div style="text-align: right;">単位：dB</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>敷地境界の最大レベル</td> <td>規制基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">75 以下</td> </tr> </table> 注 1. 規制基準：特定建設作業における振動の基準 注 2. 敷地境界の振動レベル最大地点は図 8-1.5 を参照。  ② 工事中の工事用車両の運行 工事用車両の運行に伴う道路交通振動の予測結果 (L <sub>10</sub> ) は、N 2 では 51.5dB、N 3 では 41.5dB であり、基準値を下回るものと予測する。 <div style="text-align: right;">単位：dB</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況振動レベル (現地調査結果) (1)</th> <th>予測振動レベル (2)</th> <th>増加量 (2) - (1)</th> <th>基準値<sup>注1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N 2 (田辺低区配水池)</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td>N 3 (氷室低区配水場)</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">41.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> </tbody> </table> 注 1. N 3 は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の第一種区域に指定されており、N 2 については、要請限度は適用されないが、土地利用状況等を考慮して、N 3 と同様に第一種区域の要請限度を参照のうえ参考基準値を設定した。 注 2. 昼間は 8 時～19 時、夜間は 19 時～翌 8 時を示す。 注 3. 予測地点は図 7-1 を参照 (予測地点は調査地点と同一)。					敷地境界の最大レベル	規制基準	57	75 以下	予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>	N 2 (田辺低区配水池)	昼間	51	51.5	0.5	65	N 3 (氷室低区配水場)	昼間	41	41.5	0.5	65								
		敷地境界の最大レベル	規制基準																																	
57	75 以下																																			
予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>																															
N 2 (田辺低区配水池)	昼間	51	51.5	0.5	65																															
N 3 (氷室低区配水場)	昼間	41	41.5	0.5	65																															
		<b>【供用時】</b> ① 供用時の施設の稼働 施設の稼働に伴う工場振動の予測結果 (L <sub>10</sub> ) は、敷地境界における振動レベルの最大値で、焼却施設の東側において 59dB であり、規制基準値を下回るものと予測する。 <div style="text-align: right;">単位：dB</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">地点</th> <th rowspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">規制基準 (第 4 種区域)</th> </tr> <tr> <th>昼間 8 時～19 時</th> <th>夜間 19 時～翌 8 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設 (24 時間の値)</td> <td>最大地点</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">65 以下</td> <td style="text-align: center;">60 以下</td> </tr> </tbody> </table> 注 1. 規制基準：特定工場等において発生する振動の規制基準 注 2. 敷地境界の振動レベル最大地点は図 8-1.6 を参照。  ② 供用時の施設利用車両の運行 施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の予測結果 (L <sub>10</sub> ) は、N 2 では 51.1dB、N 3 では 41.3dB であり、基準値を下回るものと予測する。 <div style="text-align: right;">単位：dB</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況振動レベル (現地調査結果) (1)</th> <th>予測振動レベル (2)</th> <th>増加量 (2) - (1)</th> <th>基準値<sup>注1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N 2 (田辺低区配水池)</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">51.1</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td>N 3 (氷室低区配水場)</td> <td>昼間</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">41.3</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> </tbody> </table> 注 1. N 3 は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の第一種区域に指定されており、N 2 については、要請限度は適用されないが、土地利用状況等を考慮して、N 3 と同様に第一種区域の要請限度を参照のうえ参考基準値を設定した。 注 2. 昼間は 8 時～19 時を示す。 注 3. 予測地点は図 7-1 を参照 (予測地点は調査地点と同一)。					施設	地点	予測結果	規制基準 (第 4 種区域)		昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～翌 8 時	焼却施設 (24 時間の値)	最大地点	59	65 以下	60 以下	予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>	N 2 (田辺低区配水池)	昼間	51	51.1	0.1	65	N 3 (氷室低区配水場)	昼間	41	41.3	0.3	65
施設	地点	予測結果	規制基準 (第 4 種区域)																																	
			昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～翌 8 時																																
焼却施設 (24 時間の値)	最大地点	59	65 以下	60 以下																																
予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 <sup>注1</sup>																															
N 2 (田辺低区配水池)	昼間	51	51.1	0.1	65																															
N 3 (氷室低区配水場)	昼間	41	41.3	0.3	65																															



凡例

- 対象事業実施区域
- 予測範囲 (100m)
- ★ 振動レベル最大値点
- 等振動レベル線 (dB)

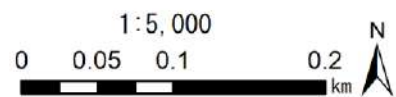
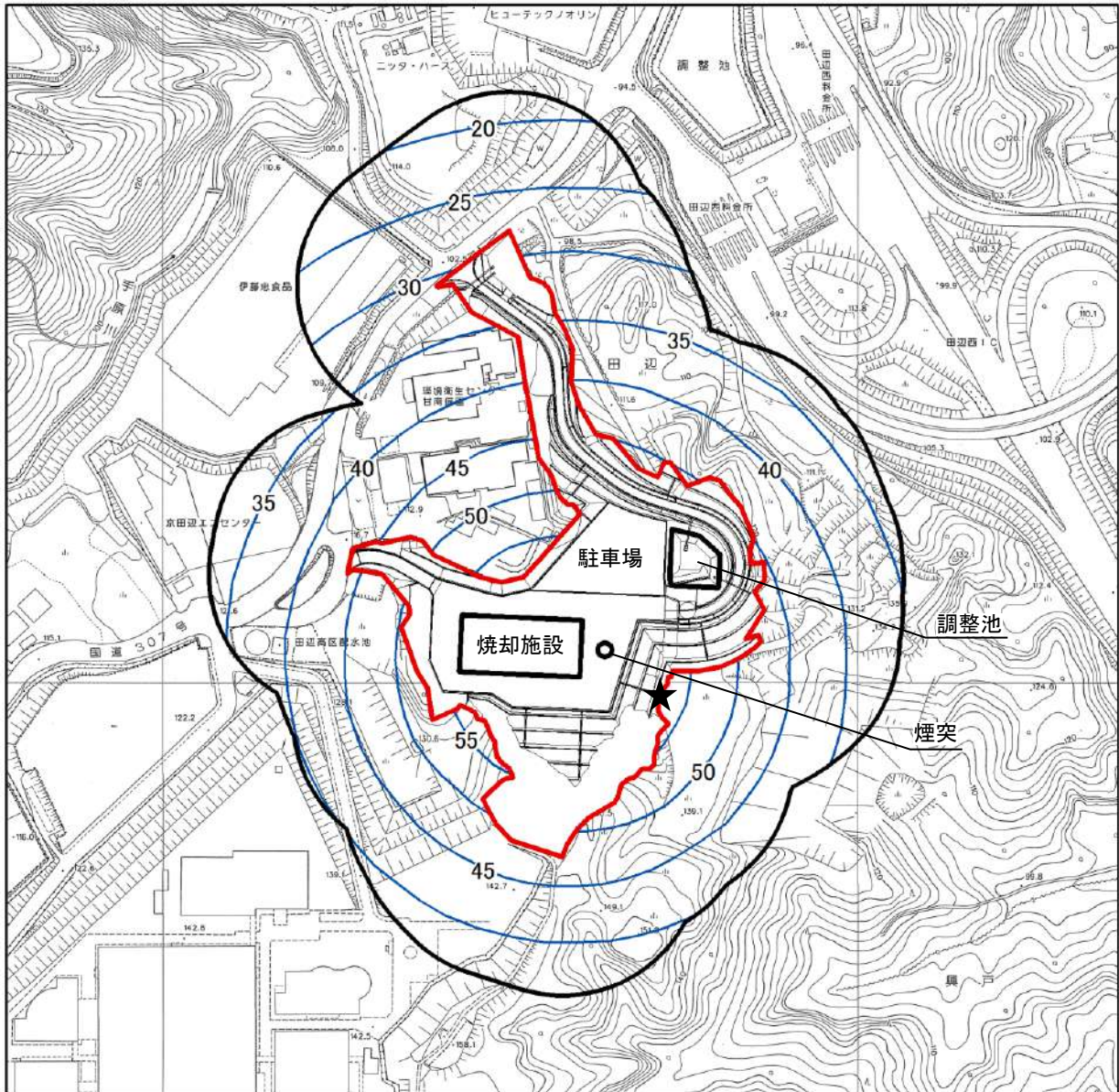


図 8-1.5 建設機械の稼働による振動の予測結果 (L<sub>10</sub>)





- 凡 例
- 対象事業実施区域
  - 予測範囲 (100m)
  - ★ 振動レベル最大値点
  - 等振動レベル線 (dB)

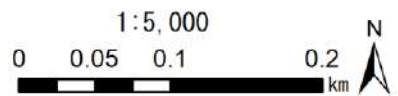


図 8-1.6 施設の稼働に伴う振動の予測結果

表 8-1.15 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 振動	(続き) 振動レベル	<p>(3)評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の建設機械の稼働          本事業では、建設機械の稼働に伴う振動対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、建設機械の稼働に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。          建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（L<sub>10</sub>）は、敷地境界において最大で 57dB であり、特定建設作業に伴う振動の規制基準（75dB）以下であると予測する。          以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>②工事中の工事用車両の運行          予測地点は要請限度と比較した場合、N 2、N 3 における道路交通振動は基準を下回っていると予測する。          なお、工事用車両の運行に伴う振動対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、工事用車両の運行に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。          工事用車両の運行に伴う振動レベルの予測結果は、N 2 が51.5dB、N 3 が41.5dBであり、道路交通振動の要請限度と比較すると、基準値を下回っていると予測する。          以上のことから、工事用車両の運行に伴う振動の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の施設の稼働          本事業では、施設の稼働に伴う振動対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設の稼働に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。          施設の稼働に伴う工場事業場振動レベルは、敷地境界において最大 59dB で、規制基準値以下と予測する。          以上のことから、施設の稼働に伴う振動の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>②供用時の施設利用車両の運行          予測地点は要請限度と比較した場合、N 2、N 3 における道路交通振動は基準を下回っていると予測する。          なお、施設利用車両の運行に伴う振動対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、施設利用車両の運行に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。          施設利用車両の運行に伴う振動レベルの予測結果は、N 2 が51.1dB、N 3 が41.3dBであり、道路交通振動の要請限度と比較すると、基準値を下回っていると予測する。          以上のことから、施設利用車両の運行に伴う振動の環境影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p>

表 8-1.16 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 振動	(続き) 振動レベル	<p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。</li> <li>・早朝、夜間及び日曜・祝日の作業は、原則として行わない。なお、やむを得ず作業を行う場合には、その作業日数および作業箇所を必要最小限に抑え、周辺への振動の影響を軽減する。</li> <li>・建設工事に伴う振動をできる限り低減するため、低振動となる施工方法を可能な限り選択するとともに、低振動型の建設機械の採用に努める。</li> <li>・固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。</li> <li>・建設機械は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> </ul> <p>②工事中の工事用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。</li> <li>・工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の発生源となる機器類は、強固な基礎上に設置するとともに、必要に応じて防振対策を施す。</li> <li>・開口部を必要とする機器類は、低振動型を採用し、必要に応じて防振対策を施す。</li> </ul> <p>②供用時の施設利用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。</li> <li>・ゴミ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努めるよう関係機関に要請する。</li> <li>・ゴミ収集車等が集中しないよう適切な運行管理を行い、車両の分散に努めるよう関係機関に要請する。</li> </ul>



表 8-1.17 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要															
悪臭	<p data-bbox="331 257 491 286">(1)調査の結果</p> <p data-bbox="331 286 1412 414">対象事業実施区域及びその周辺において、平成30年7月及び平成31年2月に特定悪臭物質濃度及び臭気指数等を対象に現地調査（2季・1日/季）を実施した。対象事業実施区域敷地境界の特定悪臭物質濃度は、いずれの季節も全項目で「悪臭防止法」に係る規制基準（敷地境界）を下回っていた。また、対象事業実施区域及びその周辺4地点の臭気指数は、いずれの季節も全地点で10未満であった。</p> <p data-bbox="331 448 491 477">(2)予測の結果</p> <p data-bbox="343 477 443 506">【供用時】</p> <p data-bbox="331 506 574 537">①供用時の施設の稼働</p> <p data-bbox="331 537 1412 604">気象条件や事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の煙突排出ガスによる影響を検討した。その予測の結果（概要）は次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 604 1412 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 604 694 633">気象条件</th> <th data-bbox="694 604 1050 633">臭気指数の最大濃度</th> <th data-bbox="1050 604 1412 633">出現距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 633 694 663">一般的な気象条件時</td> <td data-bbox="694 633 1050 663">10未満</td> <td data-bbox="1050 633 1412 663">730m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 663 694 692">上層逆転層出現時</td> <td data-bbox="694 663 1050 692">10未満</td> <td data-bbox="1050 663 1412 692">820m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 692 694 721">ダウンウォッシュ発生時</td> <td data-bbox="694 692 1050 721">10未満</td> <td data-bbox="1050 692 1412 721">1,190m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 721 694 750">接地逆転層崩壊時</td> <td data-bbox="694 721 1050 750">10未満</td> <td data-bbox="1050 721 1412 750">480m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="331 806 670 835">②施設からの悪臭原因物の漏洩</p> <p data-bbox="331 835 1412 1030">計画施設と同様の対策を実施している類似施設の臭気指数の調査結果はすべて10未満であったことから、適切な悪臭防止対策を施すことにより、本事業の施設の稼働による悪臭は、臭気指数で10未満となると予測する。また、「臭気指数規制ガイドライン」（平成13年3月 環境省）では臭気強度と臭気指数の関係が示されており、ごみ焼却場の臭気指数10は臭気強度2.5に相当する。臭気指数2.5とは、特定悪臭物質（22物質）の規制基準と同値であるため、臭気指数で10未満であることは、特定悪臭物質についても敷地境界における規制基準を満足するものと予測する。</p> <p data-bbox="331 1064 491 1093">(3)評価の結果</p> <p data-bbox="343 1093 443 1122">【供用時】</p> <p data-bbox="331 1122 1412 1220">類似施設では、悪臭対策として、ごみピット内の空気を焼却炉に送り、臭気成分を熱分解し、焼却炉停止時は、脱臭装置の使用と消臭剤散布を行っている。プラットホームについては、出入口にエアカーテンを設置するとともに、消臭剤噴霧を行っている。</p> <p data-bbox="331 1220 1412 1288">本事業では、施設の供用に伴う悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める計画としている。</p> <p data-bbox="331 1288 1412 1377">なお、施設の稼働による悪臭防止対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、煙突排出ガス及び施設からの漏洩による悪臭の環境影響は、事業者の実施可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p data-bbox="331 1377 1412 1444">煙突排ガスによる悪臭の予測結果は、すべてのケースで臭気指数の最大濃度10未満であり、環境保全目標値（臭気指数10未満）を満足している。</p> <p data-bbox="331 1444 1412 1534">施設からの悪臭原因物の漏洩の予測結果は、敷地境界で臭気指数10未満であり、環境保全目標値（臭気指数10未満）を満足している。また、臭気指数が10未満であることから、特定悪臭物質についても敷地境界における規制基準を満足するものと予測する。</p> <p data-bbox="331 1534 1412 1601">以上のことから、施設の稼働に伴う影響は、悪臭の環境保全に関する基準との整合性が図られていると評価する。</p> <p data-bbox="331 1635 730 1664">(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p data-bbox="343 1664 443 1693">【供用時】</p> <p data-bbox="331 1693 574 1724">①供用時の施設の稼働</p> <ul data-bbox="343 1724 1412 2016" style="list-style-type: none"> <li>・プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入する時のみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。</li> <li>・排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。</li> <li>・焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。</li> </ul>	気象条件	臭気指数の最大濃度	出現距離	一般的な気象条件時	10未満	730m	上層逆転層出現時	10未満	820m	ダウンウォッシュ発生時	10未満	1,190m	接地逆転層崩壊時	10未満	480m
気象条件	臭気指数の最大濃度	出現距離														
一般的な気象条件時	10未満	730m														
上層逆転層出現時	10未満	820m														
ダウンウォッシュ発生時	10未満	1,190m														
接地逆転層崩壊時	10未満	480m														

表 8-1.18 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																																																				
水質 水の濁り(浮遊物質量)	<p>(1)調査の結果</p> <p>①降雨時の濁水(浮遊物質量(SS))</p> <p>対象事業実施区域における工事中の仮設沈砂池等からの排水を放流する地点(W1:図7-1参照)において、平成30年7月及び8月の降雨時に浮遊物質量(SS)等の調査を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。浮遊物質量(SS)の最大値は、降雨量が20mm/hの際に64mg/Lであった。</p> <p>(平成30年7月5～6日)</p> <table border="1" data-bbox="391 510 1353 745"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>23:00</th> <th>0:00</th> <th>2:00</th> <th>4:00</th> <th>6:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天候</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> </tr> <tr> <td>流量(L/秒)</td> <td>0.3473</td> <td>0.3824</td> <td>0.2755</td> <td>0.2412</td> <td>0.2197</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(SS)(mg/L)</td> <td>47</td> <td>34</td> <td>64</td> <td>36</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>濁度(度)</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>40</td> <td>18</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>透視度(度)</td> <td>21.0</td> <td>20.5</td> <td>14.5</td> <td>18.0</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>水温(℃)</td> <td>22.8</td> <td>21.2</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>21.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成30年8月23～24日)</p> <table border="1" data-bbox="391 808 1353 1043"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>23:30</th> <th>0:30</th> <th>1:30</th> <th>2:30</th> <th>3:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天候</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> <td>雨</td> </tr> <tr> <td>流量(L/秒)</td> <td>0.1931</td> <td>0.1459</td> <td>0.1260</td> <td>0.0960</td> <td>0.0141</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(SS)(mg/L)</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>濁度(度)</td> <td>22</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>透視度(度)</td> <td>16.0</td> <td>42.0</td> <td>46.8</td> <td>46.5</td> <td>53.8</td> </tr> <tr> <td>水温(℃)</td> <td>25.0</td> <td>25.0</td> <td>25.0</td> <td>25.0</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>②土壌沈降試験</p> <p>造成等の工事に伴い裸地面が出現する対象事業実施区域内(G1:図7-1参照)において、土壌の試料採取を行い、沈降試験を実施した。浮遊物質量(SS)の残留率は2分で1.35%、5分で1.20%、30分で0.60%、60分(1時間)で0.55%、240分(4時間)で0.30%、1440分(1日)で0.25%であった。</p> <p>(2)予測の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の雨水の排水</p> <p>沈砂設備出口における浮遊物質量(SS)は、時間降雨量最大時で74mg/L、日降雨量最大時の日平均値で35mg/Lとなっている。</p> <p>また、沈砂設備からの排水を放流する地点における浮遊物質量(SS)を平成30年7月5日23時の降雨時(29.5mm/時)の浮遊物質量(SS)(47mg/L)に時間降雨量30mm/時の沈砂設備出口の浮遊物質量(SS)の値を単純混合して求めた。その結果、浮遊物質量(SS)は50mg/Lとなり、現況水質である47mg/Lと比較して上昇量はわずかである。</p> <p>(3)評価の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の雨水の排水</p> <p>本事業では、対象事業実施区域の雨水が流入する沈砂設備は、「開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル(案)」(平成20年4月、京都府)及び「重要開発調整池に関する事務処理マニュアル」(平成29年7月、京都府)に準じて十分な濁水処理能力を有するものを設置することや沈砂設備からの排水を放流する地点における浮遊物質量(SS)上昇量の予測結果を勘案すると、対象事業実施区域からの濁水の発生によって、将来の河川水質に著しい変化はないものと考えられる。</p> <p>なお、造成等の工事に伴う濁水対策として、環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、工事の実施による水質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>施設の建設工事に伴い発生する濁水の浮遊物質量(SS)について、京都府の「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」(昭和50年京都府条例第33号)を準用し、環境保全目標の値(特定施設の浮遊物質量(SS)の排出基準が最大値で90mg/L、日平均値で70mg/L)として定め、水質(浮遊物質量)の予測結果と比較した結果、最大値で74mg/L、日平均値で35mg/Lと目標値を満足していることから、水質の環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p>	時刻	23:00	0:00	2:00	4:00	6:00	天候	雨	雨	雨	雨	雨	流量(L/秒)	0.3473	0.3824	0.2755	0.2412	0.2197	浮遊物質量(SS)(mg/L)	47	34	64	36	51	濁度(度)	26	19	40	18	25	透視度(度)	21.0	20.5	14.5	18.0	29.0	水温(℃)	22.8	21.2	22.0	22.0	21.8	時刻	23:30	0:30	1:30	2:30	3:30	天候	雨	雨	雨	雨	雨	流量(L/秒)	0.1931	0.1459	0.1260	0.0960	0.0141	浮遊物質量(SS)(mg/L)	45	10	6	9	3	濁度(度)	22	6	4	6	3	透視度(度)	16.0	42.0	46.8	46.5	53.8	水温(℃)	25.0	25.0	25.0	25.0	24.0
	時刻	23:00	0:00	2:00	4:00	6:00																																																																															
天候	雨	雨	雨	雨	雨																																																																																
流量(L/秒)	0.3473	0.3824	0.2755	0.2412	0.2197																																																																																
浮遊物質量(SS)(mg/L)	47	34	64	36	51																																																																																
濁度(度)	26	19	40	18	25																																																																																
透視度(度)	21.0	20.5	14.5	18.0	29.0																																																																																
水温(℃)	22.8	21.2	22.0	22.0	21.8																																																																																
時刻	23:30	0:30	1:30	2:30	3:30																																																																																
天候	雨	雨	雨	雨	雨																																																																																
流量(L/秒)	0.1931	0.1459	0.1260	0.0960	0.0141																																																																																
浮遊物質量(SS)(mg/L)	45	10	6	9	3																																																																																
濁度(度)	22	6	4	6	3																																																																																
透視度(度)	16.0	42.0	46.8	46.5	53.8																																																																																
水温(℃)	25.0	25.0	25.0	25.0	24.0																																																																																

表 8-1.19 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 水質	水 (続き) (濁り) (浮遊物質量)	<p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の雨水の排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。</li> <li>・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂設備の堆砂を除去する。</li> <li>・造成法面を緑化し、表土流出による濁水の発生を抑制する。</li> <li>・台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に沈砂設備に集水できるような対応を講じる。</li> </ul>
地質・土壌環境	地形及び地質	<p>(1)調査の結果</p> <p>①一般的な地形・地質</p> <p>地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。</p> <p>また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。対象事業実施区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲まれている。</p> <p>地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。対象事業実施区域の地質は礫が大半を占めている。</p> <p>②重要な地形、地質及び自然現象</p> <p>調査地域周辺では、浜新田及び京阪奈丘陵が京都府レッドデータブック 2015 で重要な地形として指定されており、対象事業実施区域内には京阪奈丘陵が位置している。また、甘南備山の水晶は、京都府レッドデータブック 2015 で重要な地質として指定されている。なお、調査地域周辺に重要な自然現象はない。</p> <p>(2)予測の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>重要な地形、地質及び自然現象の調査結果より、対象事業実施区域内には京都府レッドデータブック 2015 で重要な地形として指定されている京阪奈丘陵が存在しているが、造成等の工事による土地の改変の程度は丘陵の範囲と比較すると非常に小さい。また、人工改変後のがけ崩れ等を防ぐため十分な対策を行うことから、工事中の造成等の工事による一時的な影響は小さいと予測する。</p> <p>(3)評価の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>対象事業実施区域では、重要な地形、地質及び自然現象の調査結果より、対象事業実施区域内には京都府レッドデータブック 2015 で重要な地形として指定されている京阪奈丘陵が存在しているが、造成等の工事による土地の改変の程度は丘陵の範囲と比較すると非常に小さいため、工事中の造成等の工事による一時的な影響は小さいと予測する。</p> <p>また、本事業では、工事の実施に伴う重要な地形・地質及び自然現象の対策として、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、工事の実施に伴う重要な地形・地質及び自然現象の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討する。</li> <li>・地形の改変による盛土や切土部分では、がけ崩れ等の危険性が高くなる場合があるため、土地の地形特性に対する十分な対策を行う。</li> </ul>

表 8-1.20 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 地質・土壌環境</p>	<p>土壌</p> <p>(1) 調査の結果</p> <p>① 地歴の状況 対象事業実施区域は現在、丘陵地となっている。また、国土地理院の空中写真を確認したところ、対象事業実施区域が過去に改変された記録はなかった。</p> <p>② 土壌汚染の状況 調査地域周辺における土壌中のダイオキシン類については、京田辺市及び枚方市による測定が実施されており、平成 25 年度～平成 30 年度における全 16 地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。</p> <p>③ 地形及び地質の状況 調査地域周辺の地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。 また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。対象事業実施区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲まれている。</p> <p>④ 土壌汚染の発生源の状況 対象事業実施区域周辺は山地や丘陵地で囲まれているほか、北東側には京奈和自動車道、西側には現有施設である甘南備園焼却施設等の工場が位置しているが、土壌汚染の発生源になるような施設はみられない。 なお、現甘南備園焼却施設については、これまで特定有害物質等が漏洩した事実は確認されていない。</p> <p>(2) 予測の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 対象事業実施区域では、過去に土壌汚染のおそれがある施設等は建設されておらず、周辺にも土壌汚染の発生源となるような施設は存在していない。また、対象事業実施区域周辺には廃棄物が地下にある土地の指定区域が存在するが、対象事業の実施による当該区域の改変は行わないことから、造成工事、基礎工事等に伴う土砂の移動による土壌汚染の影響はないものと予測する。</p> <p>(3) 評価の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 対象事業実施区域では、過去に土壌汚染のおそれがある施設等は建設されておらず、周辺にも土壌汚染の発生源となるような施設は存在していない。また、対象事業実施区域周辺には廃棄物が地下にある土地の指定区域が存在するが、対象事業に実施による当該区域の改変は行わないことから、造成工事、基礎工事等に伴う土砂の移動による土壌汚染の影響はないものと予測する。 また、本事業では、工事の実施に伴う土壌汚染対策として、環境保全措置（(4) 環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、工事の実施に伴う土壌汚染の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>(4) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>【工事の実施】</p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行う。また、汚染等が確認された場合には、同法に基づく手続きに従い、適切な対応を講じる。</li> <li>・ 対象事業実施区域外へ土砂を搬出する場合は、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。</li> </ul>

表 8-1.21 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																																			
動物	動物	<p>(1)調査の結果</p> <p>①既存資料調査</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺における重要種の生息記録を確認した。その結果、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性のある重要種として記録が確認された種数を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="673 414 1072 728"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>重要種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目6科8種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>16目37科110種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>2目6科10種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>2目6科11種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>9目36科82種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>5目7科29種</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>5目8科20種</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象事業実施区域周辺において実施された動植物調査の既存資料から、確認種及び重要種の情報を整理した。その結果、記録が確認された種数及び重要種に選定されていた種数を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="549 851 1198 1164"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>確認種</th> <th>重要種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>6目10科17種</td> <td>3目4科4種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>15目35科93種</td> <td>9目18科30種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>2目7科10種</td> <td>2目6科8種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>2目7科12種</td> <td>2目4科8種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17目198科1,092種</td> <td>8目36科60種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>5目9科25種</td> <td>3目4科5種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>16目41科68種</td> <td>3目5科6種</td> </tr> </tbody> </table> <p>②現地調査</p> <p>現地調査の結果、確認された種数及び注目すべき種に選定された種数を下表に示す。          なお、魚類は現地調査において確認されなかった。両生類は注目すべき種に該当する種は確認されなかった。</p> <table border="1" data-bbox="549 1348 1198 1702"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>確認種</th> <th>注目すべき動物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>6目10科11種</td> <td>1科1種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>7目21科42種</td> <td>4科4種</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>3科10種</td> <td>3科10種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目2科2種</td> <td>該当種なし</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目2科2種</td> <td>1科1種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>15目145科446種</td> <td>15科16種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td colspan="2">確認されなかった</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>17目43科66種</td> <td>3科3種</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	重要種	哺乳類	4目6科8種	鳥類	16目37科110種	両生類	2目6科10種	爬虫類	2目6科11種	昆虫類	9目36科82種	魚類	5目7科29種	貝類	5目8科20種	分類群	確認種	重要種	哺乳類	6目10科17種	3目4科4種	鳥類	15目35科93種	9目18科30種	両生類	2目7科10種	2目6科8種	爬虫類	2目7科12種	2目4科8種	昆虫類	17目198科1,092種	8目36科60種	魚類	5目9科25種	3目4科5種	底生動物	16目41科68種	3目5科6種	分類群	確認種	注目すべき動物	哺乳類	6目10科11種	1科1種	鳥類	7目21科42種	4科4種	猛禽類	3科10種	3科10種	両生類	1目2科2種	該当種なし	爬虫類	1目2科2種	1科1種	昆虫類	15目145科446種	15科16種	魚類	確認されなかった		底生動物	17目43科66種	3科3種
	分類群	重要種																																																																			
哺乳類	4目6科8種																																																																				
鳥類	16目37科110種																																																																				
両生類	2目6科10種																																																																				
爬虫類	2目6科11種																																																																				
昆虫類	9目36科82種																																																																				
魚類	5目7科29種																																																																				
貝類	5目8科20種																																																																				
分類群	確認種	重要種																																																																			
哺乳類	6目10科17種	3目4科4種																																																																			
鳥類	15目35科93種	9目18科30種																																																																			
両生類	2目7科10種	2目6科8種																																																																			
爬虫類	2目7科12種	2目4科8種																																																																			
昆虫類	17目198科1,092種	8目36科60種																																																																			
魚類	5目9科25種	3目4科5種																																																																			
底生動物	16目41科68種	3目5科6種																																																																			
分類群	確認種	注目すべき動物																																																																			
哺乳類	6目10科11種	1科1種																																																																			
鳥類	7目21科42種	4科4種																																																																			
猛禽類	3科10種	3科10種																																																																			
両生類	1目2科2種	該当種なし																																																																			
爬虫類	1目2科2種	1科1種																																																																			
昆虫類	15目145科446種	15科16種																																																																			
魚類	確認されなかった																																																																				
底生動物	17目43科66種	3科3種																																																																			

表 8-1.22 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要	
(続き) 動物	(続き) 動物	(2) 予測の結果 【工事の実施】 ① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき動物の予測結果（概要）は以下のとおりである。	
		分類群	予測結果
		哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類	猛禽類・底生動物を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、事業により生息環境の一部が改変されるものの、生息環境は対象事業実施区域周辺に広く存在する。よって、造成等の工事による影響は小さいと予測した。
		猛禽類	ほとんどの猛禽類は事業により生息環境の一部が改変されるものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低い。よって、造成等の工事による影響は小さいと予測した。 オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認された。事業により主要な生息環境は改変されないものの、飛翔時等に対象事業実施区域を忌避することが懸念される。よって、造成等の工事による影響はあると予測した。
		底生動物	底生動物は、対象実施区域外にのみ生息する。また、工事中の雨水排水等による水質の著しい悪化は予測されない。よって、造成等の工事による影響は小さいと予測した。
		② 工事中の建設機械の稼働 既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき動物の予測結果（概要）は以下のとおりである。	
		分類群	予測結果
		哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類・底生動物	猛禽類を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、建設機械の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、建設機械の稼働による影響は小さいと予測した。
		猛禽類	ほとんどの注目すべき猛禽類は、事業により生息環境の一部が改変されるものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低い。よって、建設機械の稼働による影響は小さいと予測された。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認された。飛翔時等には対象事業実施区域を忌避することや、クレーンの稼働やダンプの往来による視覚的な変化が生じることが懸念される。よって、建設機械の稼働による影響があると予測した。

表 8-1.23 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要									
(続き) 動物	(続き) 動物	<p><b>【供用時】</b>                      ①供用時の土地及び工作物の存在                      既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき動物の予測結果（概要）は以下のとおりである。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類・底生動物</td> <td>猛禽類を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には生息に適した環境が広く存在する。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>ほとんどの注目すべき猛禽類は、事業により生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低い。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認された。しかし、事業により高利用域の一部を改変するがわずかであり、営巣中心域や営巣可能域、主要な採食地は改変しない。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類・底生動物	猛禽類を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には生息に適した環境が広く存在する。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。	猛禽類	ほとんどの注目すべき猛禽類は、事業により生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低い。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認された。しかし、事業により高利用域の一部を改変するがわずかであり、営巣中心域や営巣可能域、主要な採食地は改変しない。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。	<p>②供用時の施設の稼働                      既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき動物の予測結果（概要）は以下のとおりである。</p>		
分類群	予測結果										
哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類・底生動物	猛禽類を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には生息に適した環境が広く存在する。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。										
猛禽類	ほとんどの注目すべき猛禽類は、事業により生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低い。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認された。しかし、事業により高利用域の一部を改変するがわずかであり、営巣中心域や営巣可能域、主要な採食地は改変しない。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類</td> <td>猛禽類・底生動物を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>ほとんどの注目すべき猛禽類は、対象事業実施区域を主要な生息環境としている可能性が低い。よって、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認され、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される。しかし、営巣木付近において施設稼働時の騒音は暗騒音以下となる。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>注目すべき底生動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。また、生活排水及びプラント排水は公共用水域へ放流せず、下水道処理を行うことから、水質の悪化は懸念されない。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。</td> </tr> </tbody> </table>	分類群	予測結果	哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類	猛禽類・底生動物を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。	猛禽類	ほとんどの注目すべき猛禽類は、対象事業実施区域を主要な生息環境としている可能性が低い。よって、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認され、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される。しかし、営巣木付近において施設稼働時の騒音は暗騒音以下となる。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。	底生動物	注目すべき底生動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。また、生活排水及びプラント排水は公共用水域へ放流せず、下水道処理を行うことから、水質の悪化は懸念されない。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。	
分類群	予測結果										
哺乳類・鳥類・爬虫類・昆虫類	猛禽類・底生動物を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。										
猛禽類	ほとんどの注目すべき猛禽類は、対象事業実施区域を主要な生息環境としている可能性が低い。よって、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測した。 オオタカは、対象事業実施区域付近に営巣が確認され、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される。しかし、営巣木付近において施設稼働時の騒音は暗騒音以下となる。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。										
底生動物	注目すべき底生動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、施設の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。また、生活排水及びプラント排水は公共用水域へ放流せず、下水道処理を行うことから、水質の悪化は懸念されない。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。										

表 8-1.24 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 動物	(続き) 動物	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 ほとんどの注目すべき動物については、対象事業実施区域内に生息しない、又は、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、造成等の工事に伴う影響は小さいと予測された。一方、オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認され、直接改変による主要な生息環境への影響は小さいものの、視覚的な変化による影響があると予測された。 造成等の工事に伴う影響が予測された注目すべき動物に対しては、環境保全措置（(4) 環境の保全及び創造のための措置）を講じる。 また、オオタカの環境保全措置には不確実性があるため、事後調査を実施し環境保全措置の効果の検証を行う。繁殖が確認されなかった場合にも、再営巣の有無の確認を目的にモニタリングを実施する。施工は通年実施するため、工事中に異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。 以上のことから、造成等の工事に伴いオオタカの繁殖に影響を及ぼす可能性があるものの、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>② 工事中の建設機械の稼働 ほとんどの注目すべき動物については、対象事業実施区域内に生息しない、又は、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、建設機械の稼働に伴う影響は小さいと予測された。一方、オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認され、騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測された。 建設機械の稼働に伴う影響が予測された注目すべき動物に対しては、環境保全措置（(4) 環境の保全及び創造のための措置）を講じる。 また、オオタカの環境保全措置には不確実性があるため、事後調査を実施し環境保全措置の効果の検証を行う。繁殖が確認されなかった場合にも、再営巣の有無の確認を目的にモニタリングを実施する。施工は通年実施するため、工事中に異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。 以上のことから、建設機械の稼働に伴いオオタカの繁殖に影響を及ぼす可能性があるものの、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在 全ての注目すべき動物について、対象事業実施区域内に生息しない、又は、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測された。 以上のことから、土地及び工作物の存在に伴う注目すべき動物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>② 供用時の施設の稼働 全ての注目すべき動物について、対象事業実施区域内に生息しない、又は、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測された。また、施設の稼働に伴い発生する生活排水及びプラント排水は公共用水域へ放流せず下水道処理を行うことから、水生生物への影響として施設の稼働に伴う水質の悪化は懸念されない。 以上のことから、施設の稼働に伴う注目すべき動物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p>



表 8-1.25 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 動物	(続き) 動物	<p>(4) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。</li> <li>・ 可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。</li> <li>・ オオタカの求愛・造巣期～巣内育雛期は、可能な限り巣から離れた場所で施工する。</li> <li>・ 上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。</li> <li>・ 煙突の施工はクレーンの稼働等が伴うことから、オオタカの巣から見える高さ以上の煙突は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に施工する。</li> <li>・ 工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</li> </ul> <p>② 工事中の建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。</li> <li>・ 可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。</li> <li>・ 工事着手時は、オオタカの巣外育雛期以降にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。</li> <li>・ 上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。</li> <li>・ 低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。</li> <li>・ 工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>土地及び工作物の存在に伴う注目すべき動物への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。</p> <p>② 供用時の施設の稼働</p> <p>施設の稼働に伴う注目すべき動物への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。</p>

表 8-1.26 調査等の結果

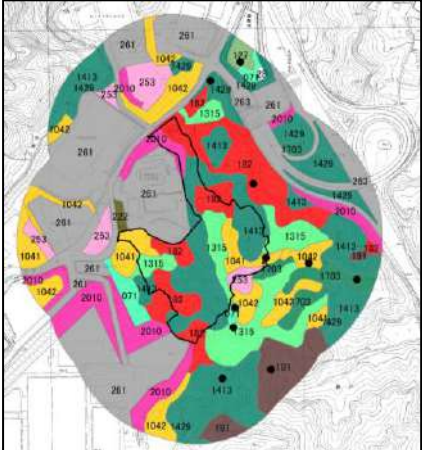
環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																											
植物	植物	<p>(1) 調査の結果</p> <p>① 既存資料調査            対象事業実施区域及びその周辺における重要種の生息記録を確認した。その結果、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性のある重要種として 90 科 284 種の記録が確認された。            対象事業実施区域周辺において実施された動植物調査の既存資料から、確認種の情報を整理した結果、147 科 892 種の記録が確認されており、このうち重要種は 35 科 65 種選定された。</p> <p>② 現地調査            ・植物相（陸生植物・水生植物）            現地調査の結果、106 科 389 種が確認された。このうち、3 科 3 種が注目すべき植物として選定された。</p> <p>・植生            12 種類の植物群落と 4 種類の土地利用区分が確認された（右図参照）。            対象事業実施区域周辺は工場や高速道路等の人工構造物に囲まれており、対象事業実施区域内はコナラ群落やマダケ植林が多くを占めていた。また、対象事業実施区域の一部は、採石場として利用されていたことがあり、現状では人工裸地や単子葉草本群落等に遷移していた。</p>  <table border="1" data-bbox="991 770 1414 1025"> <thead> <tr> <th>表示</th> <th>基本分類</th> <th>群落名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>071</td> <td>単子葉草本群落</td> <td>ヨシ群落</td> </tr> <tr> <td>1041</td> <td></td> <td>ススキ群落</td> </tr> <tr> <td>1042</td> <td></td> <td>チガヤ群落</td> </tr> <tr> <td>127</td> <td>ヤナギ高木林</td> <td>ジャマナギーアカメヤナギ群落</td> </tr> <tr> <td>1315</td> <td>その他の低木林</td> <td>クス群落</td> </tr> <tr> <td>1411</td> <td>落葉広葉樹林</td> <td>コナラ群落</td> </tr> <tr> <td>1420</td> <td></td> <td>スルターアカメガシワ群落</td> </tr> <tr> <td>1705</td> <td>常緑針葉樹林</td> <td>アカマツ群落</td> </tr> <tr> <td>189</td> <td>植林地(竹林)</td> <td>マダケ植林</td> </tr> <tr> <td>1911</td> <td>植林地(スギ・ヒノキ)</td> <td>スギ・ヒノキ植林</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>植林地(その他)</td> <td>樺製樹林群</td> </tr> <tr> <td>253</td> <td>道</td> <td>畑地(畑地遊草群落)</td> </tr> <tr> <td>253</td> <td>グラウンドなど</td> <td>人工裸地</td> </tr> <tr> <td>261</td> <td>人工構造物</td> <td>構造物</td> </tr> <tr> <td>263</td> <td></td> <td>道路</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>開放水庫</td> <td>開放水庫</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予測の結果</p> <p>【工事の実施】</p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響            既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき植物の予測結果（概要）は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 1211 1414 1451"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物</td> <td>ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、生育環境の悪化も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。            コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、造成等の工事に伴う影響はあると予測した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【供用時】</p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在            既存資料調査及び現地調査の結果、注目すべき植物の予測結果（概要）は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 1615 1414 1854"> <thead> <tr> <th>分類群</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物</td> <td>ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、間接的影響も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。            コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、施設の供用に伴う影響はあると予測した。</td> </tr> </tbody> </table>	表示	基本分類	群落名	071	単子葉草本群落	ヨシ群落	1041		ススキ群落	1042		チガヤ群落	127	ヤナギ高木林	ジャマナギーアカメヤナギ群落	1315	その他の低木林	クス群落	1411	落葉広葉樹林	コナラ群落	1420		スルターアカメガシワ群落	1705	常緑針葉樹林	アカマツ群落	189	植林地(竹林)	マダケ植林	1911	植林地(スギ・ヒノキ)	スギ・ヒノキ植林	2019	植林地(その他)	樺製樹林群	253	道	畑地(畑地遊草群落)	253	グラウンドなど	人工裸地	261	人工構造物	構造物	263		道路	28	開放水庫	開放水庫	分類群	予測結果	植物	ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、生育環境の悪化も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。 コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、造成等の工事に伴う影響はあると予測した。	分類群	予測結果	植物	ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、間接的影響も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。 コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、施設の供用に伴う影響はあると予測した。
	表示	基本分類	群落名																																																										
071	単子葉草本群落	ヨシ群落																																																											
1041		ススキ群落																																																											
1042		チガヤ群落																																																											
127	ヤナギ高木林	ジャマナギーアカメヤナギ群落																																																											
1315	その他の低木林	クス群落																																																											
1411	落葉広葉樹林	コナラ群落																																																											
1420		スルターアカメガシワ群落																																																											
1705	常緑針葉樹林	アカマツ群落																																																											
189	植林地(竹林)	マダケ植林																																																											
1911	植林地(スギ・ヒノキ)	スギ・ヒノキ植林																																																											
2019	植林地(その他)	樺製樹林群																																																											
253	道	畑地(畑地遊草群落)																																																											
253	グラウンドなど	人工裸地																																																											
261	人工構造物	構造物																																																											
263		道路																																																											
28	開放水庫	開放水庫																																																											
分類群	予測結果																																																												
植物	ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、生育環境の悪化も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。 コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、造成等の工事に伴う影響はあると予測した。																																																												
分類群	予測結果																																																												
植物	ミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、間接的影響も懸念されない。よって、影響は小さいと予測した。 コクランは対象事業実施区域内外で確認された。対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性がある。よって、施設の供用に伴う影響はあると予測した。																																																												

表 8-1.27 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 植物	(続き) 植物	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>ほとんどの注目すべき植物については、対象事業実施区域外に生育することから、造成等の工事に伴う影響は小さいと予測された。一方、コクランは対象事業実施区域外に多く生育するものの、対象事業実施区域内や近接した場所に生育することから、造成等の工事に伴う影響があると予測された。</p> <p>造成等の工事に伴う影響が予測された注目すべき植物に対しては、環境保全措置（(4) 環境の保全及び創造のための措置）を講じる。</p> <p>また、環境保全措置には不確実性があるため、事後調査を実施し環境保全措置の効果の検証を行う。事後調査の結果、移植個体の活着が良好でない場合は、専門家の助言を基に、必要に応じて追加対策を行い、適切な措置を講じる。</p> <p>以上のことから、造成等の工事に伴う注目すべき植物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>ほとんどの注目すべき植物については、対象事業実施区域外に生育することから、土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測された。一方、コクランは対象事業実施区域外に多く生育するものの、対象事業実施区域内や近接した場所に生育することから、土地及び工作物の存在の工事に伴う影響があると予測された。</p> <p>ただし、造成等の工事に伴う影響への環境保全措置としてコクランの移植を実施することから、施設の供用時には影響が予測される個体は存在しない。</p> <p>以上のことから、土地及び工作物の存在に伴う注目すべき植物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>(4) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業による影響を受けると予測されるコクランについて、事業による影響を受けない類似の生育環境へ移植する。</li> <li>・ 移植個体の活着が良好でない場合は、専門家の助言を基に、必要に応じて追加対策を行い、適切な措置を講じる。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>土地及び工作物の存在及び供用に伴うほとんどの注目すべき植物への影響は小さいと予測された。一方、コクランは対象事業実施区域外に多く生育するものの、対象事業実施区域内や近接した場所に生育することから、土地及び工作物の存在の工事に伴う影響があると予測された。</p> <p>ただし、前述のとおり、造成等の工事に伴う影響への環境保全措置としてコクランの移植を実施することから、施設の供用時には影響が予測される個体は存在しない。</p> <p>以上のことから、環境保全措置は講じない。</p>

表 8-1.28 調査等の結果


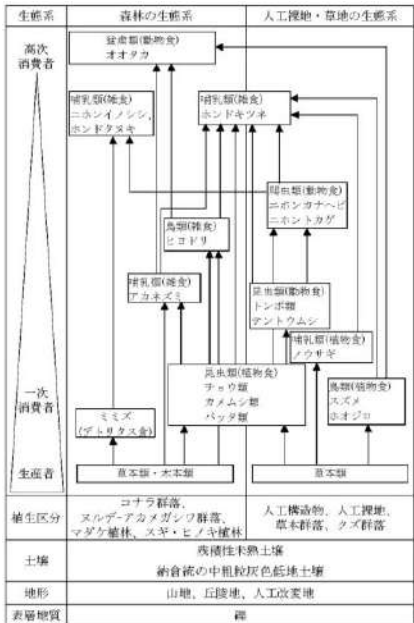
環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																								
生態系	生態系	<p>(1)調査の結果</p> <p>①既存資料調査 調査地域周辺は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、潜在植生はヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林である。しかし、現存植生図では、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。</p> <p>調査地域周辺の重要な生態系を整理した結果、対象事業実施区域及びその周辺では、重要な生態系は確認されなかった。</p> <p>②現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境類型区分 対象事業実施区域及びその周辺を「森林」、「人工裸地・草地」及び「人工構造物」の3つの環境類型に区分した。環境類型区分図を右図に示す。</li> <li>食物網の状況 動物及び植物の現地調査結果より、対象事業実施区域及びその周辺における生態系の構成種、個体群、生物群落、類似化した環境単位又はその区域を構成する生態系の相互関係を推測した。対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図を右図に示す。</li> <li>注目種の選定 動植物の調査結果に基づき、複数の注目される動植物の種又は生物群集及びその生息・生育環境について、上位性、典型性、特殊性の観点から選定を行った。</li> </ul> <p>選定した注目種を下表に示す。なお、特殊性注目種については、対象事業実施区域及びその周辺において、湿地等の特殊な環境はみられない状況であるため選定しなかった。</p>	 <p>凡例 ○ 対象事業実施区域 ■ 森林 ■ 人工裸地・草地 ■ 人工構造物</p>																							
	生態系		<table border="1"> <tr> <td>植生区分</td> <td>コナラ群集、スルレアカメザシ群集、マダケ灌林、スサキ・ヒメダシ灌林</td> <td>人工構造物、人工掘地、草本群集、クズ群集</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td colspan="2">残積性半熟土壌 納骨溝の中粗粒灰色低地土壌</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td colspan="2">山腹、丘陵地、人工改変地</td> </tr> <tr> <td>表層地質</td> <td colspan="2">礫</td> </tr> </table>	植生区分	コナラ群集、スルレアカメザシ群集、マダケ灌林、スサキ・ヒメダシ灌林	人工構造物、人工掘地、草本群集、クズ群集	土壌	残積性半熟土壌 納骨溝の中粗粒灰色低地土壌		地形	山腹、丘陵地、人工改変地		表層地質	礫												
植生区分	コナラ群集、スルレアカメザシ群集、マダケ灌林、スサキ・ヒメダシ灌林	人工構造物、人工掘地、草本群集、クズ群集																								
土壌	残積性半熟土壌 納骨溝の中粗粒灰色低地土壌																									
地形	山腹、丘陵地、人工改変地																									
表層地質	礫																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>種名</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上位性</td> <td>哺乳類</td> <td>ホンドキツネ</td> <td>・ネズミ類、鳥類、大型のコガネムシ類等を餌とする生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域内の草地や樹林で確認されている。</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>オオタカ</td> <td>・主に小～中型鳥類やネズミ等の小型動物を捕食する生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域周辺で営巣が確認されている。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">典型性</td> <td rowspan="2">哺乳類</td> <td>ノウサギ</td> <td>・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や樹林で確認されている。</td> </tr> <tr> <td>ホンドタヌキ</td> <td>・主に果実や、昆虫等の無脊椎動物を餌とする。 ・調査地域内の樹林等で確認されている。</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>ニホンイノシシ</td> <td>・根茎や葉、果実、堅果、昆虫類、ミミズ、カエル等を餌とする。 ・調査地域内の草地や樹林等で確認されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ヒヨドリ</td> <td>・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類はオオタカ等の餌資源となる。 ・鳥類調査において優占種であり、調査地域で広く確認されている。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分類	種名	選定理由	上位性	哺乳類	ホンドキツネ	・ネズミ類、鳥類、大型のコガネムシ類等を餌とする生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域内の草地や樹林で確認されている。	猛禽類	オオタカ	・主に小～中型鳥類やネズミ等の小型動物を捕食する生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域周辺で営巣が確認されている。	典型性	哺乳類	ノウサギ	・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や樹林で確認されている。	ホンドタヌキ	・主に果実や、昆虫等の無脊椎動物を餌とする。 ・調査地域内の樹林等で確認されている。	鳥類	ニホンイノシシ	・根茎や葉、果実、堅果、昆虫類、ミミズ、カエル等を餌とする。 ・調査地域内の草地や樹林等で確認されている。			ヒヨドリ	・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類はオオタカ等の餌資源となる。 ・鳥類調査において優占種であり、調査地域で広く確認されている。
区分	分類	種名	選定理由																							
上位性	哺乳類	ホンドキツネ	・ネズミ類、鳥類、大型のコガネムシ類等を餌とする生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域内の草地や樹林で確認されている。																							
	猛禽類	オオタカ	・主に小～中型鳥類やネズミ等の小型動物を捕食する生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域周辺で営巣が確認されている。																							
典型性	哺乳類	ノウサギ	・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や樹林で確認されている。																							
		ホンドタヌキ	・主に果実や、昆虫等の無脊椎動物を餌とする。 ・調査地域内の樹林等で確認されている。																							
	鳥類	ニホンイノシシ	・根茎や葉、果実、堅果、昆虫類、ミミズ、カエル等を餌とする。 ・調査地域内の草地や樹林等で確認されている。																							
		ヒヨドリ	・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類はオオタカ等の餌資源となる。 ・鳥類調査において優占種であり、調査地域で広く確認されている。																							

表 8-1.29 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要	
(続き) 生態系	(続き) 生態系	(2) 予測の結果	
		【工事の実施】	
		① 工事中の造成等の工事による一時的な影響 既存資料調査及び現地調査の結果、注目種の予測結果（概要）は以下のとおりである。 なお、上位性の注目種であるホンドキツネ及びオオタカは、動物の注目すべき種にも選定しており、予測結果は動物の項に示す。	
		注目種	予測結果
		典型性	典型性の注目種は、事業により生息環境の一部が改変されるものの、生息環境は対象事業実施区域周辺に広く存在する。よって、造成等の工事による影響は小さいと予測した。
		② 工事中の建設機械の稼働 既存資料調査及び現地調査の結果、注目種の予測結果（概要）は以下のとおりである。 なお、上位性の注目種であるホンドキツネ及びオオタカは、動物の注目すべき種にも選定しており、予測結果は動物の項に示す。	
注目種	予測結果		
典型性	典型性の注目種は、生息環境が対象事業実施区域外に広く存在しており、建設機械の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、建設機械の稼働による影響は小さいと予測した。		
【供用時】			
① 供用時の土地及び工作物の存在 既存資料調査及び現地調査の結果、注目種の予測結果（概要）は以下のとおりである。 なお、上位性の注目種であるホンドキツネ及びオオタカは、動物の注目すべき種にも選定しており、予測結果は動物の項に示す。			
注目種	予測結果		
典型性	事業により生息環境の一部は造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には、生息に適した環境が広く存在する。よって、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測した。		
② 供用時の施設の稼働 既存資料調査及び現地調査の結果、注目種の予測結果（概要）は以下のとおりである。 なお、上位性の注目種であるホンドキツネ及びオオタカは、動物の注目すべき種にも選定しており、予測結果は動物の項に示す。			
注目種	予測結果		
典型性	施設の稼働に伴う騒音等の発生により生息環境の悪化が懸念される。しかし、本種の生息環境は対象事業実施区域外に広く存在しており、生息環境の悪化が懸念される範囲は一部である。よって、施設の稼働による影響は小さいと予測した。		

表 8-1.30 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 生態系	(続き) 生態系	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>ほとんどの注目種については、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、造成等の工事に伴う影響は小さいと予測された。一方、オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認され、直接改変による主要な生息環境への影響は小さいものの、視覚的な変化による影響があると予測された。</p> <p>造成等の工事に伴う影響が予測された注目種に対しては、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を講じる。</p> <p>また、オオタカの環境保全措置には不確実性があるため、事後調査を実施し環境保全措置の効果の検証を行う。繁殖が確認されなかった場合にも、再営巣の有無の確認を目的にモニタリングを実施する。施工は通年実施するため、工事中に異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</p> <p>以上のことから、造成等の工事に伴いオオタカの繁殖に影響を及ぼす可能性があるものの、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>② 工事中の建設機械の稼働</p> <p>ほとんどの注目種については、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、建設機械の稼働に伴う影響は小さいと予測された。一方、オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認され、騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測された。</p> <p>建設機械の稼働に伴う影響が予測された注目種に対しては、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を講じる。</p> <p>また、オオタカの環境保全措置には不確実性があるため、事後調査を実施し環境保全措置の効果の検証を行う。繁殖が確認されなかった場合にも、再営巣の有無の確認を目的にモニタリングを実施する。施工は通年実施するため、工事中に異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴いオオタカの繁殖に影響を及ぼす可能性があるものの、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>全ての注目種について、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測された。</p> <p>以上のことから、土地及び工作物の存在に伴う注目種への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p> <p>② 供用時の施設の稼働</p> <p>全ての注目種について、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測された。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う注目種への環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。</p>

表 8-1.31 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 生態系	(続き) 生態系	<p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。</li> <li>・可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。</li> <li>・オオタカの求愛・造巣期～巣内育雛期は、可能な限り巣から離れた場所で施工する。</li> <li>・上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。</li> <li>・煙突の施工はクレーンの稼働等が伴うことから、オオタカの巣から見える高さ以上の煙突は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に施工する。</li> <li>・工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</li> </ul> <p>②工事中の建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。</li> <li>・可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。</li> <li>・工事着手時は、オオタカの巣外育雛期以降にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。</li> <li>・上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。</li> <li>・低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。</li> <li>・工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>土地及び工作物の存在に伴う注目種への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。</p> <p>②供用時の施設の稼働</p> <p>施設の稼働に伴う注目種への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。</p>



表 8-1.32 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
景観 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	<p>(1) 調査の結果            既存資料調査により把握した、対象事業実施区域周辺の主要な眺望点及び地域の人々が日常的に利用している場等の圍繞景観となる地点のうち、対象事業実施区域が視認される5地点（L1～L5：図7-1参照）において現地調査を2季（着葉季、落葉季）実施し、眺望景観の状況を把握した。</p> <p>(2) 予測の結果  <b>【供用時】</b>            ① 供用時の土地及び工作物の存在            事業計画に基づき、景観予測図（フォトモンタージュ）を作成し、落葉により対象事業実施区域への見通しが良くなる落葉季における眺望景観の変化を予測した。            各地点の予測結果は次図のとおりである。</p> <p>地点：L1（一休ヶ丘第5公園）            予測：眺望景観の変化はない</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現況</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>予測</p>  </div> </div> <p>地点：L2（国道307号（田辺西インターチェンジ交差点））            予測：眺望景観の変化は小さい</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現況</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>予測</p>  </div> </div>



表 8-1.33 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要	
(続き) 景観 (続き) 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	地点：L 3 (国道 307 号西側 (河内峠バス停)) 予測：眺望景観に変化が生じる 現況 	予測 
	地点：L 4 (国道 307 号沿道店舗 (馬廻交差点)) 予測：眺望景観の変化は小さい 現況 	予測 
	地点：L 5 (枚方市東部公園) 予測：眺望景観の変化は小さい 現況 	予測 

表 8-1.34 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 景観	(続き) 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>予測した5地点のうち、地点L2～L5の4地点については眺望景観に変化が生じるが、地点L3以外の変化は小さく、事業の実施により現状の眺望景観を著しく変化させるものではないと考えられる。</p> <p>地点L3については、眺望景観に変化が生じるが、施設の存在に伴う景観の影響への対策として環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を計画している。</p> <p>以上のことから、景観の影響への負荷低減にむけて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>また、景観の予測結果によると、新たな施設の出現によって一部の眺望景観に変化が生じるが、本事業では、景観における環境への負荷低減に積極的に努めるため、環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）のとおり周辺環境との調和を図る計画であることから、施設の存在による景観の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p>(4) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。</li> <li>・ 周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。</li> </ul>

表 8-1.35 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																																																																																										
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>(1) 調査の結果</p> <p>既存資料調査により把握した、対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、工事中の工事用車両の運行、供用時の新たな工作物の出現、施設の稼働及び施設利用車両の運行により影響が生じる可能性がある2地点（枚方市東部公園、甘南備山）において、現地調査を1季（秋期）実施し、人と自然との触れ合い活動の状況を把握した。</p> <p>①枚方市東部公園</p> <p>枚方市東部公園における利用者数は次表のとおりである。</p> <p>休日では1,000人程度、平日では150人程度の利用者が確認された。</p> <p>入場者数については、休日は11時～12時と15時～16時に多い傾向があり、平日は午後が多い傾向が見られた。</p> <p>退場者数については、休日は11時～12時に多く、平日は15時～16時に多い結果となった。</p> <p style="text-align: center;">枚方市東部公園の入場・退場者数</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="2">調査日</th> <th colspan="2">平日（平成30年10月17日（水））</th> </tr> <tr> <th>休日（平成30年10月14日（日））</th> <th></th> <th>入場人数</th> <th>退場人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9：00～10：00</td> <td>81</td> <td>66</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10：00～11：00</td> <td>139</td> <td>92</td> <td>18</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>11：00～12：00</td> <td>170</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>12：00～13：00</td> <td>130</td> <td>108</td> <td>9</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>13：00～14：00</td> <td>135</td> <td>121</td> <td>38</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>14：00～15：00</td> <td>152</td> <td>113</td> <td>25</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>15：00～16：00</td> <td>177</td> <td>116</td> <td>32</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,133<sup>（注）</sup></td> <td>826</td> <td>149</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>注. 休日では9:00時点で149人（野球によるグラウンド利用）の入場者が確認された。</p> <p>枚方市東部公園における利用目的及び利用頻度のヒアリング結果は次表のとおりである。</p> <p>利用目的については、休日、平日共に遊びが最も多く、続いてドッグランが多い結果となった。</p> <p>利用頻度については、休日は「月1～2日」と「はじめて」が多く、平日は「週1～2日」「月1～2日」「はじめて」が多い結果となり、全体的には「月1～2日」と「はじめて」が多い傾向が見られた。</p> <p style="text-align: center;">利用目的のヒアリング結果</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目的 日時</th> <th>野球</th> <th>ドッグラン</th> <th>遊び</th> <th>休憩</th> <th>散歩</th> <th>展望</th> <th>昼食</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>虫取り 1</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>遠足の下見 1 健康遊具 1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>26</td> <td>32</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">利用頻度のヒアリング結果</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>頻度 日時</th> <th>週1～2日</th> <th>週3～4日</th> <th>月1～2日</th> <th>月3～4日</th> <th>年1～2日</th> <th>年4回</th> <th>野球の時</th> <th>はじめて</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		時間	調査日		平日（平成30年10月17日（水））		休日（平成30年10月14日（日））		入場人数	退場人数	9：00～10：00	81	66	9	2	10：00～11：00	139	92	18	5	11：00～12：00	170	210	18	13	12：00～13：00	130	108	9	22	13：00～14：00	135	121	38	9	14：00～15：00	152	113	25	24	15：00～16：00	177	116	32	28	合計	1,133 <sup>（注）</sup>	826	149	103	目的 日時	野球	ドッグラン	遊び	休憩	散歩	展望	昼食	その他	休日	3	13	20	4	1	2	9	虫取り 1	平日	0	13	12	1	5	1	2	遠足の下見 1 健康遊具 1	合計	3	26	32	5	6	3	11	3	頻度 日時	週1～2日	週3～4日	月1～2日	月3～4日	年1～2日	年4回	野球の時	はじめて	休日	5	1	10	1	2	2	1	12	平日	4	1	5	1	2	1	0	4	合計	9	2	15	2	4	3	1	16
		時間	調査日		平日（平成30年10月17日（水））																																																																																																																							
			休日（平成30年10月14日（日））		入場人数	退場人数																																																																																																																						
		9：00～10：00	81	66	9	2																																																																																																																						
		10：00～11：00	139	92	18	5																																																																																																																						
		11：00～12：00	170	210	18	13																																																																																																																						
		12：00～13：00	130	108	9	22																																																																																																																						
		13：00～14：00	135	121	38	9																																																																																																																						
		14：00～15：00	152	113	25	24																																																																																																																						
		15：00～16：00	177	116	32	28																																																																																																																						
合計	1,133 <sup>（注）</sup>	826	149	103																																																																																																																								
目的 日時	野球	ドッグラン	遊び	休憩	散歩	展望	昼食	その他																																																																																																																				
休日	3	13	20	4	1	2	9	虫取り 1																																																																																																																				
平日	0	13	12	1	5	1	2	遠足の下見 1 健康遊具 1																																																																																																																				
合計	3	26	32	5	6	3	11	3																																																																																																																				
頻度 日時	週1～2日	週3～4日	月1～2日	月3～4日	年1～2日	年4回	野球の時	はじめて																																																																																																																				
休日	5	1	10	1	2	2	1	12																																																																																																																				
平日	4	1	5	1	2	1	0	4																																																																																																																				
合計	9	2	15	2	4	3	1	16																																																																																																																				

表 8-1.36 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要																																																																																																																								
(続き) 人と自然との触れ合いの活動の場	(続き) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>②甘南備山                      甘南備山における利用者数は次表のとおりである。                      休日では120人程度、休日では50人程度の利用が確認された。                      入場者数については、休日は10時～11時に多い傾向があり、平日は13時～14時に多い傾向が見られた。                      退場者数については、休日は13時～14時に多い傾向があり、平日は15時～16時に多い傾向が見られた。</p> <p style="text-align: center;">甘南備山の入場・退場者数 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査日 時間</th> <th colspan="2">休日（平成30年10月14日（日））</th> <th colspan="2">平日（平成30年10月17日（水））</th> </tr> <tr> <th>入場人数</th> <th>退場人数</th> <th>入場人数</th> <th>退場人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9：00～10：00</td><td>37</td><td>15</td><td>8</td><td>3</td></tr> <tr><td>10：00～11：00</td><td>55</td><td>7</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>11：00～12：00</td><td>13</td><td>14</td><td>2</td><td>10</td></tr> <tr><td>12：00～13：00</td><td>3</td><td>29</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr><td>13：00～14：00</td><td>5</td><td>36</td><td>14</td><td>3</td></tr> <tr><td>14：00～15：00</td><td>12</td><td>17</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr><td>15：00～16：00</td><td>6</td><td>5</td><td>3</td><td>16</td></tr> <tr><td>合計</td><td>131</td><td>123</td><td>47</td><td>47</td></tr> </tbody> </table> <p>甘南備山における利用目的及び利用頻度のヒアリング結果は次表のとおりである。                      利用目的については、休日、平日共に「散策・山歩き」「神社参拝」「展望」が多く、比率も高い結果となった。                      利用頻度については、休日は「週3～4日」が多く、平日は「週1～2日」「週3～4日」が多い結果となり、休日には見られなかった「毎日」との回答が見られた。</p> <p style="text-align: center;">利用目的のヒアリング結果 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目的 日時</th> <th>遊び</th> <th>休憩</th> <th>散策 山歩き</th> <th>神社参拝</th> <th>展望</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>虫取り 1</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>食事 1、踊り 1 コミュニケーション（歓談） 1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">利用頻度のヒアリング結果 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>頻度 日時</th> <th>週1～2日</th> <th>週3～4日</th> <th>月1～2日</th> <th>月3～4日</th> <th>年1～2日</th> <th>年4回</th> <th>初めて</th> <th>2回目</th> <th>毎日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				調査日 時間	休日（平成30年10月14日（日））		平日（平成30年10月17日（水））		入場人数	退場人数	入場人数	退場人数	9：00～10：00	37	15	8	3	10：00～11：00	55	7	11	6	11：00～12：00	13	14	2	10	12：00～13：00	3	29	3	1	13：00～14：00	5	36	14	3	14：00～15：00	12	17	6	8	15：00～16：00	6	5	3	16	合計	131	123	47	47	目的 日時	遊び	休憩	散策 山歩き	神社参拝	展望	その他	休日	1	2	15	11	13	虫取り 1	平日	0	3	16	9	10	食事 1、踊り 1 コミュニケーション（歓談） 1	合計	1	5	31	20	23	4	頻度 日時	週1～2日	週3～4日	月1～2日	月3～4日	年1～2日	年4回	初めて	2回目	毎日	休日	2	4	2	0	3	2	2	2	0	平日	4	4	1	0	1	1	3	0	3	合計	6	8	3	0	4	3	5	2	3
		調査日 時間	休日（平成30年10月14日（日））		平日（平成30年10月17日（水））																																																																																																																					
			入場人数	退場人数	入場人数	退場人数																																																																																																																				
		9：00～10：00	37	15	8	3																																																																																																																				
		10：00～11：00	55	7	11	6																																																																																																																				
		11：00～12：00	13	14	2	10																																																																																																																				
		12：00～13：00	3	29	3	1																																																																																																																				
		13：00～14：00	5	36	14	3																																																																																																																				
		14：00～15：00	12	17	6	8																																																																																																																				
		15：00～16：00	6	5	3	16																																																																																																																				
合計	131	123	47	47																																																																																																																						
目的 日時	遊び	休憩	散策 山歩き	神社参拝	展望	その他																																																																																																																				
休日	1	2	15	11	13	虫取り 1																																																																																																																				
平日	0	3	16	9	10	食事 1、踊り 1 コミュニケーション（歓談） 1																																																																																																																				
合計	1	5	31	20	23	4																																																																																																																				
頻度 日時	週1～2日	週3～4日	月1～2日	月3～4日	年1～2日	年4回	初めて	2回目	毎日																																																																																																																	
休日	2	4	2	0	3	2	2	2	0																																																																																																																	
平日	4	4	1	0	1	1	3	0	3																																																																																																																	
合計	6	8	3	0	4	3	5	2	3																																																																																																																	

表 8-1.37 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>(2) 予測の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の工事用車両の運行</p> <p>工事用車両の運行による、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測した。</p> <p>快適性の変化の要因としては、工事用車両の運行による大気質、騒音、振動の影響が考えられるが、大気質、騒音、振動の評価において、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在</p> <p>施設が存在による、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測した。</p> <p>快適性の変化の要因としては、施設が存在による景観の変化が考えられるが、甘南備山は対象事業実施区域を眺望できないため景観調査地点に選定されておらず、枚方市東部公園は景観の予測・評価において景観の変化は小さいと予測する。また、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測する。</p> <p>② 供用時の施設の稼働</p> <p>施設の稼働による、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測した。</p> <p>快適性の変化の要因としては、施設の稼働による大気質、騒音、振動、悪臭の影響が考えられるが、大気質、騒音、振動、悪臭の評価において、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測する。</p> <p>③ 供用時の施設利用車両の運行</p> <p>施設利用車両通行による、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測した。</p> <p>快適性の変化の要因としては、施設利用車両の通行による大気質、騒音、振動の影響が考えられるが、大気質、騒音、振動の評価において、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測する。</p>

表 8-1.38 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 人と自然との触れ合いの活動の場	(続き) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>(3) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の工事用車両の運行          工事用車両の運行による快適性の変化は小さく、また、事業の実施にあたっては、工事用車両の運行における大気質、騒音、振動の影響を低減させるため環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の土地及び工作物の存在          施設の使用による快適性の変化は小さく、また、事業の実施にあたっては、建物・煙突の色彩やデザインを地域景観との調和に留意して決定するなど、施設の使用による景観への影響を低減させるため環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>② 供用時の施設の稼働          施設の稼働による快適性の変化は生じず、また、事業実施にあたっては、施設の稼働における大気質、騒音、振動、悪臭の影響を低減させるため環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>③ 供用時の施設利用車両の運行          施設利用車両の通行による快適性の変化は小さく、また、施設利用車両の通行における大気質、騒音、振動の影響を低減させるため環境保全措置（(4)環境の保全及び創造のための措置）を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p>

表 8-1.39 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>(4)環境の保全及び創造のための措置</p> <p>【工事の実施】</p> <p>①工事中の工事用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。</li> <li>・環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。</li> <li>・工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。</li> </ul> <p>【供用時】</p> <p>①供用時の土地及び工作物の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。</li> <li>・周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。</li> </ul> <p>②供用時の施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。</li> <li>・送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は工場棟内部に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音防振対策を施す。</li> <li>・開口部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音防振対策を施す。</li> <li>・プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入する時のみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。</li> <li>・ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。</li> <li>・排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を 850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。</li> <li>・焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。</li> <li>・ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入する時のみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。</li> </ul> <p>③供用時の施設利用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用車両の運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努める。</li> <li>・施設利用車両の始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。</li> <li>・施設利用車両は、適宜、アイドル・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。</li> </ul>

表 8-1.40 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要					
廃棄物等	廃棄物・建設工事に伴う副産物（残土等）	(1) 予測の結果					
		【工事の実施】					
		① 工事中の造成等の工事による一時的な影響					
		事業計画及び類似事例に基づき、工事に伴う残土及び廃棄物等の種類ごとの発生の状況を把握し予測した。工事に伴う残土及び廃棄物等の発生量及び処理等の方法は次表のとおりである。					
		工事の実施による残土の発生量及び処理等の方法					
		区分	発生土 (掘削土・切土)	盛土	場内再利用土	残土	処理等の方法
		基盤造成	239,000m <sup>3</sup>	54,800m <sup>3</sup>	—	184,200m <sup>3</sup>	残土発生量を軽減するよう、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
		施設建設	24,500m <sup>3</sup>	—	7,000m <sup>3</sup>	17,500m <sup>3</sup>	
		合計	263,500m <sup>3</sup>	54,800m <sup>3</sup>	7,000m <sup>3</sup>	201,700m <sup>3</sup>	
		廃棄物等の発生量及び処理等の方法（焼却施設の建設）					
種類		発生量(t)	処理等の方法				
廃プラスチック類		70	産業廃棄物処理業者に委託処理		最終処分場に埋立		
木くず		1,600					
紙くず		60					
金属くず		70	製鉄等原料として売却		再資源化		
がれき類	コンクリート破片	130	産業廃棄物処理業者に委託処理				
	アスファルト・コンクリート破片	60					
	その他のがれき類	60					
その他(混合廃棄物)		200			最終処分場に埋立		
【供用時】							
① 供用時の廃棄物の発生							
事業計画及び類似事例に基づき、施設の稼動に伴う焼却灰等の廃棄物の種類ごとの発生の状況を把握し予測した。施設の稼動に伴う焼却灰等の廃棄物の発生量及び処理等の方法は次表のとおりである。							
発生する廃棄物と処理等の方法（施設の稼動）							
種別	単位	発生量	処理等の方法				
焼却灰	t/年	3,175	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守し、国が定めた安定化処理を行った後、最終処分する。				
飛灰	t/年	2,287					



表 8-1.41 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 廃棄物等</p>	<p>(2)評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <p>本事業では、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の対策として環境保全措置（(3)環境の保全及び創造のための措置）を実施する。</p> <p>残土については工事の実施による影響を低減するため、できる限り発生土の場内再利用に努めていることから、事業者の実施可能な範囲内で残土の影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>建設工事に伴い発生する廃棄物については、排出量抑制、再資源化、適正処理に向けた環境の保全及び創造のための措置が講じられることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>また本事業では、「建設リサイクル推進計画 2008」及び「京都府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」に示された特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標の達成と維持に支障を及ぼさないよう、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、再資源化に向けた取り組みを行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の基準等に適合した、適正な処理・処分方法の積極的な採用に取り組んでいく計画であり、工事の実施にあたっては、環境保全措置（(3)環境の保全及び創造のための措置）を講じ、より一層の廃棄物等の発生抑制等に努める計画である。</p> <p>以上のことから、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の廃棄物の発生</p> <p>本事業では、施設の供用に伴い発生する廃棄物対策として環境保全措置（(3)環境の保全及び創造のための措置）を実施し、施設の稼働による廃棄物について、廃棄物量を出来るだけ抑制し、適正に処分する計画であることから、事業者の実行可能な範囲内で施設稼働により発生する廃棄物の影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>また本事業では、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の発生を極力抑制し、発生した廃棄物については可能な限り再使用または再資源化に努め、廃棄処分する際には法令を遵守し環境保全に配慮した適正な処理・処分を行い、施設の稼働にあたっては、環境保全措置（(3)環境の保全及び創造のための措置）を講じ、より一層の廃棄物の発生抑制等に努める計画である。</p> <p>以上のことから、施設の供用に伴い発生する廃棄物の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p>

表 8-1.42 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
(続き) 廃棄物等	(続き) 廃棄物・建設工事に伴う副産物(残土等)	<p>(3)環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の造成等の工事による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。</li> <li>・施設の建設にあたっては、環境に配慮した材料を積極的に導入し、建設現場での廃棄物等の発生抑制に努める。</li> <li>・工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。</li> <li>・発生した土砂を仮置する場合は飛散防止等の周辺環境に配慮するように指導を徹底する</li> <li>・建設廃棄物等を搬出する際は、関係法令を遵守し、処理を適正に行う。また、可能な限り再資源化に努める。</li> <li>・車両のタイヤ又は車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行する。</li> <li>・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。</li> <li>・工事において、分別の徹底、工場加工資材の活用、搬入資材梱包の簡素化、適正処理の徹底等を指導する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の廃棄物の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。</li> <li>・施設の設計に際しては、焼却灰等の飛散防止に留意し、焼却灰と飛灰とは分離貯留とする。</li> <li>・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生量の抑制に努めるとともに、適正に処理する。</li> <li>・廃棄物の有効利用を推進するため、分別排出を徹底し、職員や施設運営事業者への周知徹底及び適切な指導を行う。</li> </ul>

表 8-1.43 調査等の結果

環境要素		調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要							
温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）	(1) 予測の結果							
		【工事の実施】							
		① 工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行							
		事業計画に基づき、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を予測した。予測結果は次表のとおりである。							
		(t-CO <sub>2</sub> /工事期間)							
工事の実施	発生行為	使用燃料等		CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	CO <sub>2</sub> 総排出量		
		建設機械の稼働	軽油使用量 (L/工事期間)	1,248,536	3,227	—	—	3,227	
		工事用車両の運行 (大型車)	軽油使用量 (L/工事期間)	34,014	87	—	—	87	
			運行距離 (km/工事期間)	211,907	—	0.1	2.8	2.9	
		工事用車両の運行 (小型車)	ガソリン使用量 (L/工事期間)	47,634	111	—	—	111	
			運行距離 (km/工事期間)	914,565	—	0.1	0.8	0.9	
		計							3,430
		【供用時】							
		① 供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行							
		供用時における施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を予測した。予測結果は次表のとおりである。							
		(t-CO <sub>2</sub> /年)							
施設の供用	発生行為・使用燃料等	活動量	CO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 削減量	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	CO <sub>2</sub> 総排出量		
		施設の稼働	ごみ焼却量(湿重量) (t/年)	41,794	—	—	1	706	707
			プラスチック類の量(乾重量) (t/年)	5,737	15,891	—	—	—	15,891
			合成繊維の量(乾重量) (t/年)	1,514	3,467	—	—	—	3,467
		助燃料(灯油)の量(L/年)	98,850	246	—	—	—	246	
		消費電力量(kWh/年)	6,222,000	2,190	—	—	—	2,190	
		発電量(kWh/年)	22,915,200	—	8,066	—	—	-8,066	
		計							14,435
		ごみ搬出入車両の走行	軽油使用量(L/年)	281,398	726	—	—	—	726
			運行距離(km/年)	1,778,440	—	—	0.5	23	24
			計						
		計							15,185
				注. CH <sub>4</sub> とN <sub>2</sub> Oの排出量は、各発生行為の使用燃料等に各温室効果ガスの排出係数を乗じた上、温暖化係数を用いてCO <sub>2</sub> に換算した量を示す。					

表 8-1.44 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 温室効果ガス等</p>	<p>(2) 評価の結果</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>① 工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行</p> <p>本事業では、工事の実施に伴う温室効果ガスによる地球温暖化対策として環境保全措置（(3) 環境の保全及び創造のための措置）を実施することから、温室効果ガスによる環境への負荷の低減に向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>また予測結果によると、工事期間中の温室効果ガスの排出量は、約 0.34 万 t-CO<sub>2</sub> となり、参考までにこの値を京都府全体の温室効果ガスの年間排出量 1,206 万 t-CO<sub>2</sub>（2017 年度）、大阪府全体の温室効果ガスの年間排出量 5,614 万 t-CO<sub>2</sub>（2016 年度）と比べると、京都府では約 0.03%、大阪府では約 0.006% であり、工事の実施にあたっては環境保全措置（(3) 環境の保全及び創造のための措置）を講じ、より一層の温室効果ガス発生抑制に努める計画であることから、環境保全措置は「京都府地球温暖化対策推進計画」における施策の推進に寄与するものである。</p> <p>以上のことから、工事の実施に伴い発生する温室効果ガスの影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>① 供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行</p> <p>本事業では、施設の供用に伴う温室効果ガスによる地球温暖化対策として、環境保全措置（(3) 環境の保全及び創造のための措置）を計画していることから、温室効果ガスによる環境への負荷の低減に向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>また、京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成 18 年 10 月に策定し、その後、平成 22 年 10 月には同条例の改正が行われ、平成 23 年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40% を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25% を削減することを新たな目標として設定し、平成 23 年 4 月に施行している。これに伴い「京都府地球温暖化対策推進計画」も平成 23 年 7 月に改定している。なお、国は平成 27 年 10 月に、「2013 年度比 26% 減」という 2030 年までの新たな温室効果ガス削減目標を決めている。</p> <p>予測結果によると、施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は、約 1.5 万 t-CO<sub>2</sub> と予測された。この内、発電による温室効果ガスの削減分は、約 0.96 万 t-CO<sub>2</sub> となり、発電しなかった場合を想定した排出量 2.3 万 t-CO<sub>2</sub> からすると約 35% の削減効果と試算される。</p> <p>参考までにこの値を京都府全体の温室効果ガスの年間排出量 1,206 万 t-CO<sub>2</sub>（2017 年度）、大阪府全体の温室効果ガスの年間排出量 5,614 万 t-CO<sub>2</sub>（2016 年度）と比べると、京都府では約 0.12%、大阪府では約 0.03% であり、施設の供用にあたっては、環境保全措置（(3) 環境の保全及び創造のための措置）を講じ、より一層の温室効果ガス発生抑制に努める計画であることから、環境保全措置は「京都府地球温暖化対策推進計画」における施策の推進に寄与するものである。</p> <p>以上のことから、施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。</p>

表 8-1.45 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全のための措置の概要
<p>(続き) 温室効果ガス等</p>	<p>(3)環境の保全及び創造のための措置</p> <p><b>【工事の実施】</b></p> <p>①工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 法律第 100 号）に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。</li> <li>・工事工法や建設機械の選定に際しては、再使用あるいは再生利用が可能な資材を使用し、低炭素型建設機械を使用する等、省エネルギーに配慮するよう指導を徹底する。</li> <li>・建設機械や工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。</li> <li>・工事用車両の過積載防止に対する指導を徹底する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>①供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。</li> <li>・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。</li> <li>・循環型社会・低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるとい環境教育の観点から、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用する。</li> <li>・ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃料の消費量の低減を図る。</li> <li>・ごみ収集車等の施設利用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。</li> </ul>



## 第9章 事後調査の内容

### 9-1 事後調査の方針

本事業の実施が、対象事業実施区域及び周辺的环境に及ぼす影響について検討するため、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものとする。

しかしながら、本事業は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮して施設を整備することを基本方針としており、地域の方々に安心して頂けるように事業者として環境への負荷の低減に向けて実行可能な範囲で取り組むため、事後調査を行う計画である。

本事業は、建設工事請負業者等の決定後に性能発注方式に基づいて詳細な実施計画が行われる。このことから、事後調査の項目は、現段階で設定した予測条件に不確実性を伴っている項目についても考慮に入れて選定するものとする。また、事後調査の結果に基づき、環境の保全及び創造のための適切な措置を講じる必要がある場合には、京都府等の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、事後調査報告書としてとりまとめて京都府へ提出した後、京都府より公告・縦覧されることとなっている。

なお、今後、事後調査の具体的な実施段階では、本事業の建設工事請負業者等の決定後に行われる詳細な計画をふまえた調査内容（数量、地点等）を再度検討する計画である。

### 9-2 事後調査の項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表 9-2.1に示す。

選定した項目は、大気質、騒音、動物、生態系、植物、景観の6項目である。

表 9-2.1(1) 事後調査の項目の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事中				供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄						●		<p>工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧奨し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、施設運営業者によって環境保全目標値の遵守が担保されている。しかしながら、施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の諸元に不確実性が若干あることを勧奨し、一般環境大気質に関する事後調査を実施する。</p> <p>なお、施設利用車両の運行に伴う影響は、予測結果が現況と比べて大きく変化しないことや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧奨し、事後調査は実施しないこととする。</p>	
			浮遊粒子状物質						●			
			窒素酸化物							●		
			ダイオキシン類							●		
			有害物質 (塩化水素、水銀)									●
			粉じん									
	超低周波音	騒音及び 超低周波音	騒音							●	<p>工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧奨し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。</p> <p>しかしながら、現況で施設利用車両走行ルート沿道の騒音レベルが環境基準を超過していることを勧奨し、道路交通騒音に関する事後調査を実施する。</p>	
			超低周波音									
		振動	振動									
	水環境	水質	悪臭	悪臭							<p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う悪臭の影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧奨し、事後調査は実施しないこととする。</p>	
水の濁り (SS)										<p>工事中の造成工事によって一時的に裸地面が出現することによる濁りの影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、工事期間が限られた一時的なものであることや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧奨し、事後調査は実施しないこととする。</p>		



表 9-2.1(2) 事後調査の項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中				供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象							<p>工事の実施に伴う造成等による地形の改変による影響については、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勧告し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>また、工事の実施に伴う土壌汚染の影響については、工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行うことから、事後調査は実施しないこととする。</p>
		土壌	土壌汚染							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種・注目すべき生息地	● ●						<p>造成等の工事及び建設機械の稼働に伴うオオタカへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、工事期間中及び工事完了後1年目の事後調査を実施する。</p> <p>土地又は工作物の存在及び施設の稼働に伴うオオタカへの影響は小さいと予測されたことから、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>造成等の工事に伴うコクランへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、事後調査を実施する。</p> <p>土地又は工作物の存在に伴うコクランへの影響もであると予測されたものの、代償措置により施設の供用時には影響が予測される個体は存在しないことから、事後調査は実施しないこととする。</p>	
	生態系	地域を特徴づける生態系	● ●							
	植物	重要な種及び群落	●							
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観				●			<p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響については、新たな施設の出現によって一部の眺望景観に変化が生じることを勧告し、事後調査を実施する。</p> <p>工事中及び供用時の人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勧告し、事後調査は実施しないこととする。</p>	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								

表 9-2.1(3) 事後調査の項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事中				供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境要素の区分									
予測及び評価されるべき環境要素 環境への負荷の量の程度により	廃棄物等	廃棄物							工事中及び供用時の廃棄物等及び温室効果ガスへの影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないこととする。
		建設工事に伴う副産物(残土等)							
	温室効果ガス等	温室効果ガス(二酸化炭素等)							

### 9-3 事後調査の手法等

#### 9-3-1 工事の実施

##### (1) 動物・生態系（オオタカ）

###### 1) 調査目的

オオタカについて、工事の実施時における繁殖状況を把握するため、事後調査を計画する。

###### 2) 調査対象

調査対象は、オオタカとする。

###### 3) 調査方法

調査方法は、定点調査及びビデオカメラ撮影によるものとする。

###### 4) 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域周辺半径1 km範囲内の3 定点とする。

###### 5) 調査期間等

調査期間は、工事期間中の繁殖期及び工事完了後1 年目の繁殖期とする。

##### (2) 植物（コクラン）

###### 1) 調査目的

コクランについて、工事の実施時における生育状況を把握するため、事後調査を計画する。

###### 2) 調査対象

調査対象は、コクランとする。

###### 3) 調査方法

調査方法は、踏査による個体数及び生育状況の記録とする。

###### 4) 調査地点

調査地点は、コクランの移植場所とする。

###### 5) 調査期間等

調査期間は、工事期間中の開花期に1 回とする。

### 9-3-2 土地又は工作物の存在及び供用

#### (1) 大気質

##### 1) 調査目的

大気質については、施設の稼働後における一般環境大気質の状況を把握するため、事後調査を計画する。

##### 2) 調査対象

調査対象は、環境影響評価に係る調査、予測及び評価で対象とした二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の6物質とする。

##### 3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

##### 4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した一般環境大気質調査地点4地点(A2～A5)と実行可能な範囲で同一のものとする。調査地点の概要を表9-3.1に示す。

表 9-3.1 事後調査地点（一般環境大気質）

地点	位置	概要
A2	<small>たきぎ</small> 薪小学校	一般環境大気質調査地点 ：住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
A3	田辺公園	
A4	<small>ふげんじ</small> 普賢寺浄水場	
A5	<small>そうや</small> 宗谷公園	

##### 5) 調査期間等

調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において2季に各季1週間(7日間)とする。

#### (2) 騒音

##### 1) 調査目的

騒音については、施設の稼働後における道路交通騒音の状況を把握するため、事後調査を計画する。

##### 2) 調査対象

調査対象は、環境影響評価に係る調査、予測及び評価で対象とした道路交通騒音とする。

##### 3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

##### 4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した2地点(N2、N3)と実行可能な範囲で同

一のものとする。調査地点の概要を表 9-3.2に示す。

表 9-3.2 事後調査地点（道路交通騒音）

地点	位置	概要
N 2	田辺低区配水池	搬入路沿道において住居の用に供されている場所（住居地等）の近傍
N 3	氷室低区配水場	

5) 調査期間等

調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において1季（秋季）に1日（24時間）とする。

(3) 景観

1) 調査目的

景観については、施設の供用時における眺望景観の状況を把握するため、事後調査を計画する。

2) 調査対象

調査対象は、対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観の状況とする。

3) 調査方法

調査方法は、環境影響評価に係る調査で実施した方法と実行可能な範囲で同一のものとする。

4) 調査地点

調査地点は、環境影響評価に係る調査で実施した対象事業実施区域が視認される5地点と実行可能な範囲で同一のものとする。調査地点の概要を表 9-3.3に示す。

表 9-3.3 事後調査地点（景観）

地点	名称（位置）	概要
L 1	一休ヶ丘第5公園	地域の人々が日常的に利用している場等の圍繞景観となる地点
L 2	国道307号（田辺西インターチェンジ交差点）	
L 3	国道307号西側（河内峠バス停）	
L 4	国道307号沿道店舗（馬廻交差点）	
L 5	枚方市東部公園	

5) 調査期間等

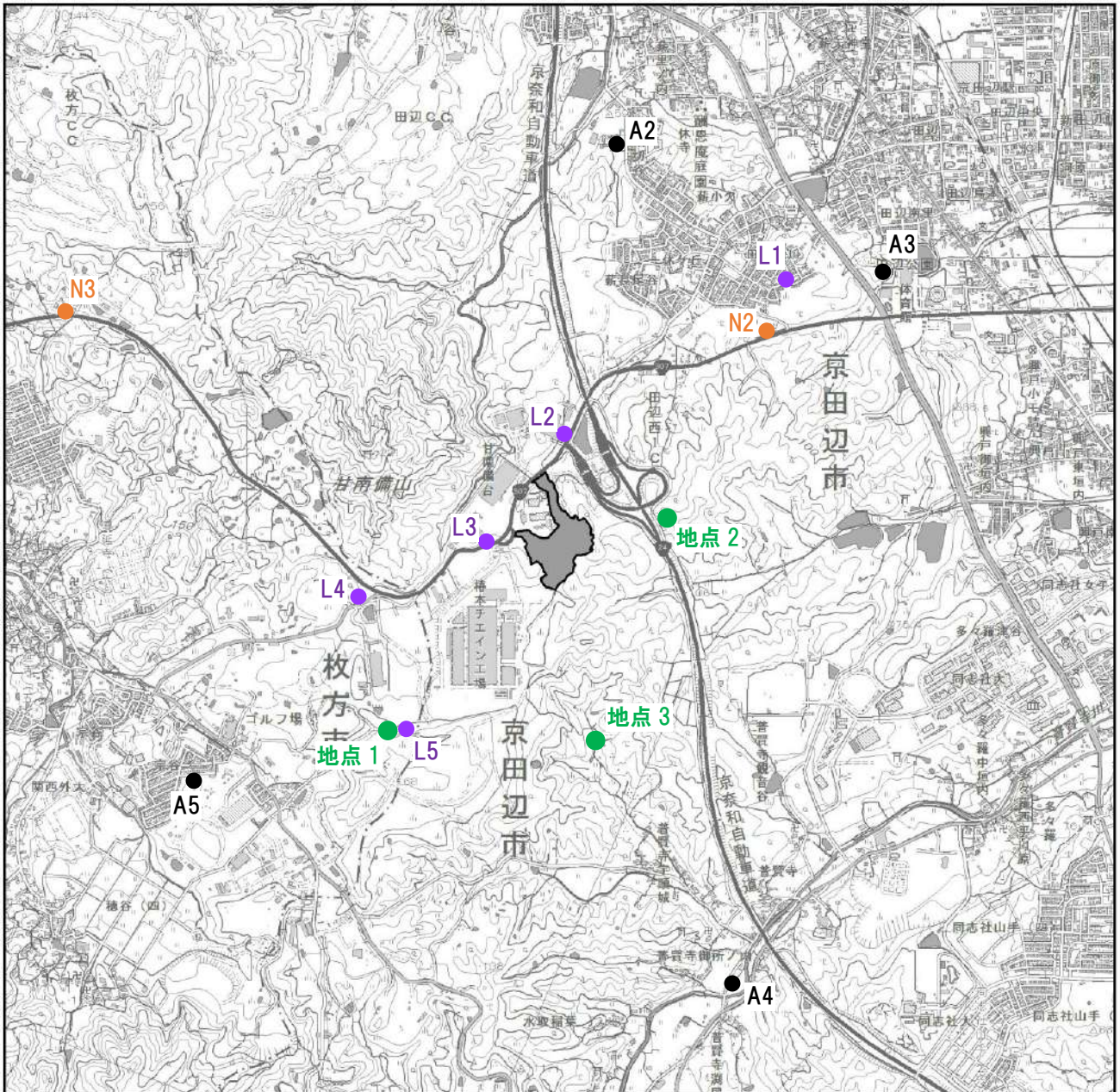
調査期間は、施設の稼働が定常状態となった時期において2季（着葉季及び落葉季）の実施とする。

9-3-3 まとめ






事後調査の概要及び調査地点をまとめたものを表 9-3.4に、事後調査地点位置図を図 9-3.1に示す。

表 9-3.4 事後調査の概要（案）

調査項目	調査対象		調査方法	調査地域 ・地点	調査時期等		
					調査時期	調査回数	
工 事 中	動物	動物及び生態系の状況	オオタカ	定点調査及びビデオカメラ撮影	対象事業実施区域周辺半径1km範囲内の3定点	工事期間中の繁殖期	適時
	生態系					工事完了後1年目の繁殖期	
	植物	植物の状況	コ克蘭	踏査による個体数及び生育状況の記録	コ克蘭の移植場所	工事期間中の開花期	1回
供 用 時	大気質	一般環境大気質の状況	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域周辺（4地点）	施設の稼働が定常となる時期	2季×7日間（1時間値）
			ダイオキシン類	サンプリング分析			2季×7日間（1検体/季）
			塩化水素、水銀				
	騒音	道路交通騒音の状況	道路交通騒音	騒音計の設置による自動連続測定	施設利用車両が通過する搬入路沿道（2地点）	施設の稼働が定常となる時期	1季（秋季）×1日（24時間）
	景観	眺望景観の状況	対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観の状況	デジタルカメラを用いて調査地点から対象事業実施区域方向を撮影	対象事業実施区域が視認される5地点	施設の稼働が定常となる時期	2季（着葉季及び落葉季）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  一般環境大気質 (A2~A5)
-  道路交通騒音 (N2、N3)
-  才才タ力 (地点1~地点3)
-  景観 (L1~L5)

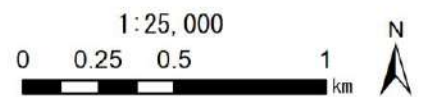


図 9-3.1 事後調査地点位置図





## 第10章 環境影響に係る総合的な評価

本事業の実施に伴う環境影響の評価は、工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用による環境影響が「実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていること、必要に応じて環境の保全及び創造についての配慮が適正になされていること」及び「環境影響の予測結果に基づき、国又は府等の環境の保全及び創造に関する施策によって基準が示されている場合は、該当基準又は目標との整合が図られていること」の観点から実施した。

本事業における対象事業実施区域は、京都府京田辺市田辺ボケ谷及び甘南備台二丁目地内ほかに位置し、現在、現有施設である甘南備園焼却施設に隣接した場所である。また、施設への国道307号からの進入道路として、本事業と同時期に京田辺市道が造成整備されることから当該市道整備工区についても、対象事業実施区域に含めて評価を行っている。

対象事業実施区域の周辺は、西側に東部清掃工場、東側に京奈和自動車道が隣接しており、最寄りの住宅は敷地境界の北東約0.7kmと離れ、対象事業実施区域に近接した場所にはない。

本事業は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮して施設を整備することを基本方針としている。

さらに、環境影響を可能な限り低減するため、本環境影響評価では、本事業による事業特性及び自然的状況、社会的状況等の地域特性を勘案し、工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用による環境影響要因に応じて適切な環境影響評価項目の選定を行い、項目ごとに調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置を検討した。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目である。各環境要素の調査、予測及び評価の結果及び環境の保全及び創造のための措置の概要は、「第8章 調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

また、「第9章 事後調査の内容」に記載のとおり的事後調査を実施し、その結果に基づき環境の保全及び創造のための適切な措置を講じる必要がある場合には、京都府等の関係機関と協議の上、適切に対応するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、造成工事業者、施設整備・運営事業者が遵守すべき内容を明確化し、事業全体として適切に環境の保全及び創造のための措置を講じた上で、施設整備に取り組んでいく考えである。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されており、また必要に応じて環境の保全及び創造についての配慮が適正になされているものと評価する。



## 第11章 その他規則で定める事項

### 11-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 11-1.1に示す。

表 11-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所長	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規程の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

### 11-2 準備書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店

代表者：妹尾 嘉之

所在地：大阪府大阪市中央区城見1-4-70